





特16  
451

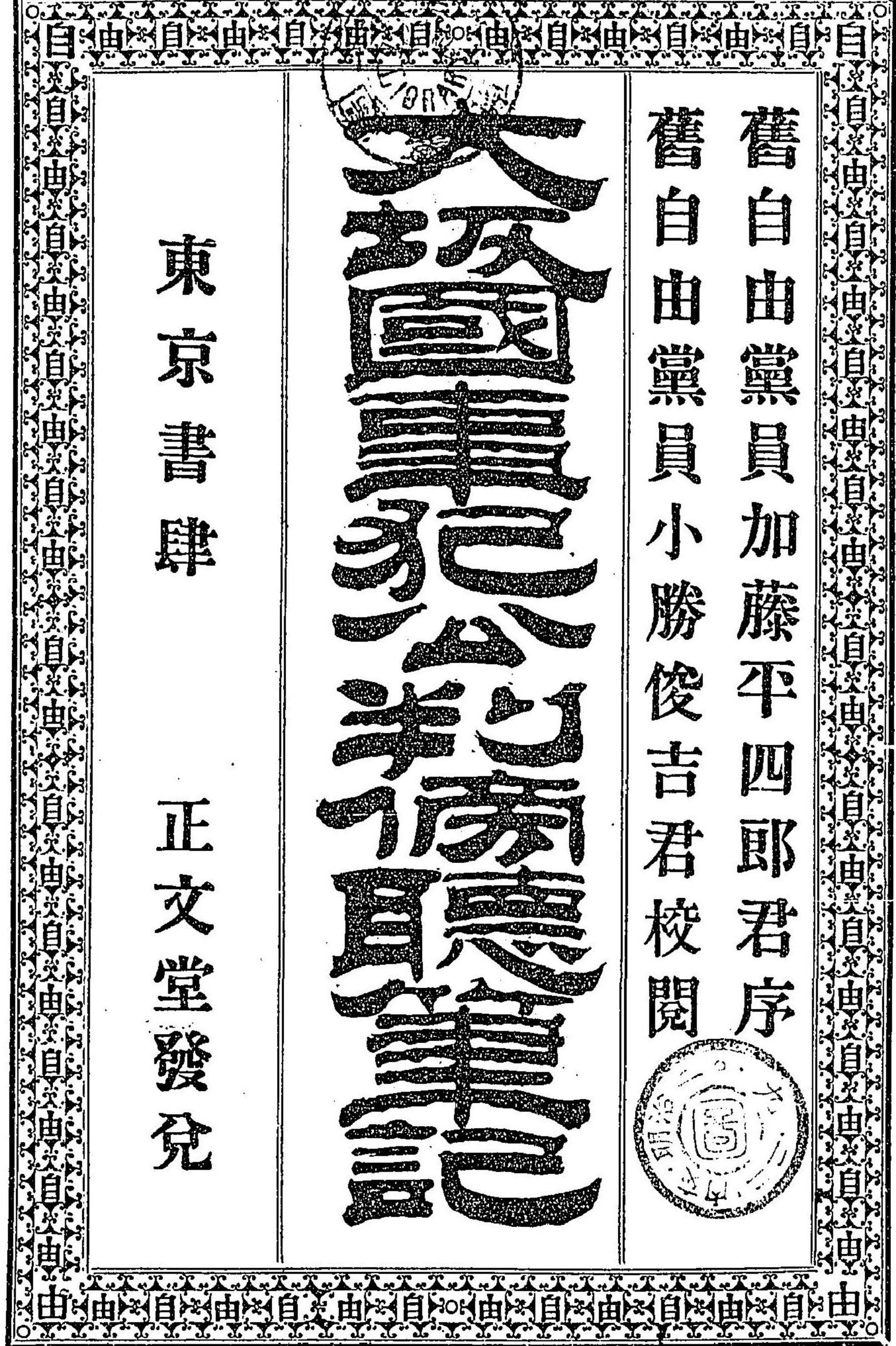
舊自由黨員加藤平四郎君序  
舊自由黨員小勝俊吉君校閱



# 大國事批判叢書

東京書肆

正文堂發兌



大坂國事犯公判傍聽筆記序

凡ソ人ノ善惡ハ一事ノ成敗ヲ以テ未タ容易ニ之ヲ  
判スルヲ得サルナリ其成ルモノ未タ必スシモ善ナ  
ラス其敗ル、モノ未タ必スシモ惡ナラサルハ古人  
成敗ノ跡ニ就テ歷々徴ス可キモノアリ予今回ノ國  
事犯事件ニ於テ之ヲ見ル然ルニ世ニ一種ノ論者アリ  
唯其形ヲ見テ輕々其愚ヲ笑フト雖モ是未タ本件  
ノ原因ヲ究メサルノ妄評ト云フヘキノミ予ハ本件  
被告諸子ト交際アルノ知友ナリ皆能ク其志ヲ知ル  
其人トナリハ剛毅深沈ニシテ其心事ハ皆身ヲ國家  
ノ犧牲ニ供シ社會ノ改良ヲ自任スルノ志士ナリ其  
事ノ敗レタルハ又只氣運狀勢ノ然ラシムル所ナリ

トス若シ當時ニ在テ只其成敗ヲ以テ人ヲ評セハ古  
ノ忠良モ未タ必スシモ忠良ナラサルナリ其奸邪モ  
未タ必スシモ奸邪ナラサルナリ本件諸士ノ善惡正  
邪ハ後世自ラ定論アラシク何ソ輕々シク之ヲ今日ニ  
論斷スルヲ須ヒンヤ頃日書肆朝野子本件公判傍聽  
筆記ヲ編輯シテ之ヲ世ニ公ニセントス讀者幸ニ此  
意ヲ以テ此書ヲ熟讀玩味セハ或ハ誤認ナキニ庶幾  
カラシク依テ其請ニ應シテ一言ヲ卷首ニ序ス

明治丁亥八月某日於東都挽街倚居

三樂樓主人識

### 凡例

- 一 本編ハ當時大坂ニ開廷中ナル近來未曾有ノ
- 一 大獄國事犯事件公判ノ傍聽筆記ヲ數種ノ  
新聞紙等より最モ精細確實ナル者ヲ抄録シ  
テ前編後編ノ二冊トナシ第壹卷ニハ先ツ公  
訴狀ヨリ始メ事實の調及辨論ヲ記載シ以下  
判決ニ至ル迄ヲ第二卷トナスヘシ
- 一 本書口畫ニ大井氏以下該國事犯關係ノ諸氏  
數十名及ヒ嘗テ國事犯ニ斃レ又ハ同刑ニ處  
セラレシ江藤新平氏島田一郎氏等數氏ノ石  
版肖像ヲモ挿入セントノ計畫ナリシモ早急  
本文ヲ印刷ニ附セシヲ以テ今畫ク之ヲ圖ス

○該國事和事件にて最も有名なる景山英女の許へ千葉の板倉中氏の令閨比佐子より書面を贈りて其幽情を慰められしを同女よりも其答書を送りたりし其往復の書面を得しとてめざまし新聞紙上掲載ありしを抜萃して左に記載す

未だ御目もあはれいたし侍らず候へども豫てより我同胞の爲にとて御心を盡され玉ひぬる御志さの程は私かよ御慕わく存上げ参らせ候たゞ悲さの御志さをも果し給はずあらびたる囚獄の中の御住る殊に男子のみよて同志の友よ女子とて一人もなくあけくれ徒然に御過し遊ばされ候御心の中さこそと思はかられて御いたしに限り候去りながら御身ひとり斯までに限りなきうさ目を嘗め玉ふて我同胞姉妹をして自ら耻ぢ又自ら起しむるの鏡ともなりなん左ればたゞひ御志さ

しは果し玉はずとも其いさほしの大なることうんち上げ参らせ候まゝ少々の御心を慰め給はれかし今日の御境遇は哀しきその限りには侍れども世のあぢきなきは今も昔もかへらぬとと御あさぐめたゞ御身を大切に遊ばし候やう偏にねんち上参らせ候此書籍は圀圖の裏の御心やりよもとさし上候まゝ御納下され度候又御笑草やよ蜂腰二首相そへ候まゝ御笑覽賜りたく候猶申上たきとも山々に候へども公の法も候へハおし筆とめ参らせ候かしく

難波江のあらし浪路に身をつくし心を盡す世があらまなき  
大丈夫も耻ぢやしぬらん世を思ふ君がまことのやまと心よ

千葉 板倉 うち

水無月廿日の夜

景山英女史

比佐子 より

煩熱銷金之候突然雲章を辱なふし玩讀慰感未た拜顔と得ず候  
へども轉る景慕の情日夜相加はり申候偏に御憫察可被下候さ  
て愚妹事今回不幸よも斯く鐵窓の下に伸吟するの身と相成候  
へども幸に賢姉始め諸婦人方より御慰問に預り誠に満足に至  
りし御座候乍併我國婦女子輩が古來の陋習を一洗し迷夢と覺  
破せしむる乃學識なく剩さへ貴姉の如き憂世愛國の志に富ま  
るゝ有爲の方々へ對し十分なる御満足と與ふるの結果呈す  
る能はず事の空しく土羹は屬せしハ管に愚妹輩乃不幸なるの  
みよ非ず實に我國の不幸と申すも敢て溢言は非すと存じ遺憾  
此事は御座候さて御高吟は對し愚妹も何か御笑草に供すべき  
筈に候へども貴諭乃如く當時縲紲の身は候へハ不如意にて如

何に焦心致候とも甲斐なく御諒察被下度候且書籍御惠投被下  
御芳志の段肝銘胸刻奉万謝候何れ愚妹も今回ハ幾年間か不用  
の身と相成候事と想像仕候へは何卒御憫察被成下大姉の鋭敏  
なる資性を以て古來陋習傳染の婦女輩に我國と死生を共とす  
るの愛國心を起さしむる様御盡力の程願上候其他申上度堆積  
满腔に候へども右にも申上候次第故先は閣筆仕候時下炎熱折  
角御自愛あらんとを頓首百拜

大坂在監人

七月廿九日

景山 英

板倉比佐子様

ルニ違アラス故ニ僅々數名ノ畫像ヲ載ス他  
日前後ヲ合セテ壹卷トナスノ日編者ノ意思  
ヲシテ充分満足セシムヘシ又編中數個ノ圖  
畫ヲ加ヘシハ筆記中ノ意ヲシテ一層明瞭ナ  
ラシメントヲ欲スルニアリ且筆記ノ校合ニ  
至テハ再三再四注意ニ注意ヲ加ヘタリシモ  
專ラ至急ノ成功ヲ主トセシヲ以テ誤植脱漏  
或ハ之ナシト保シ難シ看客諸彦乞フ之ヲ諒  
シ給ヘハ幸甚

八

明治二十年八月中辭

編者識





磯山清兵衛氏



小林権雄氏



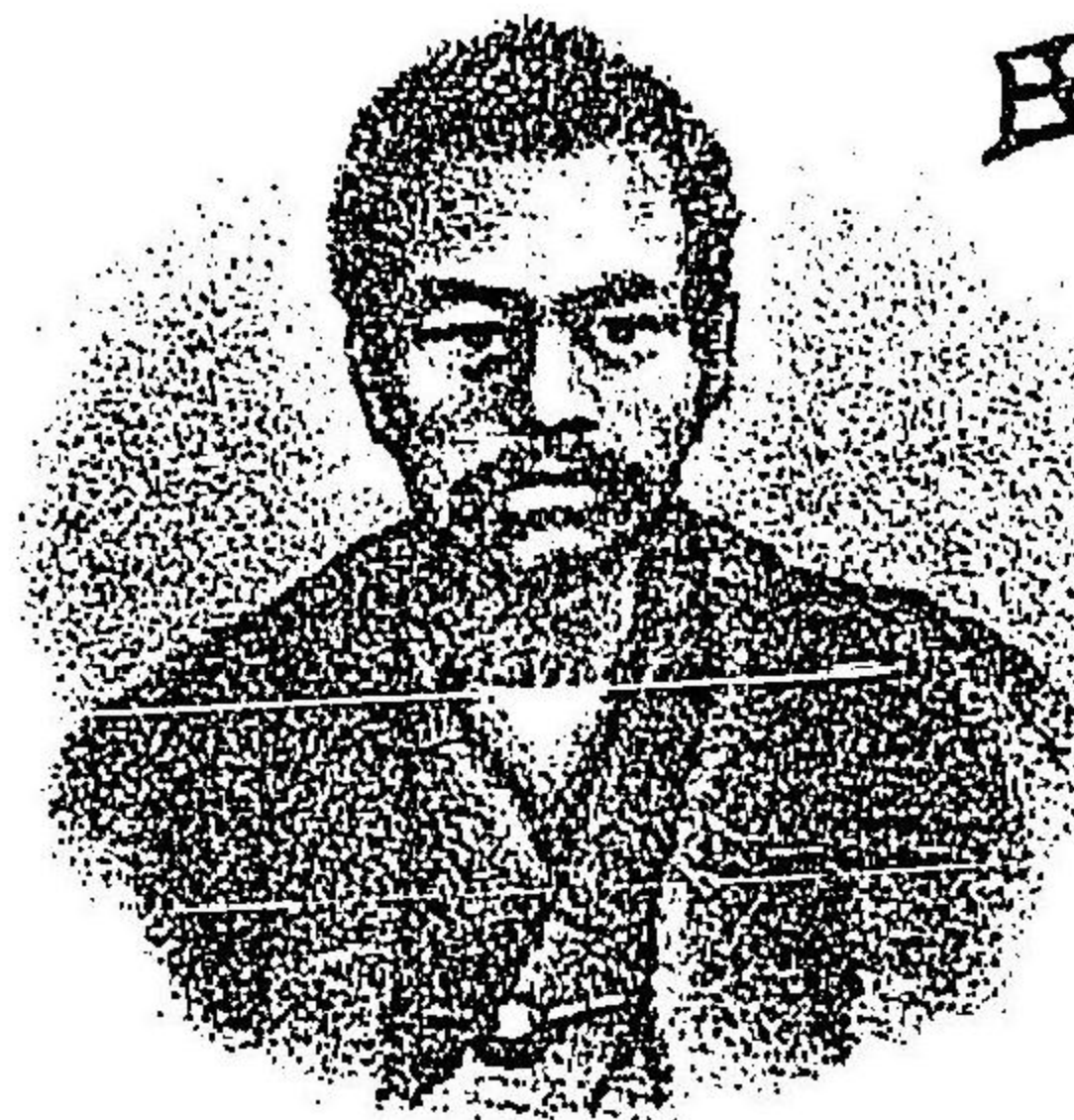
大井憲太麗氏



山本憲氏



稻垣示氏




落合寅市氏



景山英女

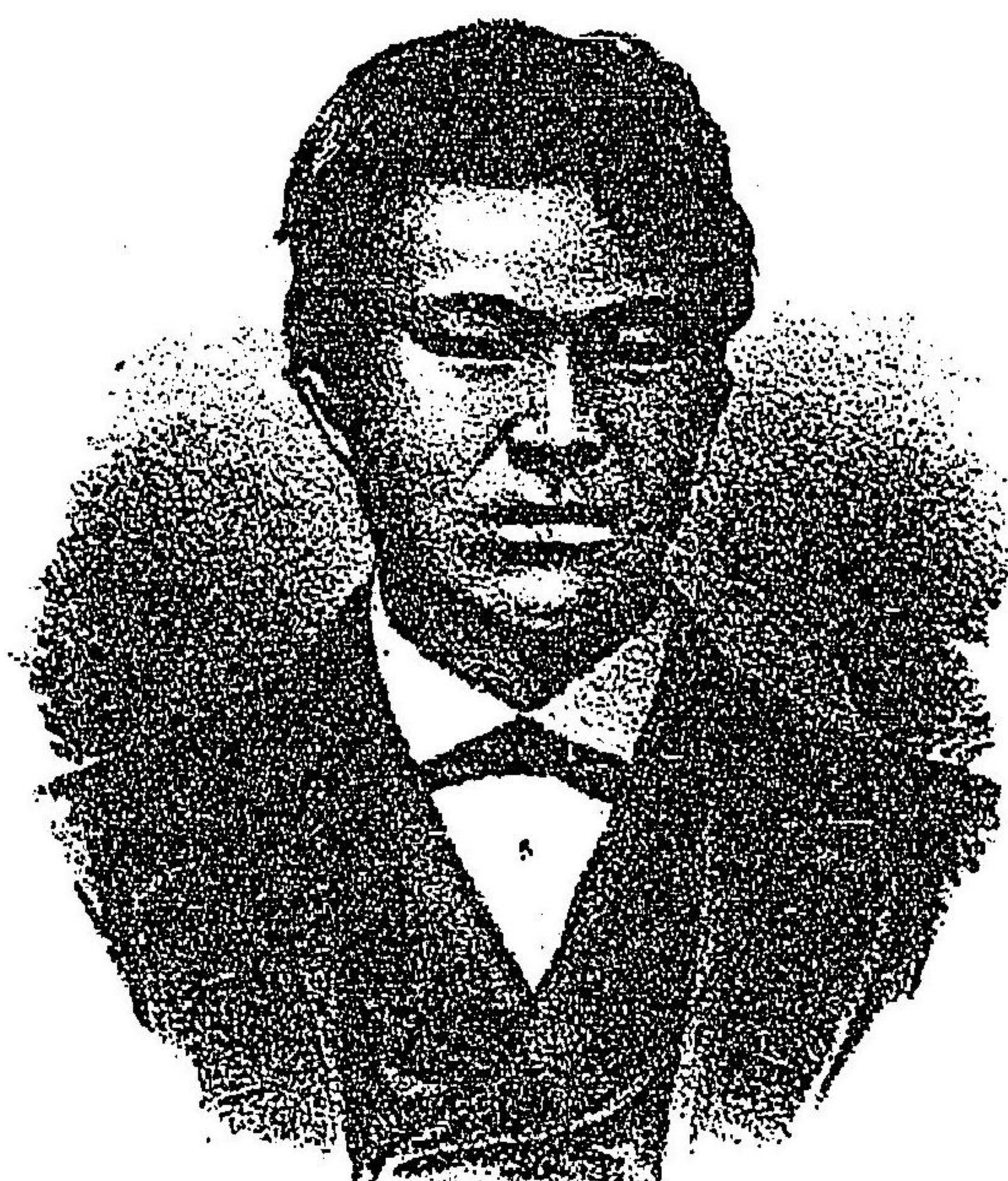


新井章吾氏





島田一郎君肖像



赤井景韶君肖像



田母野秀顯君肖像



村田新八君肖像



像肖君盛隆鄉西



像肖君秋利野桐



像肖君平新藤江



像肖君誠一原前

## 大坂國事犯公判傍聽筆記

近來の一大騒獄と聞へたる大坂國事犯嫌疑事件の公判は愈本年五月廿五日より大坂臨時重罪裁判所に於て開廷したり此事件たる未曾有の一椿事あるのみならず被告人關係人等も甚だ多數を事おれの當日傍聽人の午前三時頃より早や門前に詰め掛け推かけ開門進しと待受けたれの瞬くひまに換て定めし傍聽券百七十枚の残りなく渡し盡され尙ほ數十枚を増したれども是も宛あがら毛を焼く如く暫時にして渡し盡し尙群がり來る人々の大抵空しく門前より立歸りたり斯くて午前七時五十分頃法庭を開かれ先づ傍聽人を呼入れ次に辯護人出席し次に被告人を申延せしめ次に掛官一同出席す裁判長の評定官井上操氏陪席の評定官臣佐武氏同矢野茂氏檢察官の檢事別府景通氏同堀田正忠氏被告人及び辯護人の下の公訴狀并受持表に記載する通りにて其他看手押丁等數十名孰れも嚴かに着席せり被告人諸氏の何れも紋に自由の二字を染貫きたる奉書油の黒羽織(先頃星氏等の差入れしもの)を着し久しく鐵窓の下に在りしにも似す格別疲勞の様子もなく概して幾分か爽快の色を帯べるものゝ如くありしと又傍聽人中に僧侶一二名婦人兩三名をも見受けたるよし「やがて席定まり満場靜肅に歸するや(裁判長)曰大井憲太郎外六十三名に對する被告事件の公判を開らく就て申

聞け置くの被告人の中加納卯平の最初より縛に就かず又吉村大次郎玉水常治の一旦縛に就きたれ共豫審中逃走又の脱獄して今日に至るまで縛に就かず其後夫々治罪法の手續を盡したれども遂に出頭致さぬ故欠席の公判を開く事とされり又綾部角之助の當時病氣にて餘程重症の様子ゆゑ召喚状の發したれども午前の出頭せず午後より出頭する等あり一体此事件の色々組み入り居れ共要するに外患に關する事柄が其主眼なる故高等法院の管轄に屬すべきものされども明治十六年第四十九號布告と明治十九年司法大臣の訓令とにより此に公判を開くことありたり被告辨護人共に此旨を心得よ(裁)又曰是より各被告人の氏名年齢身分職業住所出生の地等を訊問致すに付先づ大井憲太郎より順次に之れが答を致すべし是れより各被告人に向て一々之を訊問し終て(裁)曰是れより公訴狀を朗讀せしむるに付注意して承めれと於是書記之を朗讀す其公訴狀の左の如し

公 訴 狀

東京府下谷區練堀町三十六番地平民代言人業 被告 人 大 井 憲 太 郎

明治廿年四月四十三日三月九日

岡山縣備前國岡山區松頭町百十三番地士族無職業

全 小 林 樟 雄 三十一年七月

茨城縣常陸國行方郡潮來村六百五十九番地平民無職業

全 磯 山 清 兵 衛 三十五年三月

大坂府東區谷町一丁目五十番地寄留高知縣土佐國高岡郡佐川村西町組卅八番地平民私塾教師

全 山 本 憲 卅四年十一月

富山縣越中國射水郡棚田村七百卅八番地平民農稻垣篤父無職業

全 稻 垣 示 三十七年九月

石川縣加賀國石川郡成村卅七番地平民農業

全 井 山 惟 誠 十九年五月

富山縣越中國射水郡野寺新村百四十四番地平民農業

全 寺 島 松 右 衛 門 三十七年九月

全縣全國全郡西藤平藏村二千七百七十二番地平民農業

全 南 瀨 一 郎 三十三年五月

全縣全國全郡佐野村千七百七十六番地平民農業

全 野崎榮太郎

全縣全國婦女郡松木村二百八番地平民農業 全 三十二年二月

全 重松覺平

全縣全國射水郡戶破村四千二百廿九番地平民無職業 全 四十一年十一月

全 釜田喜作

全縣全國郡十二町島村二百廿七番地平民農業 全 廿八年四月

全 島省左右

全縣全國全郡中川村九百廿二番地平民農業 全 三十年六月

全 金武央

岡山縣備前國岡山區岡山野田屋町二百廿七番地士族景山弘妹無職業 全 三十年六月

全 景山英

神奈川縣相模國愛甲郡荻野村百廿二番地士族農業 全 二十一年七月

全 天野政立

千葉縣上總國武射郡松尾村一番地士族權左衛門長男無職業 全 三十三年二月

全 佐伯十三郎

神奈川縣相模國愛甲郡下荻野村三百六十七番地平民無職業 全 二十六年五月

全 難波春吉

全縣全國全郡飯山村六十九番地平民農業 全 二十三年一月

全 山川市郎

愛知縣三河國碧海郡牛田村百七十六番地屋敷士族農業 全 四十年八月

全 內藤六四郎

長野縣信濃國北佐久郡小諸町七百九十五番地平民農業 全 廿六年六月

全 石塚重平

全縣全國全郡布施村乙二百五十三番地平民農業 全 四十一年十一月

全 小松大

神奈川縣相模國高坐郡坐間村三千三百卅二番地平民農業 全 卅九年

全 山本與七

愛知縣三河國北設樂郡田口村六番屋敷士族窪田豐作弟神奈川縣武藏國西多摩郡 全 廿九年五月

五日市町三十番地寄留小學校助教

全 窪田久米

福島縣岩代國耶麻郡山都村五百四十八番地平民農業

全 田代季吉

茨城縣常陸國行方郡潮來村三百八十六番地平民無職業

全 田崎定四郎

神奈川縣相模國愛甲郡飯山村二百五十八番地平民農業

全 霜島幸次郎

栃木縣下野國都賀郡吹上村三十八番地平民無職業

全 新井章吾

全縣全國寒川郡中里村四十九番地平民無職業

全 橋本政次郎

富山縣越中國射水郡嶋島村百五十二番地平民職業不詳

全 加納卯平

大坂府大和國十市郡竹村南方一番地平民農業

全 吉村大次郎

富山縣越中國射水郡小白石村千百三十番地石川乾方同居土族農業

全 魚住滄

群馬縣上野國東群馬郡前橋驛曲輪町十九番地土族無職業

全 久野初太郎

富山縣越中國射水郡打出本郷村千八百八十番地村居農業

全 川村潔

宮城縣陸前國志田郡塚田村六十三番地土族直清弟無職業

全 氏家直國

鳥取縣因幡國邑美郡吉方村二百九十四番地平民無職業

全 山本鹿造

埼玉縣武藏國秩父郡下吉田村三十五番地平民農業

全 落合寅市



千葉縣下總國香取郡佐原村五十三番地平民藥業

全

飯田

喜太郎

石川縣加賀國金澤區高岡町五十七番地同居士族無職業

全

窪田

常吉

栃木縣下野國下都賀郡安塚村六十七番地平民農業

全

赤羽

根利助

大坂府東區今橋三丁目三番地寄留岡山縣美作國東南條郡津山中之町千四百十二番戶平民醫師兼藥師

全

安東

久次郎

茨城縣下總國葛飾郡小堤村九十六番地平民農業

全

館野

芳之助

全縣全國全郡古河臺町六十八番地平民農業

全

淵岡

駒吉

全縣全國全郡中田町八十四番地平民貸坐敷業

全

小久保

喜七

高知縣土佐國土佐郡江ノ口村小川淵五十番地士族無職業

全

波越

四郎

神奈川縣武藏國南多摩郡野津田村六十番地平民農業

全

村野

常右衛門

愛媛縣讚岐國三木郡牟禮村三十五番地平民農業

全

久保

財三郎

全縣全國香川郡南龜井村五十五番地士族勤八長男雜業

全

藤井

繁治

神奈川縣相模國高坐郡栗原村八十一番地平民農業

全

大矢

正夫

山梨縣甲斐國北巨摩郡穴山村二百三十八番地平民農業

全

長坂

喜作

神奈川縣相模國高坐郡坐間村三千二百八十二番地平民烟草小賣商

全

菊田

糸三郎

富山縣越中國射水郡棚田村七百三十八番地平民篤叔父農業 全 稻垣良之助 二十六年五月

神奈川縣相模國高坐郡本蓼川村九百十六番地平民無職業 全 武藤角之助 二十年五月

熊本縣肥後國飽田郡上立田村千八百四十番地平民農業 全 日下部正一 廿四年五月

全縣全國託摩郡保田窪村百五番地士族無職業 中 村橋雄 二十四年一月

兵庫縣播磨國印南郡伊保崎村百十四番地平民全村眞淨寺住職 全 井村智宗 二十八年七月

福島縣盤城國檜葉郡上川内村六十七番地平民無職業 全 遠藤福壽 二十三年八月

新潟縣越後國西蒲原郡木場村四番地平民農業 全 山際七司

全 三十八年四月

茨城縣常陸國眞壁郡下館村三十四番地士族無職業

全 王水常治 三十四年六月

右被告人大井憲太郎小林樟雄磯山清兵衛の日本政府の組織を變更し責任宰相の政府を設立せんとの企望を懐ける此に懲年而して明治十五年及び同十七年の兩度朝鮮事變の變報に接し朝鮮國民の我が國旗我が國民に恥辱を與へたるを憤るの餘り明治十八年五月中右三名大井憲太郎宅に相會し朝鮮政府に立つ所の事大黨を殲し獨立黨に政權を歸せしめ以て清國の干渉を絶んとを勉むべし然る時則ち一我國旗我國國民の被りたる恥辱を雪ぐべし一日清韓三國の葛藤を生ずべし此葛藤を生ぜば是れよりして人心の奮起し政府の多事に涉り求めずして政府自ら事を與論に諮ひ速かに内事の改良を見るに至らんと計畫し明治十八年六月に至り更に會議を開き大井憲太郎小林樟雄の内地に在て金策其他の任に當り磯山清兵衛の新井章吾を補佐として朝鮮國に涉り事を實行するの任に當るべく其方法の如きは壯年の同志凡二十三名を率ゐ朝鮮國に涉り彼の國政府に立つ所の六等其他事大黨の重立たる官吏を殲さば獨立黨忍ち國內四方に蜂起し其目的を達するに至るべく機に望み變に應じて事を

するの實行者に一任することゝ爲し又之を實行するにの爆發物の力を假るべく其の製造の手續の擧て實行者たる磯山清兵衛に委する等のことを議決したり

明治十八年七月に至り右三名協議の上激文を作らしめんが爲め小林樟雄をして在大坂山本憲る東京に招かしめ其直ちに大坂を發し小林樟雄の寓所東京芝區兼房町虎屋某方に立越したるを以て之に朝鮮計畫を示し且つ激文の起草を依頼したり被告人山本憲の此計畫を聞き直に之れに同意し其の實行の際朝鮮其他に布く所の日本義徒激告宇内人士云云の激文を起草したり

明治十八年六月七月の間に在て大井憲太郎磯山清兵衛小林樟雄の稲垣示井山惟誠山英内藤六四郎石塚重平小松大等に依頼し資金を募りたり

被告人稲垣示の明治十八年六月中兼て東京有一館に入館せる實弟稲垣良之助歸國し大井憲太郎磯山清兵衛小林樟雄等の朝鮮計畫に付き資金募集を依頼する旨磯山清兵衛の言を傳ふるを聞き其後明治十八年七月被告人井山惟誠が大井憲太郎磯山清兵衛の旨を受け資金募集の爲め他の一名と共に越中國高岡地方に來りたるに會し此等二名の者より該計畫の巨細を聞き之に與みして寺島松右衛門南磯一郎釜田喜作島省左右野崎榮太郎重松覺平金武央に其計畫を説き資金供給のとを促したるより被告人寺嶋松右衛門南磯一郎野崎榮太郎重松覺平

の各金百圓被告人釜田喜作の金七十圓被告人島省左右は金九十四圓被告人金武央の金三十圓外に金側時計一個見積代金四十圓を數次に稲垣示に渡したり稲垣示の右の手段に内り總計金六百三十四圓を前後數次に受取り内八十圓を年山惟誠の同行人に托して歸京せしめ尋て明治十八年七月下旬自ら東京に出て磯山清兵衛に面接し二次に金四百圓を交付し同年九月中一旦歸國し更に東京の上金二百圓を磯山清兵衛に交付したり

又被告人山英は大井憲太郎等の朝鮮計畫を聞き之に與みし明治十八年五月中旬天野政立出京せしに付き之に朝鮮計畫を示し自己の紹介を以て磯山清兵衛に面接せしめたる所被告人天野政立の磯山清兵衛より右計畫の巨細を聞き之に同意したるを以て景山英より之に資金募集のとを托したり天野政立の之れを諾し歸國後之れを被告人佐伯十二郎難波春吉山川市郎及び黒田黙耳に告げたるに皆之れに同意し共に力を致さんことを約したり而して天野政立の金策の上年五月下旬に至り金五十圓を山川市郎に托し又金三十圓を佐伯十二郎に托し之れを在東京景山英に送付せしめ同年六月に至り自ら金五十圓を携へ上京の上之れを景山英に渡し景山英の右數次に受取のうへ金百三十圓を小林樟雄磯山清兵衛に交付したり又被告人内藤六四郎の東京有一館に入館中同館主磯山清兵衛より大井憲太郎等の朝鮮計畫を聞き之に與し明治十八年六七月の交磯山清兵衛景山英の教唆に因り神奈川縣愛甲郡役

所の租税金を奪はんとし之を天野政立に謀りたるに天野政立の直に之に全意し内藤六四郎外一名を伴ひ歸郷し當時愛甲郡役所書記たりし黒田黙耳に其事を謀りたり黙耳の之に全意したるも當時郡役所に徴收金おきを以て他日を期し相別れ其後黒田黙耳の二次の通知に依りて愛甲郡役所に出張せる三井銀行爲替方より藤澤驛に遞送する金貨を奪はんとし一回の難波春吉大矢正夫富田勘兵衛外一名にて途上に待受け一回の佐伯十二郎難波春吉山川市郎の三名にて途上に待受けたるも果さず内藤六四郎大矢富田勘兵衛佐伯十二郎難波春吉外一名にて神奈川縣高坐郡栗原村大矢彌一方の金圓を奪はんと爲め其門外に到りたるをわれども果さず茲に於て内藤六四郎の一應歸京し自金四百圓を携へ出京し之を磯山清兵衛に交付したり又被告人石塚重年明治十八年五月中旬大井憲太郎宅に於て憲太郎より朝鮮計畫を聞き直に之に全意し且つ資金差出方を承諾したる末大井憲太郎の大坂地方に趣き爾後磯山清兵衛より督促せられたるを以て明治十八年八月下旬に至り金百圓を東京有一館に於て磯山清兵衛等に交付したり又被告人小松大の明治十八年五月中旬大井憲太郎宅に於て憲太郎より朝鮮計畫を聞き直に之に全意し且つ資金差出方を承諾したる末大井憲太郎の大坂地方に趣き爾後磯山清兵衛より督促せられたるを以て明治十八年九月中旬金百圓を共謀人某を経て磯山清兵衛に交付したり

被告人山本與七の明治十八年三月中旬神田須田町を通行する際知人富田勘兵衛に邂逅し之れを神奈川縣下相模國高座郡座間の自宅に誘ひ富田勘兵衛が明治十六七年の交大島渚等と共に謀し愛知縣下に於て強盜其他の罪を犯し追捕の嚴なるより遁れ來の情を知り之を自宅に宿泊せしめ全年六月山本與七の大井憲太郎より朝鮮計畫を聞き之に全意し其資金募集に盡力中右計畫を富田勘兵衛に示したる處直ちに之に同意し其資金を得んが爲め前記の如く同年六月より八月迄の間に在りて内藤六四郎等と共に數ヶ所に於て強盜を試みたるも皆果さるに付明治十八年七月五日の夜富田勘兵衛山本與七佐伯十二郎難波春吉及び明治十八年六月中山本與七より朝鮮計畫を聞き之に同意したる所の被告人窪田久米と共に謀し各刀劍を携へ神奈川縣愛甲郡上萩野村岸十郎等方に立越し佐伯十二郎難波春吉の外に在りて瞭望し富田勘兵衛山本與七窪田久米の宅内に押入り家内の者を縛り金十九圓風呂敷一枚を強取し其内金八圓の難波春吉佐伯十二郎等より天野政立に托して東京景山英に送致し餘の各自の奔走費に支消し又景山英の右金八圓を其奔走費に支消したり

明治十八年七月下旬磯山清兵衛の田代季吉霜島幸太郎田崎定四郎をして東京本所區中ノ郷に於て爆發物器具の製造及び刀劍の拵に従事せしめたり

被告人田代季吉の大井憲太郎等の朝鮮計畫を聞き之に與し磯山清兵衛の委囑を承諾し田崎

定四郎と謀り東京本所區中ノ郷元町二十三番地へ借宅爲し尙ほ磯山清兵衛の指圖に因り明治十八年七月三十一日福島縣平民の小田秀吉と詐稱し警視廳へ出頭の上鍛冶場検査詰即ち鍛冶職鑿札を申受け公然工場を開き爆發物の器具鐵片カラス 鐵鐵罐フリキ 鐵等二百個を製造し且つ刀の拵を爲したり

又被告人田崎定四郎は明治十八年五月出京 叔父磯山清兵衛が主幹する所の有一館に滞在 中大井憲太郎等の朝鮮計畫を聞き后同年七月下旬磯山清兵衛の旨を受け楠木嘉兵衛の倅ありと詐稱し田代季吉が大凡を五句問器具刀劍等を製造修理するの便を得せしめ且つ此間之れが監督を爲したり

又被告人霜島幸次郎は磯山清兵衛が朝鮮計畫の目的を遂げんが爲め田代季吉をして鍛冶場を開かしむるに際し磯山清兵衛の委囑に因り明治十八年八月月上旬より九月中旬迄の間に在りて日々古山三吉と詐稱し丁稚に扮して同場に於て爆發物の製造及び刀劍の拵に助力したり 明治十八年八月月中旬磯山清兵衛の大井憲太郎小林樟雄等との協議に従ひ新井章吾をして朝鮮渡航の先發として大坂に向ひ東京を出發せしめたり

被告人新井章吾の大井憲太郎等の朝鮮計畫に與し渡韓實行者磯山清兵衛補佐の任を負ひ井山惟誠及び兼て大井憲太郎等の計畫に與せし被告人橋本正次郎加納宇平吉村大次郎外一名を率ひ明治十八年八月月中旬大坂に向ひ東京を出發したり

稲垣示の明治十八年七月下旬上京磯山清兵衛と往來中磯山清兵衛より朝鮮計畫の爲め爆發物を使用せんとすることを聞知し其の後全年八月下旬郷里を出て東京府下南葛飾郡小梅村稲垣示の寄留宅に寄留せる寺島松右衛門を誘ひ同年九月上旬横濱鎌倉に遊び歸宅せしに留守者金山龜樂より磯山清兵衛が爆發物藥品入の行李を携へ來り書翰と共に之を差置たりとの言を聞き其書翰を披見せしに該品を預たると用談あるに付有一館に來り呉れべしとの文意あるを以て直ちに有一館に到りたるに磯山清兵衛より資金調達並びに爆發物及び其器具隠藏の委託を受けたるに因り其翌日寺島松右衛門に留守居を托し且つ前記の行李及び不日共謀者某が山本清兵衛の旨を受け預す所の隠藏すべき爆發物及び其器具の保管を委ね置き募金の爲め郷里高岡に赴きたり

明治十一年九月中旬共謀者某霜島幸次郎を伴ひ稲垣示の留守宅に來り寺島松右衛門に面じ兼て磯山ガへ稲垣示に打合せ置きたる如く霜島幸次郎をして爆發物及び其器具を運搬せしむべき旨を告げ追て霜島幸次郎の田代季吉と共に爆發物の藥品鹽酸加里一袋及其使用に供すべき鉄フリキ及硝子の罐二百箇餘鉄片若干を數回に持來りたり被告人魚住滄は明治十八年九月中東京小梅村稲垣示留守宅に寺島松右衛門と共に留守居せる内磯山清兵衛より田代

季吉が製造せる爆發物及び器具は稻垣示の寄留宅に秘藏するの事を聞くや間もなく田代季吉霜島幸次郎兩人爆發物及び其器具を持來りたるに付寺島松右衛門魚住滄共に之を受取り同宅押入の内に秘め置きたり後四五月を経て稻垣示に於て之を管守したり其後明治十八年九月下旬豫て朝鮮計畫に與し居る被告人久野初太郎磯山清兵衛の命を受け右の藥品及び器具受取の爲め稻垣示の宅に來りたるを以て魚住滄の之に該藥品及び器具を渡し久野初太郎と共に其挽き來りたる車に積載せ有一館に運搬し又兼て朝鮮計畫に與せる被告人川村潔の當時同家に居合せたるより久野初太郎の手傳を爲さんとして魚住滄が押入より取出したる爆發物及び其器具の幾分を有一館に送付したり

明治十八年九月磯山清兵衛の新井章吾をして先發として大坂に赴かしめたるも資金調否の報導なく荏苒打過る折折内藤六四郎は徒らに金調を待ち事を誤るより寧ろ強盜を行ひ其資金を得速に事を擧ぐるに如かざる旨を述べたるを以て内藤六四郎の尋常手段を以て金調する能わざる時の強盜を爲さんと決意し磯山に先つて大坂に到り新井章吾に面會し未だ金調おらずとの答を聞き氏家直國前田鈴吉山本鹿造吉村大次郎加納宇平落合寅一に向ひ強盜を爲し資金を得んとを謀りたり

被告人家直國山本鹿造前田鈴吉の共に畿内曼遊の爲め明治十八年七月二十一日東京を發し

大坂に來り兼て知る大和國式下部宮古村に寄留せる石川縣平民稻辻與四郎を手寄り同人の紹介を以て全國十市郡田原木村旅舎土橋定四郎方に止宿せしめし中全年八月下旬新井章吾の櫻井徳太郎を大和國五條に訪ふの途次土橋定四郎方に投宿せしを以て氏家直國山本鹿造の前田鈴吉と共に新井に面會し大井憲太郎磯山清兵衛小林樟雄等朝鮮計畫の事を聞きて前田鈴吉を新井章吾に托し當時大坂に滞在せる大井憲太郎小林樟雄等を訪ひ全人等の意思を聞しめたる上新井章吾に對し全意を表し共に渡韓實行の衝に當らんとを約し其出發の期を待居たる所資金欠乏の爲め速に渡韓する能はざるのとを新井章吾より承知したり其際内藤六四郎が明治十八年九月下旬磯山清兵衛に先ち一名にて大坂に來り資金を集めん爲め強盜を爲さんとするを以て其議に與したり又吉村大次郎加納宇平の渡韓先發として既に大坂に至り又被告人落合寅市の先に秩父暴動に與し隊長となり官の逮捕を逃れて東京に來り明治十八年九月下旬大井憲太郎の紹介に因り有一館に到り館長内藤六四郎に情を明かし一泊を請ひ翌朝磯山清兵衛に面し身上を明かし朝鮮計畫を聞き之に全意し渡韓せんとして大坂に來り會せる者にして何も兼て朝鮮計畫に與せるを以て遂に之に全意したり其折柄磯山清兵衛來阪せしに付其旨を告げ短銃一挺及び旅費を受取り其他刀劍麻繩等を携へ以上七人にて明治十八年十月一日夜大阪府大和國平郡信貴畑村千手院に押入らん爲め信貴山に會合

せしむ時刻を誤りたるより遂に中止し更に翌日三日夜前顯の信貴山に會合し千手院に赴む  
 途中小村民を捕へ脅迫して全院に案内せしめ且之をして門戸を開かしめ吉村大次郎の外に  
 在り瞭望し他の六名宅内に押入り家人を縛し貨財を探索せし中家人逃れ急を村民へ報じ  
 相傳呼して鐘を撞立たるに因り其目的を遂げずして立去り又今月十日夜高市郡小槻村岡橋  
 清三方に到り先門内番部屋に押入り不寐番を縛し貨財を捜す見當らず尙追て本宅に入ら  
 んどする際一人縛を逃れ急を村民に報せしに由り其目的を遂げずして逃走したり明治十八  
 年九月中旬豫期の如く爆發物の器具の製造成りたるを以て磯山清兵衛の田代季吉霜島幸次  
 郎等をして之を小梅村稻垣示宅に運搬秘藏せしめ後久野初太郎をして之を有一館へ運搬せ  
 しめ更に其謀人等をして東京淺草松葉町石塚重平宅に運搬せしめ且石塚重平に景山英をし  
 て其運搬の任に當らしむるを委嘱したり石塚重平之を諾し爆發物及び其器具を自宅に藏  
 匿し且景山英をして其運搬の任に當らんとを承諾せしめ景山英等が東京出發の際之を渡し  
 たり

磯山の明治十八年九月中旬田代末吉等をして造らしめたる器具と先に東京日本橋區本町三  
 丁目藥種商松本市左衛門及び外一人より買求めたる爆發物藥品及び飯田喜太郎より交付を  
 受けたる藥品とを景山英外數名に携帶せしめ自分も之を携帶し朝鮮國へ渡航せんが爲め相

前後して東京を出發せしも資金未だ充分ならざる爲め一時大坂に滞在したり

被告八飯田喜太郎が磯山清兵衛に爆發物を交付したるの飯田喜太郎が明治十七年九月下旬  
 其情を知らずして磯山清兵衛より硫酸加里金硫黄赤燐若子を封の儘預り全月中旬佐伯正門  
 より該藥品の「タイナマイト」即ち爆發物あることを聞きたるのみならず全月下旬富松正  
 安の強盗事件發覺し磯山清兵衛亦た其黨與あらんと嫌疑を受け捕へられたることを聞き禰の  
 其身に及んとを恐れ竊かに該藥品を利根川其他に投棄したりしに明治十八年六月上旬に至  
 り東京磯山清兵衛書翰を以て豫て預置たる所の藥品を返還遞送し呉れべしと依頼し來るを  
 以て飯田喜太郎之を國事上穩かあらざる事に使用する者と察しながら明治十八年六月廿  
 二日頃自家貯畜の硫酸加里金硫黄各二三瓶を携へ東京へ出て之を磯山清兵衛に交付し其嚮  
 に預りたる所の藥品の特に親族に預けたれば今俄に之を引出すを得ざるに付具幾部の代品  
 ある旨を以てしたり尙同月磯山清兵衛より右の朝鮮計畫に使用するため求めたるものおれ  
 ば其不足分を送るべしとの督促を受けしに付き之に約するも發に預りたる藥品と全種の  
 品を買ひ入れ返還すべく若し能いざる時の其買入代として先百圓を相渡すべく且つ全計  
 畫に使用すべき刀剣をも贈與すべき旨を以てせり而して東京に於て該藥品の買入に奔走し  
 たるも爆發物取締罰則公布の後に係るを以て容易に之を買入るゝの見込なく金圓も亦調達

する能いざるを以て藥品金圓の之を交付せざりしと雖も明治十八年七月十一日小島雄美を以て刀劍二本を磯山清兵衛に與へたり

景山英田代季吉久野初太郎川村潔魚住滄田崎定四郎及び豫て朝鮮計畫に組せる被告人窪田常吉赤羽根利七の明治十八年九月下旬より十月上旬迄の間に在て大坂に向け東京を出發し磯山清兵衛が朝鮮計畫に使用するの目的を以て蓄藏し置きたる所の爆發物の藥品及び器具あるの情を知り之を大坂に携帶し山本憲安東久次郎に預けたり

山本憲の東京に在て檄文を草し去るに望みて小林樟雄より備前國岡山地方に遊説し該學に充つる所の資金募集に盡力せんことを托せられ明治十八年七月十九日大坂に歸るや直に撞見逸力太を岡山より招き小林樟雄委囑の旨を傳へ募金のことを轉囑し明治十八年九月下旬磯山清兵衛等の黨與景山英田代季吉久野初太郎等より該學に用る所の檄文の正寫數十葉及び爆發物の藥品器具中の包三箇刀劍包一箇都合五箇を其情を知て數度に受取り自宅に隠藏し置きたり又被告人安東久次郎は明治十八年九月下旬景山英が持來りたる支那革函ブリキ罐等に入れある所の藥品及び器具の朝鮮計畫の用に供するものありとの情を知て之を自宅に預けたり

被告人館野芳之助の明治十八年七八月交舊自由黨員朝鮮國に對し計畫する所ありとの風説

を聞き小久保喜七と共に其學を誦合ひたるとありし其后全年九月中旬栃木輕罪裁判所公判傍聽の爲め栃木町に至り旅舎竹澤武兵衛方に止宿せし折柄赤羽拒利助が齎し來りたる所の磯山清兵衛より大井憲太郎等の朝鮮計畫に付其資金を差出さしめんことの依頼狀を披見し直に之に同意し之を淵岡駒吉に託し且つ之に小久保喜七宛の書翰を托し同人に此計畫を傳へんとを求めたり

被告人淵岡駒吉の之を諾し且其學を助け出金せんとて述べ后數日を経て淵岡駒吉の小久保喜七を訪ひ被告人たる館野芳之助の言を以てせしに被告人小久保喜七之に全意し明治十八年十一月二日小久保喜七の金十圓五拾錢淵岡駒吉の金五圓を差出し小久保喜七より運送便を以て之を大井憲太郎に送付したり

是より發館野芳之助の明治十八年九月二十七日出京大井憲太郎に面會し磯山清兵衛新井章吾等渡韓實行の爲め有一館生を率ひ既に東京を發し大坂に到りたるも資金の乏しきが爲め同地に駐るとの聞き其費用に充てんが爲め金拾五圓を大井憲太郎に交付したり  
窪田久米の磯山清兵衛等の一行渡韓せんとして既に東京を出立し大坂に滞在せるを聞て之に従ひ朝鮮國に航し共に事に當らんとして明治十八年中旬寄留地を出發し大坂に來りたるも資金乏しきが爲め渡韓するの期日定まらざることを聞き更に其の確定の時を待ち再び



上達せんとして寄留地に引返し居りたる所事發覺したり磯山清兵衛小林樟雄の明治十八年十月大坂に滞在中波越四郎村野常右衛門に資金募集の事を謀りたり  
 被告波越四郎の小林樟雄磯山清兵衛より朝鮮國計畫の爲全志數十名を率ひ來りて滞在せる數日あるも資金に乏しきが爲め進行する能はざるを以て資金募集に盡力せんとを囑せられたるに依り之を久保財三郎藤井繁治に説きたるに被告久保財三郎藤井繁治兩名之を詰し朝鮮計畫の資金として久保財三郎は金四百九十圓藤井繁治は金五百圓を波越四郎に付與し波越四郎は内金九百十圓を小林樟雄に渡し金三十餘圓を旅費とし渡韓實行者たる片岡光政に付與したり

又被告八村野常右衛門の明治十八年九月中旬山本與七水島保太郎より朝鮮計畫を聞き明治十八年十月一日三名共に大井憲太郎方に趣き朝鮮の亂に敗し而て我國にある金玉均を掖し渡韓せば名正しく事利ある旨を説きし上資金三百圓の出金方を詰したりしに大井憲太郎の小林樟雄が金玉均と舊識あるを以て小林樟雄をして金玉均に説かしむるに若かざる旨を述べたり然るに小林樟雄の磯山清兵衛新井章吾等と共に大坂に在留せるを以て村野常右衛門の大井憲太郎の添書を得明治十八年十月十七日東京を發し大坂へ來り小林樟雄及び福山清兵衛に面會し大井憲太郎の書翰を示し且つ其故を告げしに小林樟雄は金玉均を説くの危険

にして且つ費用に堪へざるを辨し尙は渡韓の資銀欠乏せる旨を告げるに付携ふる所の金百三十圓を與へ歸京の上其旨を大井憲太郎山本與七水島保太郎に語り遂金玉均を同行の事を中止したり

又村野常右衛門の全月下旬森久保作造土方房五郎を訪ひ朝鮮計畫を語り兩人をして之に全意せしめたり然に明治十八年十一月月上旬渡韓の首領磯山清兵衛大坂に滞在中資金を携へ身を潜めたるに因り大井憲太郎の下坂するに際し伊賀我何人か大井憲太郎の旨を傳へ資金五百圓調達方を申込たるを以て水島保太郎森久保作造土方房五郎と共に該金を調へ大坂に向て大井憲太郎等に送らんとし金策に奔走中事發覺し村野常右衛門は自首したり  
 又山本與七の尙ほ資金を得んとして神奈川縣相模國高座郡座間村戸長役場に徴收せる租税余あることを探知し明治十八年十月二十一日長坂喜作をして大矢正天菊田三郎共々刀劍數個を携へ全戸長役場に押入り金一千七百一圓八十錢を強取せしめたり  
 又被告人大矢正夫の明治十八年四月中景山英の紹介に因り磯山清兵衛に面し遂に請ふて有一館に入り其後六月磯山清兵衛より朝鮮計畫の報を聞き又被告長坂喜作の明治十八年九月大井憲太郎より被告人菊田三郎は明治十八年七八月の交兄山本與七より右の計畫を聞き何れも之に全意し大矢正夫は前記の如く全年六月より八月迄の間に在て資金を得んが爲め

磯山清兵衛等の教唆に因り内藤六四郎等と共に數ヶ所に於て強盜を試みたるも果さず後長坂喜作は山本與七の教唆に因り大矢正夫菊田三郎と共に明治十八年十月二十一日刀劍鎗鋸麻繩等を相携へ神奈川県相模國高座郡座間村戸長役場に到り菊田三郎は外に在て瞭望し大矢正夫長坂喜作の屋内に押入宿直の小使を縛し錢箱を毀ち金一千七百一圓八十錢を強取し長坂喜作は内金六十五圓を菊田三郎に分與し殘金携へ大矢正夫と共に東京に來り大井憲太郎に其情を明し内金四百八十圓を渡し殘金は自ら之を消費し大井憲太郎は情を知りて右金四百八十圓を受取り退て内金八十圓を菊田三郎に渡し餘は新井章吾渡韓の資又自己の奔走費に支消したり

磯山清兵衛小林樟雄は波越四郎村野常右衛門より金千餘圓を得たるに因り明治十八年十月廿五日新井章吾をして久野初太郎橋本政次郎田代季吉窪田常吉魚住滄赤羽根利助及兼て朝鮮計畫に與し東京を發し大坂に來合せる被告人稻垣良之助武藤角之助其他一名を率ひ大坂を出立長崎に向はしめたり  
大矢正夫の同志の一行既に長崎に向け出發したるを以て之れと共に渡韓せんとし明治十八年十一月十四日東京を發し大坂に來り小林樟雄より新井章吾宛て添書を受け全月廿二日長崎に着したり

是より曩き磯山清兵衛の大井憲太郎が金策に努力せず又大坂に來るや小林樟雄が波越四郎野村常右衛門より得たる所の金圓に懸念する等のことありたるを憤り大井憲太郎小林樟雄等の冷淡ある共に事を爲すに足る者にあらざる一轉して別に同志を得更に渡韓の計畫を爲さんとし明治十八年十月下旬舊友日下部正一の播磨伊保崎村井智宋宅に在るを招き之れに謀りたるに被告人日下部正一之に全意し共に朝鮮國に航して事に従はんことを約し磯山清兵衛の全月三十日兵庫縣表より變名を以て長崎表新井章吾に向け荷物濕れり東に歸れとの電報を發したり

磯山清兵衛の田崎定四郎をして山本憲方に差置きたる所の爆發物及び刀劍を取出さしめんと爲したるも山本憲に於て之を渡さざるに付日下部正一に之を依頼し日下部正一の磯山清兵衛が大坂を去らんとするに際し其依頼に應じ右取出方を當時京都府巡查たる中村楯雄に委囑したり被告人中村楯雄が京都府巡查勤務中明治十八年十一月上旬日下部正一來り語るに磯山清兵衛が朝鮮國に渡航し彼國政府に立つ所の事大廳を囑し獨立黨に政權に歸せしめ清國の干渉を絶たんとするの計畫しあるを以て且委囑するに該計畫に使用すべき器具にして曾て磯山清兵衛より山本憲に預け置きたる所の爆發物及び其器具刀劍を取還さんことを以てせられ其平素の志望に投合するを喜ひ直に之に全意し且其依頼を諾し共に朝鮮國に渡

韓して事に當らんことを約し明治十八年十一月十一日大坂に來り磯山清兵衛に面し其指圖を得て山本憲宅へ立越し職名を弄し暗に事既に官に發覺したるの模様を示し以て曾て預け置きたる物品の内檄文及赤燐を除くの外他の爆發物其他の器具及刀劍を受取り人力車に載せ梅田停車場に來り此に待合せ居りたる日下部正一と共に之を別車に載せ替へ兩人共に江の子島荷問屋山中松之助方へ持行き刀劍を除き餘の全家に預け置き追て之を井村智宋方に送付することを依頼し刀劍を磯山清兵衛の宿所に立越し之を交付したり

磯山清兵衛の田崎定四郎が已れに従ひ渡韓實行者たらんとして明治十八年十月八日其製造したる所の爆發物の器具を携へ久野初太郎赤羽根利助等と共に東京を發し大坂に至り渡韓の期を待ち居るを以て之に其全志を避け身を播摩國に潜め再舉を謀るの情を告げ安東久次郎方に差置きある所の爆發物の藥品及其器具を取出さしめたり

田崎定四郎の磯山清兵衛の再舉に與し其旨を受け安東久次郎より爆發物の藥品及其器具を取出し磯山清兵衛に之を交付し後明治十八年十一月二日刀劍數本を携へ他一名の者と共に神戸に赴き翌十三日磯山日下部は爆發物の藥品及器具を携へ神戸に赴き田崎定四郎外一名と共に全月十四日井村智宋宅に到れり被告井村智宋の明治十八年十月下旬日下部正一より大井憲太郎磯山清兵衛等朝鮮國に對する計畫を爲し磯山清兵衛の既に大阪に下り滞在せる

旨を聞き心竊に贊成し居しに兩三日を経て磯山清兵衛來り日下部正一を紹介して一宿の際磯山清兵衛より日本義徒檄告字内人士云々の檄文を示され之を閲讀し自ら渡韓の念を發したり又遠藤福壽の井村智宗方に寄留中明治十一年十月下旬日下部より磯山清兵衛等の朝鮮計畫を聞知するや兩三日を経て磯山清兵衛井村智宋方に來り一泊せし際該計畫の虛からざるを知り日下部正一に就き共に朝鮮國に渡航し事に從はんことを磯山清兵衛に約し而して磯山清兵衛の示す所の激文を一讀して其意の在る所を察し井村智宋と共に之を添削修正したり

井村智宋の明治十八年十一月六日を以て宗教弘通に事寄せ朝鮮國に渡航せんことを本山に出願したり其後全月十日磯山清兵衛の田崎定四郎外一名と共に再び來り井村方に滞留し且之に前後して磯山清兵衛所持の荷物數箇を船便にて到着し井村智宋遠藤福壽の日下部正一より該荷物の朝鮮計畫に用ふる所の爆發物の藥品及其器具あることを聞き日下部正一等と共に之を井村智宋宅に秘藏し又井村智宋の日下部正一を以て身自ら朝鮮國に渡航し共に事に當んことを磯山清兵衛に謀り其許諾を得遠藤福壽と共に磯山清兵衛等の準備成を待たり中村精雄の大阪に於て磯山清兵衛に刀劍類を交付したる後一旦京都に立歸り辭表を捧げしに許容なきを以て職を抛て直に播摩國井村智宋方に到り磯山清兵衛日下部正一等に相會

したり磯山清兵衛の井村智宋遠藤福壽等の全志を得尙全志を募んとて全村近傍を漫遊し日下部止一の専ら渡韓の準備に盡力し肥前國佐賀に在る江口一三に書翰を投じ朝鮮計畫の事を謀り又中村橋雄の明治十八年十一月廿七日磯山清兵衛日下部正一の旨を受け肥前國佐賀に至り江口に通ずる所あらんとし其發するに臨み大井憲太郎小林樟雄等の捕に就たるを聞き道を経て郷里熊本に立歸り自宅に潜伏し磯山清兵衛の大井憲太郎等の捕に就たるを聞き去て全國鹽田温泉場に潜伏し田崎定四郎井村智宋遠藤福壽の明治十八年十一月廿四日事發覺し大井憲太郎小林樟雄等の捕に就たるを知りたるも其自分等及磯山清兵衛に及べるを知らざるより尙其目的を遂げんが爲め全月二十五日夜田崎定四郎井村智宋遠藤福壽三名にて井村智宋本宅に秘藏する所の爆發物の藥品及び器具等を離坐敷に移し田崎定四郎井村智宋の四五日を経て更に之を眞淨寺本堂の天井に移し遠藤福壽の全月三十日夜田崎定四郎井村智宋と共に移し残りの藥品を鐘堂内へ隠藏し井村智宋引致せられ隠匿の器具藥品差押へられたるより十二月十三日兵庫縣曾根警察署に自首したり是より發し新井章吾の渡韓先發として久野初太郎外八名を牽ひ明治十八年十月二十五日を以て大阪を發し全月二十七日長崎港に着し磯山清兵衛一行の來るを待つと數日ありしも來らず全月三十日に至り兵庫表より磯山の變名一平の名を以て新井章吾に宛て荷物濡れた東に歸れとの暗號電報到達せり

此電報の旨たる事發覺したりとの謂あるも計畫上全体の發覺ありや又の爆發物刀劍等の發覺あるや文簡にして其意を盡さるがゆゑに新井章吾田代季吉久野初太郎橋本政次郎赤羽根利介窪田常吉魚住滄等相識し即日久野初太郎橋本政次郎の兩人をして事情視察の爲め大坂に向ひしめ新井章吾の右の電報の磯山清兵衛の一時の計策に出でたるものにして事發覺したるにあらざるの報に接し長崎を發し大坂に來りたり大坂に在る小林樟雄等磯山清兵衛が身を潜めたるに驚き東京に向ひ大井憲太郎に來坂せんことを促し大井憲太郎の未だ其何の故たるを知らざるを以て稻垣示に代人として下坂せんとを依頼し稻垣示の明治十八年十一月上旬大井憲太郎に代り來坂小林樟雄に面會し資金の不足あると磯山清兵衛の所在不分明あることを聞き曾て大井憲太郎の委贖を受け磯山清兵衛が數日間滞在せる所以の事情を視察の爲め來坂し居りたる石塚重平と共に直ちに歸京し大井憲太郎に其次第を語り更に東京の同郷人尾崎匠太郎より額面一千圓の中山道鉄道公債證書を借受け山際七司に情を告げて其買却を依頼したり被告入山際七司の磯山清兵衛が渡韓買行者として大坂へ到り其身を潜めたる大井憲太郎小林樟雄等に於て該舉を繼續せんが爲め金策を稻垣示に依頼したるとの情を知り加藤勝瀾をして稻垣示が携ふる所の中山道鉄道公債證書を東京日本橋本船町第四十五國立銀行へ代

金一千十五圓に賣拂ひしめ之を稻垣示に相渡したり

大井憲太郎稻垣示の右代金一千十五圓を携へ明治十八年十一月十一日東京を發し別船に乗込大坂に來り小林樟雄新井章吾等と大坂中の嶋銀水樓に於て會議を開きたり時に新井章吾等の却て磯山清兵衛の逃走に激動し一層の勇氣を添ふるに至りたるを以て磯山兵衛清へ逃走潛伏したるものと決し大井憲太郎が稻垣示に由て得たる所の金一千圓余を資金として磯山清兵衛に代り更に新井章吾を渡韓實行者首領とせし稻垣示を長崎に至る迄の間監察者とせし先發の警備名へ更に内藤六四郎井村潔井山惟誠景山英及び兼て朝鮮計畫に與し阪せる被告人玉水常次等を以て其目的を遂げんとを議決したり

右議決の旨を長崎滞在の先發者田代季吉外數名に報せんがため久野初太郎の明治十八年十一月十五日長崎に到りたり

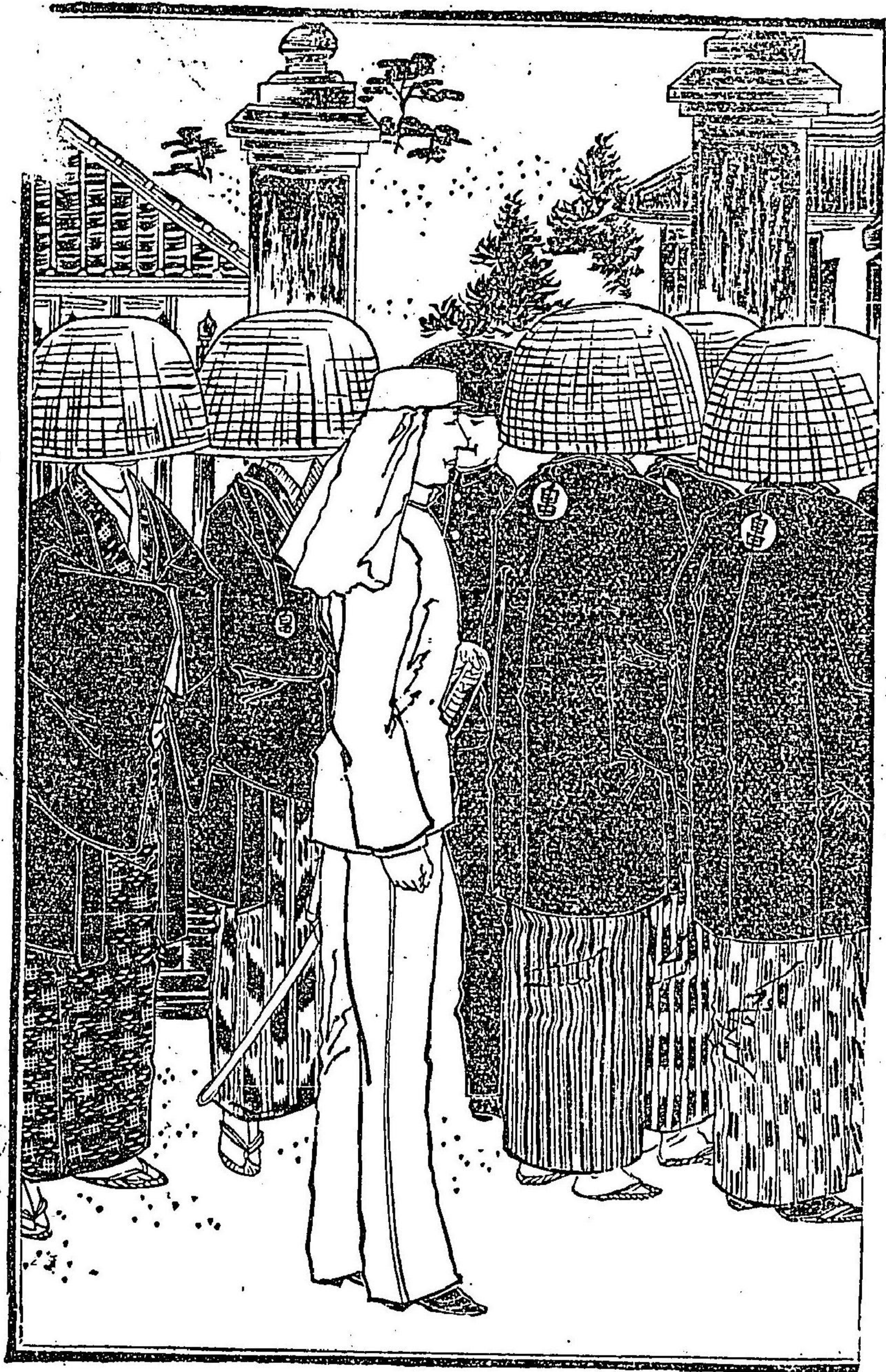
明治十八年七月十六日安東久次郎爆發物調製の補欠所の情を知て爆發物の藥品即ち硝酸加里廿五ポンド金硫黃十ポント其器具に用ふる所のブリキ罐數箇を小林樟雄新井章吾に質却し小林樟雄新井章吾の全日其買取りたる藥品器具及び磯山清兵衛が身を潜めたる際取遺し置たる山本憲が久野初太郎を経て新井章吾に渡したる所の檄文及び赤磔とを合せ橋本政次郎井山惟誠をして身を渡商に扮し之を携帶せしめ内藤六四郎景山英川村潔玉水常次等を率

ひ稻垣等と共に大阪を發し全月二十日長崎港に着したり落合寅市の明治十八年十一月十九日長崎に至らんとして大阪を發し馬場崎に寄港し吉村大次郎の故ありて大和に至りしを以て出發に後れ加納宇平の渡韓の事を思止め大坂を去りたる折柄事發覺したり

新井章吾の長崎港に着したる故爆發物の器具調成方を田代季吉に委嘱したり田代季吉の其囑を受け之に用ふる所のブリキ罐二百箇を長崎港氏名不詳ブリキ細工職者へ注文したり新井章吾は明治十八年十一月廿二日單身長崎を出發し肥前國佐賀に到り全志江口一三に相會し江口一三も緋て渡韓すべきに付次の便給を待ち景山英外十五名と共に渡韓せんとしたる折柄事發覺したり

右等の事實の外稻垣示は明治十八年一月越中國高岡に在る其愛社に立ち寄りしに適々越後の有志者佐藤會藏と名中り訪ひ来る者あるを以て之に面接し初めて其本名原和八にして富松正安等と共に強盜を行ひ事發覺し逃れ來りたる者ありとの情を聞きながら即時高岡二番町旅舎大聖守屋に誘ひて宿泊せしめて旅費金五圓を與へ立去らしめたり

又大井憲太郎の明治十八年十二月頃富田勘兵衛が愛知縣に於て強盜を爲し追捕を逃れ來れる所の罪人と知り之に東京神田區駿河臺西紅梅町四番地三浦龜吉方を指示して避けしめ又明治十八年九月上旬落合寅市が埼玉縣下秩父暴動を起し隊長となり官の追捕を逃れ來れ



四十一



四十二

る所の罪人と知り伊賀我何人をして之れを東京柳島有一館に誘はしめ同館に宿泊せしめたり又山本與七の明治十八年三月東京府神田須田町通行の際兼て知愛知縣平民富田樹兵衛に邂逅し其愛知縣下に於て強盜其他の罪を犯し追捕の嚴なるより逃走して來れりと聞かながら同年八月頃迄三ヶ月自宅に宿泊せしめたり

又内藤六四郎は東京有一館に入館中明治十八年九月上旬伊賀我何人が落合寅市を伴ひ來り大井憲太郎の言を傳へ入館を請ひしに適々主幹磯山清兵衛不在あるに付内藤六四郎先づ之に接し落合寅市に入館の目的を聞き且其秩父暴動に與し逃れて東京に上り人情を知りかから之をして有一館に一泊せしめたり

又玉水恒次吉村大次郎は大坂堀河監獄に收監中明治十九年七月十一日夜上中元吉等の破獄したるに乗じ脱監逃走したり

一 被告人等の陳述

一 富田勘兵衛 伊賀我何人土屋市助前田鈴吉江口二三揃見逸刀太小島雄水島保太郎森久保作造土方房五郎山崎庄五郎黒田黙耳金山龜樂安東ツル加藤勝頼遠藤一孝尾形匠太郎原利八寺島正節上中元吉眞鍋市太郎吉田寅松館野茂右衛門館野岩次郎松本市左衛門森田昌太郎松本和八安井純七大島清吉高島辰三郎小林其之助宇野藤兵衛田同宗石井中諭同橋口

二三 浦龜吉等の陳述

一 告訴狀

一 家宅搜索調書

一 檢証調書

一 大坂鏡合大坂衛生試驗所東京府知事京都府知事警視總監の回答書

一 檄文

一 豫審第一號乃至第三十號第三十四號第三十五號第六十七號第六十八號乃至第七十一號第八十四號乃至第八十八號第九十八號乃至第九十九號第一百零七號乃至第一百二十號第一百二十四號第一百二十五號第一百二十七號乃至第一百三十

十號物件  
一 手帖  
一 豫審第二百二十三號金圓  
一 豫審第九十九號書面

一 豫審第三十八號第三十九號第四十一號第四十二號第四十五號第一百八號第一百二十八號第一百三十二號第一百三十三號第一百三十九號第一百四十一號第一百五十八號第一百五十九號第一百六

十九號第二百二號第二百七號第二百八號第二百十一號第二百十二號書翰

一豫審第百二號第百九十九號第百二十四號書翰

一豫審第百號第百二十三號書翰

一豫審第八十號第八十一號第百六號第百四十五號乃至第百五十二號第百五十五號第百六十

六號第百五十三號電報

一豫審第九十號乃至第九十三號暗號電報

一書翰電報暗號書

一富田勘兵衛落合寅市の裁判言渡書

一原利八の豫審終結言渡書

右の所爲中朝鮮國に對し私に戰端を開くの豫備を爲したるの刑法第百二十三條未段を適用すべく其目的を遂げんが爲め爆發物の器具を製造し爆發物及び其器具を注文し所持したるは爆發物取締罰則第三條を適用すべく治安を妨ぐ爲の用に供するの情を知て爆發物を讓與し爆發物及び其器具を販賣したるの同則第五條を適用すべく二名以上にて兇器を携へ強盜を爲したるの刑法第三百七十八條及び第二百七十九條を適用すべく二名以上にて兇器を携へ強盜を爲さんとて既に其事を行ふと雖も犯人意外の障礙により遂げざるの刑法第三

百七十八條第三百七十九條及び第百十二條を適用すべく強盜を教唆したるの全法第三百七十八條全第三百七十九條及び第百五條を適用すべく強盜の贓金あることを知り之を受けたるの全法第三百七十九條を適用すべく氏名を變稱し贓札を受けたるは全法第二百一一條を適用すべく氏名を詐稱し贓札を受けたるの全法第二百十四條及び第百五條を適用すべく罪人を藏匿したるは全法第百五十一條を適用すべく未決囚逃走したるの同第百四十四條第百四十二條第百四十五條を適用すべく井山惟誠稻垣良之助田崎定四郎亦羽利根助武藤角之助霜島幸次郎は犯時十六歳以上二十歳未満あるを以て刑法第八十一條を適用すべく爆發物取締罰則違反に關しては全則第十條を適用すべく數罪俱發したる者の刑法第百條爆發物取締罰則第十二條を適用すべし者あり  
豫審に於ては被告人等に對し右等事實の証憑充分なりと認め本件を大坂重罪裁判所に移送すの言渡を悉し其言渡し確定したるを以て茲に及公訴候也

明治二十年四月十四日

大坂控訴院檢察長

犬

塚

盛

巍

第二期臨時重罪裁判長評定官井上操殿

右正本に依り謄寫す



明治二十年四月十九日第二期臨時重罪裁判所に於て

裁判所書記 松井耕藏

右の公訴狀朗讀中「是より先き磯山清兵衛(中略)大井憲太郎小林樟雄等の冷談ある共に事を爲すに足る者にあらず云々の所に至るや第三列に叩へたる被告人氏家直國氏の憤然として怒氣滿面に潮し將に爲すあらんとするの身構を爲したりしか果して一右議決の旨を長崎滞在の先發者田代季吉」云々の所に至り突然第一列に在る磯山清兵衛氏に飛掛り首筋を掴たる様子にて一時は場の内外一方ならず騷擾し表門總衛の看守巡查は何れも抜劍にて非常を戒めし程かりしか兎角する内看守押丁等打寄て漸く氏家氏が磯山氏を掴めるを引離たり此時氏家氏の何か申立んとせしが裁判長の看守押丁等に命じて氏家氏を退廷せしめ裁判長も亦此事柄に付相談すべきとありとて陪席裁判官を始め書記に至るまで退廷せり時に午前十一時十分ありき午前十一時四十分裁判長以下出廷押丁をして氏家氏を呼入れしむ(裁)氏家氏に向ひ曰只今の如き粗暴の舉動あるの甚だ宜しからぬ事ではいか(氏家)恐入りました(裁)此後は此の如きことを爲しては相成ぬを慎むことが出来るか(氏家)畏まりました必ず慎みます(裁)然らば公訴狀の續きを讀み終りらせ尙被告人訊問の順序定めをして今日は閉廷する積あるが其れ迄の必ず謹慎致せ」と氏家氏をして席に復せしめ書記は公訴狀の讀み

残り朗讀す讀み終て檢察官堀田氏は公訴狀中二三の誤字脱字等を指摘して之を修正する旨を告げらる(是は些細の事を略す)(裁)是より館對芳之助外六名に對する公訴狀を讀み聞ける積あるが被告人の中綾部角之助は病氣にて欠席し居るが欠席の儘では全人のみの爲めに再度朗讀致さねばならず旁全人の爲にもあらぬとであれば直ちに呼出すべければ各々左様心得よと是に於いて各被告人辨護人は是を承す押丁の綾部氏を負ふて出廷し椅子に依らしむ氏の餘程の重症と見え顔色憔悴形容枯槁聲を發することすらも猶ほ苦惱する有様ありし(裁)其儘にて宜し別段立つには及ばず是より其方等に對する公訴狀を讀み聞ける事であるが先づ其方の姓名より訊問致さんど是より住所年齢身分職業出生の地等の問答終り書記公訴狀を朗讀す其公訴狀の亦左の如し

公訴狀

茨城縣下總國西葛飾郡小堤村九十六番地平民農業 被告人

館野芳之助

明治廿年四月二十八日八月

全縣全國全郡上大野村二十五番地平民吉五郎長男農業中田事

全

山中三太郎

二十四年一月

全縣全國全郡小堤村七十三番地平民惣助三男農業

全

綾部

全

覺之助

全縣全國全郡全村五十二番地平民莊藏長男農業

全

全

諏訪

全

莊太郎

全縣全國全郡全村六十三番地平民農業

全

全

諏訪

全

治郎吉

全縣全國全郡全村三十八番地平民幸次郎次男下駄商

全

全

齋藤

全

兵藏

全縣全國猿島郡西原田村三十四番地平民仙藏次男農業

全

全

渡邊

全

得次郎

右被告人館野芳之助は磯山清兵衛らが朝鮮に渡航し獨立黨に政權を歸せしめんが爲め彼國政府に立つ所の事大難を殫さんとして東京を出發したるを聞き以爲く彼許朝鮮に事を舉れば其筋より有一館の解散を命ぜらるゝと吝きを保し難し故に名を下宿屋に籍り其實有一館に均しき同志の士を養成する場所を東京に設くと此事を大井憲太郎方に寄附せる伊賀我何人に謀り其資金五十圓を差出さんとを約す明治十八年十月二日歸郷したり被告人山中三

次郎綾部覺之助の明治十八年十月二日茨城縣下總國葛飾郡小堤村に催せる競馬を一覽し歸途全村館野芳之助を其宅に訪ひしに館野芳之助は東京に下宿屋を設け其實有一館の如く全志の士を養成せんとするの計畫を説き其資金を得んが爲め強盜を爲さんとを教唆したり山中三次郎綾部覺之助は之に全意し更に之を被告人諏訪庄太郎諏訪次郎吉齋藤兵藏に謀りしに何れも之れに全意したり而して明治十八年十月六日夜山中三次郎一人刀劍を携へ茨城縣下總國西葛飾郡小堤村綾部助右衛門宅に押入り家人を脅迫し金四十錢餘風呂敷一枚を強取し全年十月十四日山中三次郎綾部角之助の兩人共謀し所持の刀劍を携へ全縣全國猿島郡澁川村倉持兵右衛門方へ押入り家人を脅迫して鶏一羽外二品を強取し全年十一月五日夜山中三次郎綾部覺之助方へ庄太郎諏訪次郎吉齋藤兵藏の五人共謀し所持の刀劍及び渡邊得次郎より借り受けたる木刀類を携へ全縣全國全郡大和田村渡邊與次郎宅へ押入り家人を脅迫して金錢脇差其他雜品を強取し全年十一月七日夜右五人共謀し所持の刀劍及び渡邊得次郎より借受けたる木刀仕込杖等を携へ全縣全國西葛飾郡上邊見村三田和一郎及び全郡女沼村の金谷佐何の兩宅へ押入り家人を縛り脅迫して金錢刀其他雜品を強取したり

被告人渡邊得次郎は明治十八年十月上旬山中三次郎來訪の際山中三次郎より館野芳之助が東京府下に一の邸宅を設け名を下宿屋に籍り各地方より出る全志の士を養成せんとするの

計畫ありて其資金を得んが爲め館野芳之助の教唆に因り強盜を爲さんと決意したりとの事を聞き且つ以爲らく若し山中三太郎の如き徒を以て濫りに強盜を犯さしめば事發露の恐れありと因て一書を草し館野茂右衛門をして懸懸せしむるからんとを戒めしに館野芳之助は更に館野岩次郎に返書を齎らし渡邊得次郎を招きたり渡邊得次郎は其招きに應じ直ちに館野芳之助宅を訪ひ談話の末遂に却て之に同意し爾後全年十一月上旬綾部角之助らの依頼に因り強盜の用に供するの情を知り木刀仕込杖を貸與し山中三太郎綾部角之助諏訪庄太郎諏方次郎吉齋藤兵藏は該木刀を渡邊與次郎方に又該木刀仕込杖等を三田和一郎金谷佐助等に携帶し前顯の強盜を爲し渡邊得次郎は其謝禮として賍金の内一圓を貸ひ受けたり山中三太郎綾部角之助諏訪次郎吉齋藤兵藏は前件の強盜を爲したるも其奪取せる處何れも些少の金品かりしを以て資金に充るに足らずと爲し館野芳之助へ差出さずして自ら是を費消し事發覺後齋藤兵藏は明治十八年十一月廿二日又渡邊得次郎は本月廿二日古河警察署に自首したり

綾部角之助諏訪庄太郎の尙ほ明治十八年十月(日不詳)不圖申合せ茨城縣下總國西葛飾郡小堤村平民諏訪半右衛門宅軒下の時に棲む鶏一羽を竊取したり

本件に關し豫審に於て集取したる證據左の如し

一 被告人等の陳述

一大井憲太郎伊賀我何人の陳述

一 諏訪半右衛門館野茂右衛門館野岩次郎の陳述

一 豫審第四十八號乃至第五十一號刀劍仕込木刀鑿及び第五十六號肌着

一 豫審第六十五號第六十六號書面

一 被害者渡邊與次郎綾部助右衛門會持兵右衛門三田和一郎金谷佐助の告訴狀

右の所爲中一名よて兇器を携へ財物を強取したるは刑法第三百七十八條及び第三百七十九條第二を適用すべく二名以上にて兇器を携へ財物を強取したるは同法第三百七十八條及び第三百七十九條第一第二を適用すべく強盜を教唆したるは同法第百五條第三百七十八條及び第三百七十九條を適用す可く情を知りて器具を給與したるは同法第百九條第三百七十八條及び第三百七十九條を適用すべく二人以上にて竊に財物を取りたるは同法第三百六十六條第三百六十九條及び第三百七十六條を適用すべく綾部角之助諏訪庄太郎齋藤兵藏渡邊得次郎は犯時十六歳以上二十歳未満あるを以て同法第八十一條を適用すべく數罪俱發せるを以て尙ほ同法第百條を適用す可き者あり

豫審に於ての被告人らに對し右等事件の証憑充分なりと認め本件を大阪重罪裁判所に移す

の言渡しを爲し其言渡し確定したるを以て茲に及公訴候也

明治廿年四月十四日

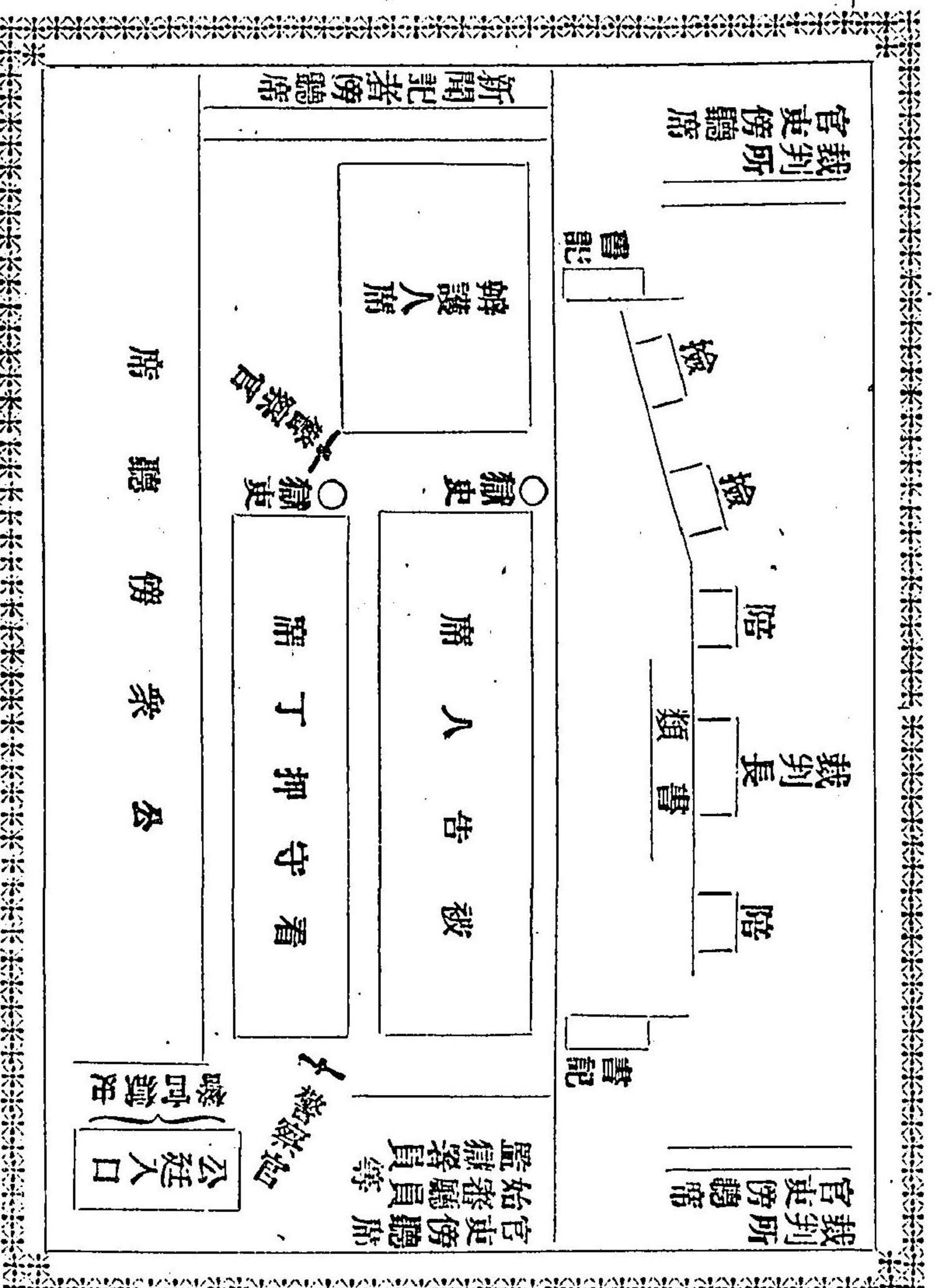
大阪控訴院檢察長

犬塚盛鶴

第二期臨時大阪重罪裁判所

裁判長評定官 井上操殿

又公廷の圖の左の如し



(裁) 此次は被告人の訊問の順序定めあるが最早正午にありたれば其れの午後と叙して是にて閉廷致さん」と

是に於て一同退出す時に午後零時十分ありき

午後一時二十五分再開廷裁判長檢察官被告人辯護人一同着席すると午前全に裁判長の一全に向ひ午前に引續き公廷を開く旨を告げ且是れより被告人訊問の順序を定むるに依り各辯護人の受持を一應寫し聞き置きたしとて裁判長自ら各自受持の被告人の名を言ひ辯護人の一々其受持の指名に付左様ありと答弁せり即ち其受持は左の如し

辯護人千葉組合代行人板倉中 被告人大井憲太郎田代季吉、飯田喜太郎

辯護人大坂組合代行人菊地侃二 全北村佐吉 被告人稻垣示、稻垣良之助、井山惟誠、

川村潔、魚住滄、重松覺平、金武央、野崎榮太郎、寺島松右衛門、南磯一郎、島省左右、久保

財三郎、釜田喜作

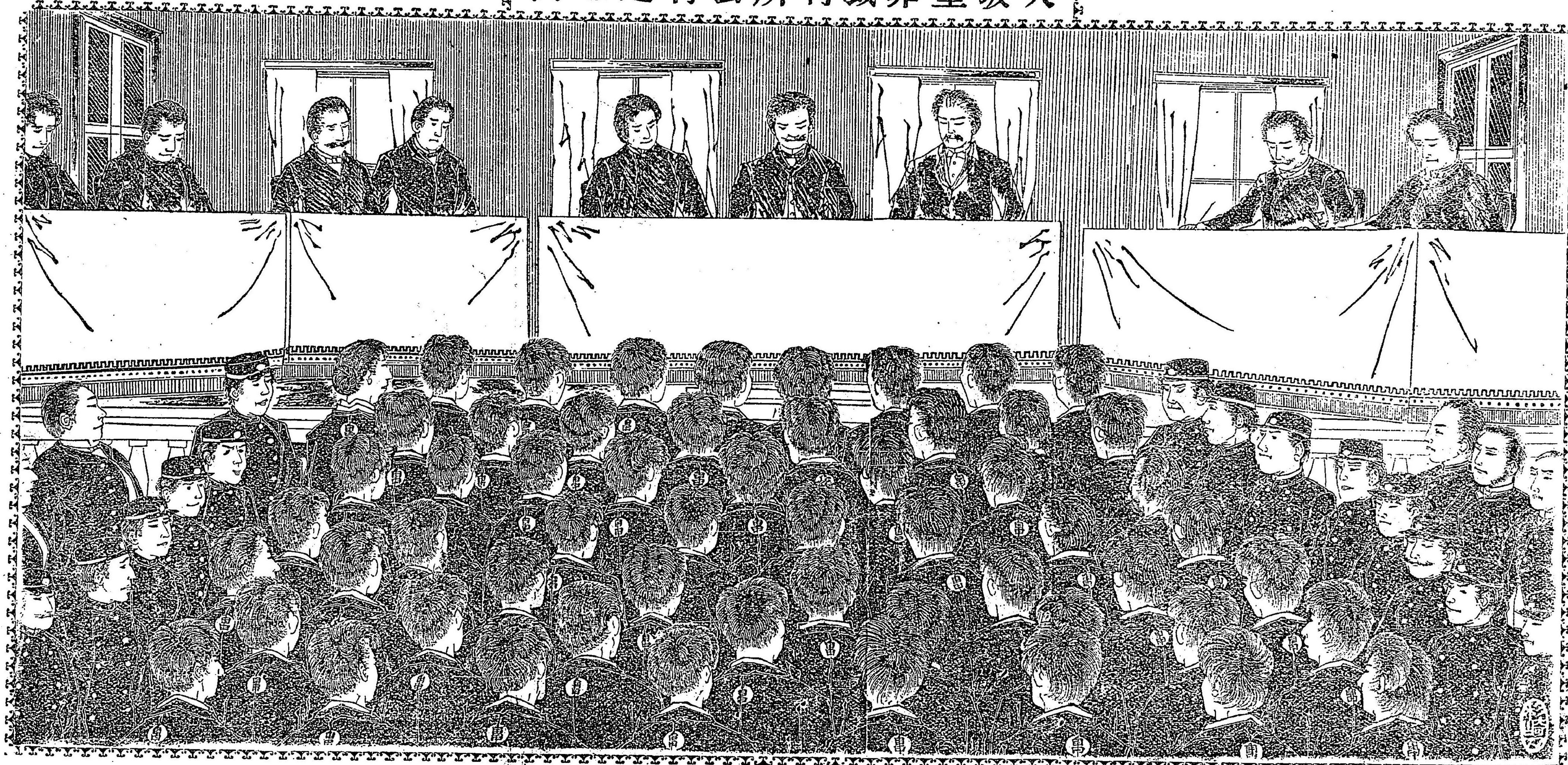
辯護人栃木縣平民星亨 被告人新井省吾、石塚重平、山際七司

辯護人板倉中、菊地侃二 被告人窪田常吉

辯護人岡山組合代行人石黒涵一郎 大坂組合代行人澁川忠二郎 被告人小林樟雄

辯護人大坂組合代行人森作太郎 被告人橋本政次郎、久野初太郎、武藤角之助

大坂重罪裁判公所判之廷圖



喜七、落合虎一、小松大

辨護人東京組合代言人山田泰造 被告人赤羽根利助、館野芳之助

辨護人大坂組合代言人八寺田寛 被告人山本憲、波越四郎、藤井繁治、内藤六四郎、氏家直

國、山本鹿造

辨護人大坂組合代言人竹中鶴二郎 被告人淵岡駒吉、安東久次郎

辨護人大坂組合代言人尾形兵太郎全森作太郎、山組代言人澤田正泰 被告人景山ひ

で

辨護人栃木縣平民星亨 大坂組合代言人吉田但吉 被告人天野政立、山川市郎

辨護人栃木縣平民星亨 八王子組合代言人小林幸二郎 被告人野村常右衛門、山本與

七、菊田宗三郎、大矢正夫、長坂喜作、難波春吉、佐伯十三郎、窪田久米、霜島幸二郎

辨護人大坂組合代言人砂川雄峻、全善積順藏、鹿兒島組合代言人横田彪彦 被告人日下

部正一、井村智宗、遠藤福壽、中村楯雄、田崎延四郎、磯山清兵衛

辨護人東京組合代言人山田泰造 八王子組合代言人小林幸二郎 被告人渡邊得二郎、

綾部角之助、山中三太郎、齋藤兵藏、諏訪次郎吉、諏訪庄太郎

(裁)是より被告人尋問の順序を定むるが元來此は本官が定むべきは勿論のことこれを六十餘

人打揃ひ審判するに實に公私の爲めに不便あるとすれば本官思ふに現に今日の如きは六十餘名の被告人を入るべき扣所の如きも無く夫れ故他の二三ヶ所の訟廷を以て扣所とあしたれども此訟廷を扣所とするとい一日や二日のとあれば宜しげれども數日又の事に依れば數十日に至るも亦知る可らざるが故に毎日公廷を以て被告人の扣所と爲す譯にもあらず因て夫れく便宜に従ひ被告人を分ちて各組合をすて而して訊問を爲すことにせん先づ第一に磯山清兵衛山本憲景山以て大井憲太郎小林楳雄新井省吾以上六名を第一組とし田代季吉魚住滄井上惟誠久野初太郎橋本政次郎窪田常吉川村潔赤羽根利吉武藤角之助稻垣良之助及び逃走中に係かる玉水常治を加へて以上十一名を第二組とし内藤六四郎落合廣市并に欠席の吉村大二郎加納卯平の外に氏家直國山本鹿造以上六名を第三組とし寺島松右衛門南磯一朗釜田喜作稻垣示島省左右野崎義太郎重松角平金武央の八名を第四組とし大矢ひ夫長坂喜作菊田繁三村野常右衛門山本與七窪田久米佐伯十三郎難波春吉天野政立山川市郎の十名を第五組とし石塚重平波越四郎久保財三郎藤井繁次小松大山際七司の六名を第六組とし飯田喜太郎霜島幸次郎田崎定四郎安東久次郎の四名を第七組とし日下部正一中村楯雄遠藤福壽井村智宗の四名を第八組とし館野秀之助小久保喜七淵岡駒吉山中三次郎諏訪庄太郎綾部覺之助諏訪次郎吉齋藤五藏渡邊得太郎の九名を第九組とし以て審問を爲すべし檢察官の御意見は

如何(堀田)多人數のとあれば數組に分て審問するは尤も至當あり則ち只今裁判長の示さる所の順序及び組合にて聊か意見あし併しあがら辨論の際に立ち至らず或は此組の變更を求むるともあるやも計られす勿論現時の處にて聊か異存あし(裁)是より右組合及び順序のことに付順次各被告人及び辯護人の意見を問ふべき筈あるが被告人中窪田常吉綾部覺之助の兩人の病氣の爲め法廷に立難がるべければ是れを後にするも氣の毒あれば先づ此兩名より其意見を陳述すべし(窪田)只今の御示しの順序に付ては元來我々の渡韓實行者の一人にて主謀者の次に立ち發言又は訊問を受くべきものなれば敢て此順序に異見の之れなきも特に組合を分ちて各自審問せらるゝ點に至りては如何にも不同意あり其理由とする處詳細に陳じたきも何分病氣に堪へ難きを以て此に發言を止め置きたし(綾部)此儘一同に御召喚の上御訊問を願たし順序の上に付ては異見あし(裁)然れば窪田綾部の兩人の何時退廷するも妨がらざれば是に於て窪田常吉綾部覺之助の兩氏は退廷歸監せり

次に大井憲太郎氏に對し意見を問はれしに大井氏曰く組合を立つるは先づ此儘に致し置くも被告人は六十余名共之れを同時に呼出あらんことを願ひ度し成程裁判長の御示に依り扣處の不便ある事之を承知せしむ早く申さば被告人の出頭の後此公廷に詰居るも別に差支あらず然らざれば木件は普通の事件と異なり假令六十余名あるも皆同一の目的を以て此罪



を組成したる者あれば各自に其關係を有せるの勿論の事あり故に各關係を有せる者の申立  
 を承知し居れば辨論上にも大に利益あり若し然らざれば此多くの書類を被告人等が盡く見  
 る譯にも至りかねれば被告人の身に取ても甚だ不利益の至りあらんと思考せり如何にも  
 裁判長の御示の事情の之を了解したれども希くは各被告人同時に御呼出あらん事を(裁)審  
 問順序の如何(大井)各被告人を同時に呼出さるゝことされの順序の變更の別に異論あるも  
 若し別々に御呼出されば六名の内自分を第一番に御審問ありたじ(裁)小林權雄は如何(小  
 林)自分も同時に呼出あらんことを願度し尤 扣所等の都合もあらんされども本件の皆同  
 しく國事を目的として發せし事件にして各其關係の相密接し居る者あれば之を同時に呼出  
 しあらば誠に被告人等に利益あること歎しとせず又審問順序の如きも大井の陳べしと同一  
 にして若し此請求の御採用あるときは身分を第一に御審問あり度し云々(裁)磯山清兵衛の  
 意見の如何(磯山)自分は裁判長の御定めにて任せ別に異議あらざるあり(裁)山本憲は如何(山  
 本)本件の被告人の多人數ありと雖ども之れを替ふれば恰かも一己人の如き關係あり若  
 し六十餘名を一々區別して取調する時猶人の手足首体を異にしたると同じ理にして被告  
 人中互に不利益ありと信すれば希くは同時に御調あり度し若同時に御調あれば其順番に  
 異議あらざるありと其他各被告人共何れも同時に取調られんことを請求せり又山際七司は

曰く各被告人の請求する如く區別を爲して之れが取調を爲すべきにあらざる若し此區別を  
 す時は被告人の大なる不幸あり又順序のこの別に意見あるも本件の起りの大井小林新井  
 稻垣等の發起に係る者にして磯山清兵衛の其初め本件の起る時に關係せしと雖ども途中に  
 至り變心を爲したる者あれば本件の發起者にあらざるあり然るに裁判長の磯山を發起人  
 の第一として又第一に磯山を御審問あるとの事あるが前陳の如く磯山の途中變心せし者か  
 るにも拘りらず尙此者を第一に取調べられ詐りを申立てれば被告人中の不幸容易からざる  
 事あり何卒大井小林等を先づ御取調あらん事を願ひたし云々又長坂喜作の曰く自分も本件  
 被告人は是非とも一列に審問することを願ふあり若し強て裁判長に於て區別を爲して審問  
 せらるゝとすれば自分は決して公庭に出頭せざるあり其し如何に威力を用いて出廷せしむ  
 るども本件の辨論を爲さるべし云々と述べ終て裁判長は各辨護人に對し其意見を問ひれ  
 しに辨護人板倉中氏曰く先刻裁判長より多人數を同時に呼出すことは差間ある旨を示され  
 し若し御示しの事情を以て區別せらるゝとあらば之れを避くるの方法は決して難からざ  
 るあり被告人を同時に呼出す時は扣所のあきと混雜するとの二個の事情あるに依りて區別  
 するとの事あれども控所の如き之を如何ともあすべく且又全時に呼出したりとて別に左  
 程の憂もあかる可し故に辨護人に於ても全時に呼出しあらん事を願度し若し然らざる時

大なる不都合を生ずるからん其の第一に同一の書類を重複に朗讀する場合もあり第二に他の陳述を聞くこと能はざるの憂あり故に之れが區別を爲す時の預め想像を以て其相關係せる被告人を呼出さる可からずかゝる不都合あるを以て之れを縦に和所の有無に拘はりて區別するは甚だ服する能はざる所あり夫故自分の飽返も同時に呼出あらんと欲し其順序は辨護人一全にて左の如く定めあり曰く大井小林磯山新井稻垣石塚山本憲安東寺島野崎重松釜田島武央久保藤井波越山際小松付野天野井川井山田代橋本魚住久野川村落台窪田(常吉)赤羽根大矢武藤景山霜島飯田山本(與七)菊田難波佐伯長坂久保田氏家山本(麻藏)内藤館野淵岡久保日下部井村中村田崎遠藤又第二の公訴狀に附する分の公訴狀に朗讀せる順序に任すべし(裁)只今呼出しの區別を命ずべからずとのとは辨護人一同より申立の意見あるや(板倉)然り(裁)然らば一同に其意見を問に及ばざるや(石黒)辨護人協議の上定めたる考へあれば他に問ふに及ばず(澁川)被告人を全時に呼出すの訴訟手續及び法理に依るも至當の事にしてその全時に呼出さるるは一の變則あり此變則は被告人の利益に勝つと能はず尤も之れを一同にする時の危険の又又は秘密の同等あるときは致方なきも今日示さるる事情あれば差したる間にもあらず又公訴狀に依るも之を連帶にしれば之れを呼出すにも猶連帶にして呼出あり度し(菊地)利監の爲め或は法律の精神より止むことを得ざる事情あり

る時は是非なきも只和所のみのとあれば之を區別さるるにも及ぶまじ和所の如き何れに致さるるも苦しからずと被告八等よりも陳述し居れば人民の溜所にまれ大工小屋にまれ何れにても差支なし思ふに毎日多人数を呼出すときは監守押丁等日々數十名づつを出張せしめ爲めに監獄著に差支を生ずるとの嫌ひもあらんかされども此被告八等には斯數十名の押丁看守を附せざるも十七名あれば充分あるべし又先刻の如き暴行の嫌ひもあらんかされども是又大井より痛く一全に向ひ論ず處ありしかば今後の斯る不都合のあらざること信認す又和所の此公廷にても彼の假監倉(控訴院内に在り)にても可あり若ししからざれば法律の適用事實の質問等を爲すに大に不都合を生ず云々(横田)裁判官の御示も御尤もながら被告八に遺憾なき様願ひ又之を同時に呼出さるれば書類の朗讀及事實の訊問を二重に命ずる嫌ひも故に自分の假令ひ公廷内には一全呼出さるも當廳には全時に呼出し置き直に被告人に對し質問等を命ず様致し置度し云々(森)自分の板倉の意見と同一にして横田の意見に異なれり要するに治罪法に定めし正則を用ひ被告人等の利益を殺ぐべからざれば全時に呼出しあり度し云々(板倉)裁判長は願度は毎日御開廷にありては辨護人にも差支あり且書類の如きも未だ能く熟讀をせざれば中二日づつを置き御開廷ありたし(星)調書の如きも漸く昨日より見しものあり未だ看ざるものもあれば取調上にも不都合あれば中三日づつを休廷あり度し云

是に於て裁判官檢察官の此の被告人の區別順序のことに付相談の爲め一先閉廷し更に二時三十分に至り開廷し裁判長ハ被告人辯護人に告ていやく被告人中に組合を立て別に之れが尋問を命ずり取締土の都合に依るものにて之を同時に呼出すことを得ず去れど順序の所ハ第一第二と順を追ひ審理するにわらずして必ず關係を有するもの順に従はん故に第一第二に續きて審問する者にわらず又館野芳之助淵岡駒吉を第八組とし日下部中村遠藤井村を第九組とし又館野山中諏訪綾部齋藤等を第十組とし第八組を外患とし取調べ第十組を強盗とし取り調ふ又被告人に審問の區別を命ずる大體の辨論の際にハ全時に之れを呼び出すものと心得べし又被告人陳述の調書等は必るべく當方より各被告人に示すべし次に二日間の休廷は之を聞届くべし(森)只今の御達に依り申上度事ありその辨論の順は意見を陳述するに止りて結局の場合あり事實尋問に組合を分つとの辨論の順序ハ大に異れり故に此事に就てハ異議を申立度し其理由ハ治罪法の大体より見るも万止むを得ざる差支ある場合を除くの外皆之を同時に呼出すを正則とす又附帯の事件ハ其被告事件數箇あるときは上等の裁判所に於て之を管轄するハ全く事實發見の爲めあり又重罪の時附帯にあらざる數箇の重罪を公訴狀に記載したる場合も裁判官は同時に辨論せしむるを得ずハ治罪法第三百七十六條附帯の時を公此餘の尋問より結局までの手續を云ひしものあり附帯の時

猶然り況んや本件の如き全一の事件に於てをや又全一の事件の尋問中他の被告人の居らざるの法律にも反せり又裁判長の示す處の差支ハ止むを得ざる差支にわらず抑所の如きは時に應じこれを造るを得べし故に決して之を以て止むを得ざる云ふべからず免に角治罪法に反するを以て之に服する能はず且又公判を命ずるには被告人ハ充分満足と與へらるること至當なるべし云々此に於て裁判長は檢察官に意見を問に(堀田檢事)曰辯護人は被告人を數組に別つことハ直接の明文なきを以てカ一止むを得ざる事情のある時の之を別つことを得るとを記せり故に止むを得ざる事情のなき以上ハ之を分つを得ずと成程治罪法にてハ全時に尋問するハ正則にして之れを別つハ變則あり併し其變則を用ふべからざるの明文は固よりわらざるあり又辯護人の有形上の差支の時ハ之れを別つ可かありとは已に之を承知せり然れば無形上の差支の時も之を全一にして差支の一例ハ事實を發見するに必要なる時職權を以て之を區別し取調ることを得るものあり云々板倉中氏曰く自分も亦た全時に呼出を願ふものあるが要するに檢察官の意ハ裁判長が無形上事實發見を爲す爲め之を區別するハ不當にわらず辯護人の申立は有形上の差支ありと然るに檢察官も被告人を區別するは普通に通にわらずと認められたり檢察官の云ふ處は裁判長が職權を以て之れを區別するを得るものありとのことされども個は固より辯護人の腹する能はざる處あり何とされば裁判長も取

締の爲めには治罪法第二百七十二條に依り相當の處置をば爲すことを得るも事實發見には對質を必要とす此必要を缺き被告人の不利益のことを爲すは決して相當と云ふべからず又事實發見の爲に之れを區別するも差支ある事の事あるも治罪法第二百九十九條の其順序を變更するの意にして別々に取調を爲すの意にあらざるのみならず個は法の許さる處あり云々(森)檢察官も全一の事件の被告人を別たざるが正則ありとの辯護人に全一あり併し止むを得ざる差支あるとさる變則を用ふことを得而して其差支の有形のみならず無形の差支も亦然りと併し止むを得ずとの被告人が疾病又の瘋癲の爲め出廷する能はざる時にて本日裁判長が示す處の差支にはあらざるあり云々(星)治罪法第二百九十九條を按ずるに裁判長の其順序を變更するとは之を得るも被告人を區別するとの其明文あり若し之を區別するも可ありとせば新に明文を掲げざるべからず明文ありに之を區別するに裁判長の新に法律を造るものあり裁判長が法律を造ることは法の規定せざる處あり云々(檢堀田)裁判長に於て已に差支ありとすれば之れを區別するものあり又被告人に満堂を與ふる事の今回の事件のみならず公廷の精神あり然るに之れを別ち行はし害ありとするか否決して不利あることあり又辯護人が必用とするとき之れを尋問するを得せしめ又陳述書を被告人に示すとの事あれば別に不利ある處あり左れば之を區別するるとさる唯裁判長の職權にあるあり云々と茲に其論を終り裁判長は暫時閉廷を命じ意見に對する裁判を爲し即ち其異議の不當なるを以て却下を爲す時に四時五分ありき」

二十八日午前九時二十分開廷此の日公判に付せられたるは第一組ある磯山、山本、景山、大井、小林、新井、の六名又此の辯護人横田、山田、星、澁川、石黒、板倉、澤江、寺田、尾形、善積、砂川の十一氏にて何れも出廷す(井上裁判長)本日へ去る廿五日に引き続き第二回の開廷を爲し事實の尋問を爲すべし依りて一言す被告人の成丈枝葉に涉らず緊要なる事實のみを陳述し其意見の如きは尋問の後にし彼は混せざる様に注意すべし(大井)御尋問の手續上に付さし申せんとす過日被告の細を分たる、事に付ては被告一同及び辯護人より其不可なる事を陳べ特に辯護人には之が爲に異議の申立をもあしたるが裁判長に於て此の裁を棄却せられたり就ての復云のされども實ての被告を二組に分ち御尋問あらん事を望む然らざれば被告の不利益云のん方かし裁判長が分たれし法廷の取締事實の發見又は看守等多人態を要するが故ありとの三點に外あらざりしが抑も此の細を分たれしは必竟裁判長が御都合上より出でたる事にして治罪上の精神に背きたるものあらんと思はる己に然り治罪法に於ては我々被告の爲めに授けられたる權利を唯だ御都合上より斯くせられては越權の處分と云ひざるべからせ元來被告事件の處事に關したるものにして之れが公判を開かるゝに控

所に差支へ又ハ多人數の看守を要する事豫め知れたるものあれば斯くの如きの國庫の支辨を仰ぎ控所を建て又は看守等を増すべし然るに扣所の差支看守の欠乏等の如き故を以つて御都合上斯くせられてハ被告の不利甚だし此の事に付きてハ別に上告すべし(裁)成るべく被告の爲めを謀らんと思ひしも不得次第あるを以て斯くは組を九組に分ちしかり夫れゆゑ過日も辨護人が異議の申立を棄却したり夫の扣所を建て看守を増すが如きの即ち費用に關し制規あるを以て今更如何ともするに由なく特に此の事件の如きの行政上に關するものあるを以て其の費用の如きは地方税に屬し是れ亦た如何ともすべからず然し成る丈け注意を加へ被告人の爲めに利益とあるべき事に心掛け居るべし依て第一磯山に對し事實の尋問をあすべし此の被告事件は外患に關する罪爆發物取締則違反の罪強盜教唆の罪氏名を詐稱して鑑札を受たる罪是れ外患に關するとは新井章吾と共に朝鮮國に渡り彼の國の政府を轉覆せんとし機械等を備へて大坂に來り其後事發覺したる爆發物の取締り對違犯とは近代季をして東京に於て其器械を作らしめ又ハ携帶して大坂へ來り又播州へ持參せし事強盜教唆とハ右の資金を募るには尋常の手段にてハ容易からざるか爲内藤六四郎を教唆し之に短銃を與へ氏家直國等へ實行を促し大和の國に於て數次強盜をあさしめし目的を達せざりしと氏名を詐稱すとは田代をして爆發物を製造せしむる時全人の氏名を偽らしむ

しめ鑑札を受させし事先づ大体の相違なきや(磯山)其通り大体の相違なき夫れより裁判長は豫審調書に付きて種々の尋問をかし山本憲をして作らしめたる檄文を書記をして朗読せしむ

日本義徒檄告字内人士朝鮮自主之邦也、李氏建國啓土、本自爲邦、莫仰他國于預、一朝清賴其兵力、奪爲屬邦、俾受封冊、俾奉朝貢、殺其國權、攘其自由、待命于己、朝鮮單孤、不能相扞、以至今日之久、國人莫皆不積憤切齒、吞淚拊膺、籲天訴冤、宇内人士、目覩耳聽、以爲非暴歟、抑不以爲非暴歟、夫列國對峙、各自爲邦、他國侵略、以隸于己、胡爲非暴、今朝鮮自君王至衆庶、連欲恢復先業、爲自主之邦、然清恃其國大人衆、脅其王、幽其王之父、辱其王之后、毒痛其民、以兵逼其王宮、屏棄正理、替際大義、悖虐狼戾、莫知所止、其罪貫盈、其惡滔天、誰不憤清之暴、而矜朝鮮之情、朝鮮上下、勇於自主、若此、未能卒其功、而清之暴靡所忌憚者、朝鮮在廷數輩、朋比連引、和唱事大、以情輸于清也、此數輩非怯懦不知大節、則姦回邪惡、賣國之孟賊也、朝鮮國義人、欲喰其肉也久矣、且夫清人犬羊爲性、蠢若豚、

頑冥弗靈、倨傲誕慢、自稱為華、孰知非夷、種塞守內文明、且己不抄、  
 又詭詭他國、綏其昇運、嘗與佛人爭越南、兵劔鋒頓、罔攸懲創、益于  
 預朝鮮內政、是可忍、何不可忍、我徒常以自由大義、立於天下、所痛  
 憤慷慨、不能自己也、嗟乎清之惡稔矣、朝鮮之情可矜矣、我徒誕磨  
 天命、適為天吏、彰清之罪、代天將威、欲恢復朝鮮先業、為自主之邦、  
 以卸清人之羈絆、絕清人為暴之迹、而播歐米文明之化者、固朝鮮  
 國王之心也、朝鮮國民之志也、雖然吾徒豈好專哉、自由大義之不  
 可忍也、十三州抗英、佛人為大致力、以助其自主之邦、夫佛亦列國  
 也、英亦列國也、而十三州英國殖民地也、英國殖民之亂、何預于佛  
 國、然佛人為大致力、遂為千古之美談、自由大義之不可忍、尚有三若  
 此者矣、矧我徒今為天吏、代天將威、尚何問境土異全乎哉、嗟呼我  
 徒心以至誠、自矢、殺身殉義、豈必期克成、雖然邪不勝正、逆不敵順  
 元惡大醜、惟受顯戮、以克成厥功、時哉弗可失、即此布檄、庶天下萬  
 世、知我徒之心、如日月著乎天、凡害自由大義者、並有攸畏  
 (裁)此の檄又の山本憲が起脚せしに相違なきや(磯山)然り(裁)播州に於て遠藤井村か此の

檄文を添削せしと然るや(磯山)然り(裁)豫審第一回の調書に朝鮮に渡りて戦端を開き又其  
 時は此の檄文を歐文に譯し以て外國新聞に掲載するの見込ありと其目的とする所如何(磯  
 山)被告の目的の獨立党を扶けて事大党を殖すにあり此檄文中我が國旗を辱しめ云々の此  
 義を強からしむるの勢を付せんがため記せしあり(裁)此計畫は三人か意氣相投じて成りし  
 や又の第一に誰れか發議せしもありしや(磯山)獨立黨を扶け事大党を殖さんとの(小林)の  
 發言あり(裁)此の事を擧げんとせしは誰の發議ぞ(磯山)三人相投じたる事にして別に誰れ  
 の發議に係はと云ふ事あり(裁)新井を先發せしめて大坂に來らしめたるの三人の協議上よ  
 り出しが又は新井一己の意より成りしか(磯山)自分の發意あり(裁)新井が長崎へ行きしは  
 誰れの發意か又は自分の意か(磯山)是れ亦た自分の發意にて新井を出立せしめしあり其地  
 豫審調書に付き事實の尋問あり(裁)第一に大坂へ來りしの新井あるや(磯山)然り(藤土屋  
 久保田稻垣長之助田代等之れに次きて來坂せり(裁)長崎へ先發せしは誰れあるや(磯山)田  
 伏稻垣長之助久保田土屋赤羽根等あり(裁)播州へ參りし他の人へ話したりや(磯山)自己  
 の意見にて參りしものにて他の人にはあさず又別に話すべき必要ありし(裁)最初の目的  
 は徹頭徹尾此の事を貫徹するの意ありしや(磯山)然り(裁)樂品は何の爲め買ひしや(磯  
 山)將來必要と認めしため買入れたり(裁)其時に燐寸にても製するれ意あるす矢張此の被

告事件に任用と思ひ買入にしや(磯山)然り(裁)其藥品を飯田に預けしは物品を示して預けしや又使用の目的をも云ひしや(磯山)然らば物品も示さず又使用の目的をも云はず唯だ必要物と云て預け置きたり(裁)藥品を大坂へ持ち参りたる手續如何(磯山)一個の景山三個は田代に預けて携帯せしめ尙自分も持参せり(裁)景山の持参せし何々ぞ(磯山)エンサンカリ、金ユチー、セキリン、ありし(裁)田代の持参品如何(磯山)景山と全様にして他に物品數種をも持参せしめたり(裁)東京にては何れに於て景山又の山本に渡し如何して運搬せしや(磯山)景山か出發の前夜石塚の宅に於て自分が荷造りをあして景山へ預け又其他の有一館より直ちに大坂へ運搬の手筈を付けたり(裁)大坂に於て山本方へ預け置きたる諸器具等を取り出したる手續は如何(磯山)目下部に一切托し置き又目下部は中村をして山本方より取り出さしめ之を船便にて播州ある自分の居る先へ運送せしめたり(裁)之れにて一先づ休庭午後再び開廷すべしと陳べて退廷す時午前十一時四十五分ありし

廿八日午後一時十五分開廷午前中に續き被告人磯山清兵衛に對して事實上の尋問に取掛り内藤六四郎を教唆して之に短銃を與へ氏等等に強盜を成さしめし事及び田代李吉をして爆發物に使用すべき器具を製造せしめたる事に付兼て採審に於てあせし尋問調書に付て大々尋問あり次に辯護人板倉氏は裁判長に向ひ元來磯山が爆發物を使用せんとせしは大井小林

等協議の上ありや又の磯山の意に出でし事あるやの點に付質されしに付裁判長之を磯山に傳へしに(磯山)朝鮮の計畫は専ら其實行者たる自分が任じたる事にして大井小林に於ても自分の實行上の事を一任したるに付之が計畫上には爆發物は必要ありと心得具器具の製造等をあせし次第にて決して大井小林等へ協議して着手したるにあらす(裁)其年月日何時ありしや(磯山)明治十八年の六月ありし(板倉氏)爆發物の製造等も凡て實行者たる磯山へ大井小林等より一任せしや又は此の事大井小林に於ても其意ありしや尙明かに一應大井へ問はん(磯山)其計畫を實行するに付て爆發物も入用あるべしと思ひ之れが製造に着手せし事にて是れ等實行上に要する所の事凡て實行者たる自分が一任を受たるあり決して大井小林へ協議したるにあらす(板倉氏)爆發物の製造は朝鮮計畫を企てし後に思ひ居しや又の其以前より思ひ居たるや(磯山)自分は爆發物取締罰則の未だ發布せらざる前より其藥品を所持し居たる事あり之れを以て其計畫前より意ありし事を知らるゝに足らん(裁)爆發物を製造する事は大井小林等へ話したる餘の趣き夫々豫審尋問調書に見たり然るに爆發物の事は大井小林へ協議せし事ありと云り此の邊如何(磯山)話をせし事ありし條に思へども協議せし事あり(辨護星)午前御尋問中磯山か石塚の宅に於て支那カバンへ爆發物使用の器具等を入れ之を景山へ預けたりとありしが景山の調書に依れば有一館に於て其カバ

ンを磯山より預りしとありて是彼相違せり何れが實あるや(磯山)有一館と石塚とは相接近し特に之れを景山に預けし際は景山が將に明朝を以て發足せんとするの時にて頗る混雜を極めたれば其間違の生じたるあらんかされども石塚の宅に於て預けしあり尤も石塚の宅は恰かも有一館の物置とも云ふべき趣きありしあり(星)其支那カパンの中へセキリン等を入しと然るにセキリンハ有一館に置ありと云へり此邊如何或は有一館より取來りて入替へしや(磯山)石塚の宅に於て入替たる事にて有一館より同人の宅へ持参りたり(星)何故に石塚の宅にて入替しや(磯山)當時有一館ハ大混雜ありしに付石塚方にてせしあり(星)其時誰か居りしや(磯山)誰も居らざりし(裁)他ハ事實上に付き申立べき事なきや(磯山)亦し(裁)然れば本日ハ先之にて一通り事實上の尋問を了りたり本日ハ之れにて閉庭すべしと告ぐ時に午後二時過かりし

三十日午前九時二十分開廷被告事件は前日同僚磯山、山本、景山、大井、小林、新井、の六名又辯護人は都合十一名夫々着席す(裁)本日ハ第三回の公判を開き山本憲に對して事實の尋問を命ずべし(辯護人板倉)豫じめ裁判長へ(請願す本日ハ山本に對する御尋問あるが順次景山大井と引續き多分明日ハ明後日に大井へ順番が回るあらんと思ひる自分の大井の辯護人あるが大井の被告事件ハ外患に關する事と爆發物取締則違反の事と贓物を受たりと云ふ事

あるが此贓物を受たりと云ふ事に付て即ち其關係者を御召喚ありたし然し此の人員も多數あれば證方おくれども僅々三名にて山本與七、長坂喜作、大屋正雄のみあれば此段請願致し置くのみ(裁)尙ほ何分の詮議を命ずべし然れば之れより山本憲に對して事實の尋問を初むべし山本憲の被告事件ハ第一外患に關する事第二爆發物取締則違反の事にして其外患に關する事ハ大井小林等が朝鮮國に對して兵を擧げ彼の國の政府を擧げするに付小林の依頼に依り檄文を起草したる事又爆發物取締則違反の事ハ景山田代久野等の携帶せる爆發物を自宅に預りたる事はあり之の被告に於て相違おしと認め居るや(山本)相違と認むる所もあれども其相違の廉々ハ逐次御尋問に對して答ふべし(裁)初め此の計畫に同意せしは小林の勸めありや又ハ他人の勸めありや(山本)同意といふ法律上如何なる意義を有すべきものあるやハ元來法律に暗き私おれば知るに由おくれども當時の事實を以て申せば小林一人が私に向ふて朝鮮計畫を陳べ檄文の起草を依頼されしを承諾して起草したるあり尤も最初東京より私に宛て差越したる書面は小林大井の兩名にて其父の大意を云へば依頼したき事あれば塾用多忙あらんされども至急上京せよとの事ありし依て私は未だ其用向の何たるを知らず直に上京し小林に面會し小林一人より初めて其計畫の事を聞きしあり(裁)小林より計畫の要領は具さに聞きしや(山本)然り其手續を申さば小林は去る明治十七年秋冬の交よ



りして此計畫をかし居たる趣きにて其計畫は即ち彼の國の事大黨を廢して獨守黨に政權を有せしめんとするにありて當時佛國とも其相談をかしたるよし然るに其冬竹添公使の歸京に付案外見込外れし趣きあるが然し檄文中にもある如く元來朝鮮國の自主の國あるに依り其体面を全くせざるべからざると云ふの志にて明治十八年の春に至りても尙其志しを變ぜず當時清佛が安南の土地を争ふや佛公使ハテノートル安南の總督クールヘー將軍等とも相往來したる事もありし趣き然るに以來平和に其局を結びしを以て壯士らの志ざしの如くある能はず去るが非とも其宿志を遂げんとて終に我が國の義心ある人々と結合し彼の國に渡りて事を擧げんと已に金玉均にも相謀り彼の國に潜伏せし居る所の獨立黨と力を合せ共に事大黨を廢して清國の覇權を絶ち全く獨立黨に國權を張らしめんとするの意志にて之が爲に檄文を發するより私しへ其起草を依頼にありたる始末にして其時小林の云ふ所に依れば東京に於ても固より此の檄文の起草を依頼すべき人あれども何れも廣く人に交る人のみあるが故に自から他に洩るゝの恐れあり幸ひお前の平日交る所の人も少なければ洩るゝの恐れあしと思ひしより斯くの態々呼び寄せたる次第ありとの事にて其起草を托せられたり尤も私しは小林と兼々親密の間柄されども其目的とする所は全く異にして小林の政治の思想を抱き彼是奔走するものあれども私は然らず私に祖先より代々儒者を以て人を教ふる

を家業とし私にて已に六代の間は相續きて此の業をかせし事あれば私に於ても常に儒學に従事し此道をもて世に立たん事を目的とし居るものあれば決して朝鮮計畫即ち之が爲めに或の金を集むるとか又は其他種々の事に付て一も相共とするの志しにわらず唯だ小林が一意朝鮮國の爲め自主國たるの面目を全くせしめんとするの熱心に至りては私は大に感を得るを以て之れが爲め且平素交際の親密なるより朋友の情誼上又止むを得ず單に檄文の起草のみの依頼を承諾して起草したるあり云々(裁)豫審第一回の調書に小林が朝鮮國の支那の奴隷の如し故に朝鮮の獨立を助くるの與出上云々とのとあり此の調書の大体の認め居る乎(山)然り認め居るあり(裁)東京に上りし時大井、磯山、に面晤せざりしや(山)大井に面晤したり實に檄文の依頼を受けし時直ちに筆を採るべきや否やを問ひしに席上にて起草する程急ぐ譯にもあらざれば一先大井おをも尋ねよとのとに小林同道にて大井方に至りしが此時大井の此度の御苦勞でありしとの挨拶を致せしのみありき(裁)磯山に面會せざりしか(山)面會せざりし(裁)朝鮮計畫の目的に就ては、大井、小林、磯山三名ともに同一なりと思惟する乎如何(山)朝鮮計畫の事、小林より聞きしものゆゑ三名同一の意見を抑居るや否やの答辨し能はざるあり、時に陪席評定官矢野茂氏曰く本職の裁判長に許しを受け被告に云ふべきとあり唯今の裁判長の尋ねにありし問題の第一の朝鮮計畫の事

に同意せしかといふにて一段落とあり第二は檄文の起草にて是も一段落とあるものあり之に對して答へよ(山)否事實上に於て段落あるもの無かるべしと思惟す(矢)然らば更に問ふ小林の朝鮮計畫に同意を表せしや否や(山)此の小林等の計畫の可と信せしか將た不可と信せしかとの問ある乎(矢)然り其當時に思ひ居たることを云ふべし(山)自分の専ら仁義を主として遵守する者あるが故に小林の言を不可ありと信すれば固より依頼に應ずることなき等あり故に自分の信する仁義に戻りしとあらば應ぜざりしあれども彼れの計畫を以たりたりしかり(矢)然らば仁義上不可と思ひぬものから之を承諾したりと云乎(山)今更不可といふの餘り男子として節操のなき次第故固より不可と思はず(山)併し金穀を準備するなどの一切關係せざりしを(裁)然らば其計畫を助くると云ふの考へいかりし乎(山)唯だ檄文の起草を托せられしまでにて此のみを承諾したるなり同意といふ意義の解釋の六かしけれども假りに同志といふにて申さし自分は則ち同志者にあらざるなり(裁)檄文に關するに付き聞かん彼の檄文の小林より東京へ招かれ東京にて起草したるものあるや(山)然り(裁)檄文を起草するまでに朝鮮計畫には已に同意を表し居たる乎假らば小林より依頼せられて始めて之を起草せしまであるや(山)唯だ頼まれて起草せしまであり(裁)小林

より頼まれて書きしのみにて假令へは頼まれて手紙を書くと同であるや(山)然り併し悪しきものとい考へざりし(裁)然らば親の見舞状は能きもの故頼れたまふ書きしと同断にて小林等の計畫を助けたるにばあらざるか(山)然り(裁)文章の主意は小林より承り書きしに相違なきや(山)相違なき(裁)小林第二回の豫審調書に山本憲の小林の知人ゆゑ檄文を替かしのめん爲め大井等と相談のうへ東京へ招きたりとあるがこれの認め居るや(山)然り(裁)小林の述べし思想の檄文に見へて居るが即ち是れが其の述べし思想にて小林の意あるや(山)其の通り(裁)被告一回豫審調書に小林の思ふまゝ漢文体に一應筆記せしものにて彼れの意に據り三四回添削せしものあり云々とあり是れも認め居るや(山)然り(裁)之を起草するには幾日程掛りしか(山)三四日も懸りしと記憶せ(裁)添削せし檄文の過日讀み聞かせしものに相違なき乎(山)相違なき(裁)今一應讀聞けんか(山)最早聞くに及ばず併し九行目に「魯其王、幽其王之父、辱其王之后」であるの下に「毒其民」である「毒痛は」「毒痛」の誤あり(裁)然らば痛が正しいの手(山)然り序でに今一つ申上げんに「朝鮮上下勇於自主」若し此未能率其功、而清之爲暴靡、所忌憚、とあるの下に者の字ありし様思はる朝讀の時に無かりしものゝ如し如何(裁)者の字は入りて居るなり(山)然れば宜し併し自分文章を以て世に立つ者あるを以て念の爲めに今一言辨じ置かざる可らざることをり此檄

文の主意は一切小林の意見のまゝを筆にせしもの故行文頗る拙劣なり自身の意思あらんに  
 の今少し善良の文章とあるべかりしもの意思を寫せしが故を以て文章の体を爲さず近頃  
 慙愧に堪へざる所あり而して文中の「以自由大義」と播歐米文明之化「者」云々は小林の  
 求めに據り跡より入れたるものあるか斯く世上に公けにせるが如きこのれば被告の職業  
 名聞の爲め瑕瑾ともあるべきに付き敢て斯くの陳述致す譯あり(裁)其事は宜し併し檄して  
 宇内人士に告ぐとわれれば海外にも公けにせるに相違おし方ばち天下に示す處ありしか(山)  
 然り(裁)申立によれば文章上に兵を擧ぐるとが陳べてあり被告自らは固よりこれを知る處  
 あるか(山)兵を擧ぐるとの想像せり(裁)檄文中に大吏とあり或ひは天に代りて威を將ふ  
 とあるが皆擧兵の意か(山)則ち天吏とあり天に代りて威を將ふとの奸賊と言んか奸吏と言ん  
 んか則ち是等のものを倒すといふの意味あり(裁)大吏の出所は如何(山)大吏の自分の胸臆  
 に有して居りしにて此際詮議せじにわらざるあり(裁)併し儒を以て自ら任ずれば出所の  
 承知し居らん孟子亦ぞにも見ゆるにわらざるや(山)然り孟子にも見へず併し是の孟子よ  
 り取りし譯には非ず(裁)孟子は何の篇にあるか兵を用ゆる處か一人が一人を倒す處にわ  
 るや如何に(山)否(裁)威を將ふどの何れより取りしか(山)左の晉經かの湯誓荼誓の篇にわ  
 るかと思ふ(裁)其れの擧兵の處にありしか如何(山)湯か兵を擧げし處に用てありたり(裁)

符子に據りて大吏等の文字を取りしにはわらざるや(山)符子のどの知らず(裁)然らば全く  
 擧兵の意にて用しもの乎(山)其意あり(裁)小林が七月廿七日の自筆の書面に我々同感者相  
 謀り壯士と俱に政權を獨立黨に歸せしむるに如かず就いての奮て戰端を開くことを論議せり  
 云々と見ゆ小林の意中より出でしとあらば擧兵のどの承知のとあらん(山)事大黨を倒す  
 は兵を擧ぐるより外おしと思惟したり(裁)將威、大吏等の文字を用ひしを見れば檄文は小  
 林等か戰端を開く豫備に作りしに相違なきか(山)左わらんと思ふ(裁)次は爆發物のどこに付  
 き尋問せん田代、景山、窪田、久野等よりケット包延、包等を預かりしことありとの相  
 違なきか又新井よりも預し標あるか果して左様か(山)荷物を預りしとの有が併し久野より  
 預りしことあり(裁)四人かりして預かりしとあるか(山)然り  
 次ぎに豫審調書に付て取調を命ず(裁)中村が十八年十一月十日頃其預りし物品を取り出し  
 て持ち歸りし事ありや(山本)然り(裁)其以前より田崎が右の物品を渡せと申越せしや(山  
 本)然り(裁)其時の談判模様は如付にてありしや(山本)十八年十二月二三日頃の黄昏あり  
 し私が門人へ書籍の講義中田崎参りたるに付き暫時待たせ置き漸く面會せし處に物品受  
 取らんとこの事に付私の一應預り主の景山へ通知の上になんと答へし處田崎の去れり明朝  
 参るべしとて歸りたり依りて其趣きを景山へ報せんとせしに景山参りたるを以て右田崎の

事を話せし處景山の明朝田崎参りたれば通知せよとの事にて歸りたり然るに其翌朝田崎参りたるを以て景山へ通知し兩人の何か談合の上小林の旅宿とかへ参るとか云ふて共に立ち去りたり(裁)中村橋雄が其物品を取りに來りし時の手續の如何(山本)是れ亦十八年十一月十一日頃の黄昏比ありし私の醫師の許へ参り歸宅せし處來人あり待ち居る由を家内より聞き其人に面會せし處該人は京都下京警察署巡查中村橋雄と記したる名刺を出し且つ云ふ様兼て田代より物品を預り居らざりしやと依りて私の田代より預り居らざれども景山より預り居る由を答へし處其物品三個とも入用あれば直ちに渡すべしとの旨に付き或の新開紙上に能く見ゆる如く巡查の名を偽り添を爲すの類にあらざるかと一時は疑ひ且つ預主のゐる事ゆゑ先此の預け主即ち景山へ照會すべき趣きを陳べし處該人の景山は己に身を隠したりとの事を申すに依り借ての油知の致し方も又能く其人の舉動等を窺ふに巡查に相違なきを以て何の意もなく渡したり(裁)其時中村の着服の如何(山本)羽織袴を着用せり(裁)名刺に京都下京警察署巡查中村橋雄と記せしや(山本)然り(裁)正服を着せざるに疑ひなくして渡したるの如何(山本)聞く處に據れば特務巡查の和服ありとの事に付き果して特務からんと思ひ別段疑はざりしあり(裁)最初景山等より預りし際其物品の爆發物ありとの事を知り居りしや(山本)知らず(裁)景山等が其物品を預けし際何と云しや(山本)單に必

要物とのみ云へり夫れゆゑ別々爆發物などを入れ居るとの心付かざりしあり此の時數百名の傍聴人中後ろに在る人々の向ふを見んが爲めありしや立つものありしが何んか立つやと大聲にて數回之を戒めしが辯護人飯倉善積の兩氏は裁判長に向ひ先刻より傍聴人中にて何ものか人を叱咤するの聲あり人を叱咤せるの容易あらぬ事にして法廷の戒嚴にも關係を有すれば直ちに御制しありたしとの旨を陳べ裁判長の尙ほ尋問を要すべき事あれども午後二時に讓るべき趣きを陳べて一先づ退廷せしは午前十一時四十五分ありし夫より午後一時開廷(裁)午前に引續き公廷を開べし被告人新井章吾曰く自分の癡きに上陳書を差出したることあるが御手許にあるや一應承知致したし(裁)上田書の十九年六月二日のものある乎(新)一度差出したるのみあれば定めし夫からん(裁)茲で一覽して能乎(新)然り、此に於て裁判長の該上陳書を新井に示さる(裁)山本憲久野初太郎が第二回の豫審調書に山本方に預けたる際の何といふて預けしやと云ふに對し小林より貴殿方に托せよとのこと故云々でありて是は爆發物に要する鐵丸あれば人目に掛らぬ様注意せよとあるも容易に托したるの何故あるや(山)开ば久野より自分に預けしとのとあるか(裁)然り(山)了承せり豫審にても其御尋問ありて其際預りしとちしと答へたり今日と雖ども預りしとちしと思へり久野の如何ある心得にて左様のとを云ひしか知らねど此方に於ての會つておし(裁)久野よりの預かり

しことおきか(山本)然り(裁)檄文丈景山より托せられ書物籍の中に故らに秘め置きたるか  
 (山)然り(裁)景山其他の者の朝鮮計畫の同志者あり被告に於ての先刻來様々の申立あれど  
 檄文迄起草したる程なれば一應の談じ有るべき筈あり(山)先方の意は分らざるが預けし際  
 特別の事の事云(裁)田崎が取に來りし尋常の事とするも巡査が來りし時は何とかな  
 審の念慮の起るべき筈あり(山)如何なる物と云ふに至つては更に念慮を起さざりき(裁)然  
 らば荷物に注意念慮共にあかりしか(山本)然り依頼ありしに付き其依頼に應せし迄あり  
 (裁)次の藥品買入れに付き尋問す安東に依託して鹽酸と鐵どを買ひしと云ふとあり如何  
 (山)豫審にも答へし如く依頼せし事あり(裁)景山を大喜櫻へ呼寄せしとのとあり景山の如  
 何(山)曾てあし(裁)安東の被告と景山とに依頼せられたりと云ひ確く取て動かす如何(山)  
 其れもあし豫審にても其問ありしが其れに全く無し自分に於ては案外なる濡衣を被せられ  
 たり(裁)然らば安東の第四回及び五回の調書を讀聞かさん書記其調書を朗讀す(裁)只今承  
 まる通り景山の小林と云へど安東の山本と云へり如何のものにや(山)敢て多辨は費さぬ  
 ど兎に角安東の迷惑あることを云へり(裁)安東の子息の其方に就て修學をせし居たるか(山)  
 (山)然り安東の弟の即ち自分の處に來り居れり(裁)然らば其方どの子弟の間柄あり故に前  
 への包み隠せしも後ちに明せしに有らずや(山)かゝる間柄にも拘はらず安東か斯の如き

事を云へるの安東の實に徳義なき人あり、時に辨護人寺島寛氏曰く安東より此事に就き上  
 申したることありとのことを聞けり被告の利益の爲めに安東第六回の調書をも讀み聞けら  
 れたし此に於て書記の上申書及び調書を朗讀す(裁)被告に於ては飽迄認めずと云ふか(山)  
 然り(裁)是れにて一通りの尋問を終れり尙ほ大体に付き緊要と認むることあれば申立てよ  
 (山)少し陳ぶべきことあり田代より荷物を預りし事に付ては豫審の時にも申立たる通り田  
 代季吉より危険の品と云ふことを聞きたりとのと而して久野が自分に向つて品物を預けた  
 りと陳述せし甚だ事實と相違せり因て自分に於て迷惑の至りなれば事實を判然せしむる  
 爲久野を當公廷へ召喚ありたし(裁)先其方の意見あらば其意見より申立よ(山)別にあし久  
 野の云ひし事の事實上大に相違ある故全人を召喚さるゝの自分の爲めに必用なり因りて是  
 非とも召喚あらんことを望む(裁)久野に前言を取消さす爲めか(山)然り此事を申立事實  
 上相違の隙を確め度精神あり(裁)外に異見なきか(山)あし  
 辨護人寺田寛氏曰く山本が外患の罪に對する審問を終りし時檄文の小林の豫備の爲めに  
 起草を被告へ依頼せしと云ふと雖も裁判長の小林の豫備を被告が爲したと云ふ様に御聞込  
 にありし場合あるやに伺へり又久野を召喚する事の本日確かめたと被告人小林樟雄の立  
 て久野の陳述相違に關することを辨明す(裁)辨護人分りしか(辨寺田)分れり尙ほ燻發物の事

に付景山第二回の調書に依れば田崎の磯山の命を受けて荷物を取らせし際景山の小林と雑話中被告が預りの爆発物を取に來りしと話せし云々と見ゆれども景山第六回の調書に依るに山本の爆発物といふことを知らざりしものゝ如し其時の中村に取出されし様に見ゆ若し初め田崎の來りし時に知ざりしならば中村の時に知らざるを得ざる儀にはあらずや故に幸ひ景山も出廷し居れば其邊の尋問を願ひたし(裁)唯今の主意の分れり併し爆発物云々のことを併せて聞きたしと云ふや(寺田)然り(裁)景山唯今山本の辨護人が乞ひしとの事實を申述べよ景山第二回の調書を見るに自分大磯樓に到り小林と雑話中山本來り申すに田崎が取りに來りし云々とある其事に就て申立よ(景山)其事の豫審にての斯く申し立てたれども警察署で云ひし如く私が東京より持ち來りし時は私何品あるか更に是れを知らず此事は私の御壽問の時に申し立んが右の通りあれば最初の荷物ありし其の荷物に警察署で取調べらるゝ時の已に發覺後あれば荷物則ち爆発物ありしといひし譯あり(裁)然らば山本には爆発物との決して言ひざりしならんか(景山)田崎が取に來りしに恰も磯山が潜伏の後にて田崎が荷物を取りに來りしと山本がいふことを聞き田崎は磯山の姪たるが故に同人に面會せば磯山の行方の知るゝならんと思ひ翌朝小林へ伴はん爲め山本へ通知のことを依頼せしあるが確との記憶せず(裁)辨護人寺田の如何(寺田)景山の問ひ其にて宜し尙ほ久野及び田代の兩名を

参考人として召喚ありたし(裁)兩名より聞くべき問願の如何(寺田)田代の持來りし時山本が尋ねに同人の危険品にあらざると答たり又久野は鐵丸は預けしといへど其品の何れに行きじや形跡なきとのとあり故に是等の爲めに召喚を乞ふあり(裁)追て沙汰せん(寺田)景山に今一つ驚ぬたき爆発物の處置に付て兼て被告より差出したる圖面あれば之に就き景山に其處置を尋問あらんとを望む元來場所の十月中被告が私用の爲め取出せんとする際爆発物云々の事に付き景山田崎の兩人來りしも山本の恰度他出せんとするの折柄ゆゑ勝手に荷造りすべしとの旨を告げ馳出したりといへり場所の如きの大に事實發見上に關係あれば一應景山に尋問ありたし(裁)景山爆発物の何處まで荷造せしか(景山)山本の辨護人が尋ねは自分の知らぬ事なり又山本へ預けしに田崎を紹介して預けし事あれども自分が携へ行されば(寺田)それから宜し(裁)山本に於て申立るとあるや(山本)あし(裁)尙證據物件等も示す等あれと後日に譲り本日は是にて置ん時又辨護人板倉中氏曰大井が被告事件の一部分たる贓物一件に付對審の爲關係人御呼出の事を申し立ん(裁)問べき要點を述べ(板倉)其主意の今茲に定りしにのあらざれど調書や尋問の事柄に就て追々必要を感ずる譯あり之を要するに此一組の被告人六名の外患及び爆発物に關する犯罪あれ共大井猶ほ此外に贓物のとに關する犯罪有が故に他の關係人を呼出さる時は大井のため不利益あれべき依て山本

與七 長阪喜作 大矢正夫三名の召喚を請求す但し三名共の召喚に差支ありとあらば大矢のみを除き他の兩名又は是非共呼出を望むあり大井憲太郎曰く辯護人より申立し山本、大矢、長阪の呼出しを請ういたすと被告より辯護人へ相談してのとされれば左様に御思召の上酌量を加へて御採用を切望す切此對貴の行違ひを確むる爲めの事もあれども私の對質は一風變り一般の被告と列席の上審判あらんとを望みしも許されざりしゆゑ此事は云ひねを賤金嫌疑のこの其人數も少なければ何卒關係人と列席せしめられんとを乞ふれば私に不利益もあらんが又大に利益もあらんと信するあり現に一例を擧ぐれば彼の小松大が百圓を出し異たりと磯山の一昨日申立たれども是の大金の私の出金あり然るに磯山は疎略ある男ゆゑ自身にて小松に出さしめたる様申居れども其れは一己の金にて朝鮮計書の爲めに差出たる金の即ち此の大井憲太郎あるものあり又千圓の出金のとも大井憲太郎が一己にて借りたるものを同朝鮮計書の爲めに差出したるものかれども磯山は是れ等のことをも云々の申立ををし居るものゝ如し以上の事實等もあれは勝手に相違のことを陳述するされば益々對審の必要を感ず貴くの被告等の請求を容れられんとを(裁)評定の上にて沙汰に及ぶべし辯護人善積贈藏氏曰く私の磯山の辯護人あるが組を分けられしとに付一言致したる事あり述べても宜しき(裁)追て申立つる機會もあらん本日は是れにて公廷

を閉ぢんと時は午後二時三十分ありき

三十一日午前九時十分開廷被告辯護人の前日同様出廷す(裁)昨日引讀き第四回の公判を開くべし本日被告入景山に對する事實の尋問をす然るに之に先立ち昨日山本の辯護人八及び大井の辯護人より申立たる事に付き一應檢察官の御意見を承まらるべし(堀田檢察官)被告の組を分つ事よ付ての申立に對しては既に裁判長より御判決にありしが昨日山本の辯護人より申立たる安東を參考人として召喚を乞ひ事實を確かめんとするに付ての事ハ別よ差支へもなき様ければ同入を召喚せらるゝも敢て勿けなければ大井の辯護人より申立にありたる對審の爲め關係人を召喚し列席せしめんとするに付ての事に對し裁判長は御意見を對し隨るゝ賑われれば此の點に付きては列席を許し難しと本官の認むるあり(裁)山本及び其辯護人唯今檢察官の御意見の如く安東の參考人として召喚すべけれども本日は召喚するを得ず何れ其中折を見計し以て陪席官と評議の上にて又大井及び其辯護人唯今檢察官の御意見の通りければ關係人を列席せしむるを得ず(大井辯護人被倉氏)然れば異議の申すをす是に於て堀田檢察官の對審裁判と欠席裁判との別を陳べられ對審裁判の已み裁判長の判決にありたる所に觸るれば許すべからず然し參考人として召喚を乞ふとの事に付ては至當の事あるを以て許して可かれども對審と云ふに至りては決して許すべからずと思はる云々

(裁)異議の申立に對する裁判の退て達すべし夫より引續き被告人景山の尋問又取掛りたり  
 (裁)被告景山に對する被告事件の第一外患に關する事第二爆發物取締罰則違反の事而して  
 其第一外患に關するもの大井小林磯山等が朝鮮國に渡り彼の國に立る所の事大黨を燈し獨  
 立黨に政權を有せしめんとするの計畫を聞きて之に同意し其資金を募集して小林磯山等へ  
 交付し且自らも奔走して大坂より又長崎へ行き終に事發覺せしあり又其第二爆發物取締  
 罰則違反の事との右の計畫に田ゆべき爆發物の藥品及び其器具を情を知りて磯山より預り  
 之を東京より大坂へ持來り山本及び安東へ預けたることは是あり此の事ハ被告に於てハ認め居  
 るや(景山)外患に關するもの大体認め居れども爆發物に關するもの認めず全体私ハ其爆發  
 物のどの少しも知らざりしあり故に此のどの一々御尋問に對して答辨せんと思す(裁)被告ハ  
 元來舊自由黨員ありしや(景山)然らず(裁)然らば舊自由黨員と最も親密に交際せし人の節  
 あるや(景山)本件に關する人々との親密に交際せり(裁)父母兄弟のありや(景山)父母兄弟  
 とも國に在り(裁)戸主の誰ぞや(景山)戸主の愚兄に目下小學校教員を奉職す(裁)被告  
 ハ誰れに教育を受けしや(景山)母ハ維新以來國許にて學校の教員をせし居りゆゑ之に就て  
 教育を受け又去る明治九年頃より郷里岡山なる町立學校に入て教育を受たり(裁)東京へ行  
 しの何の爲ありしや(景山)私は元來明治十七年郷里岡山に於て私立學校を開き母及び兄弟

等の助力を得て専ら教育に従事し傍ら屢々學術上の演説をなせしが其後突然其筋より右の  
 演説は政談に涉るを以て停止すべきことを命ぜられたり依りて同校も共に廢業せしが此の際  
 時事に就きて大に感發する所あるを以て遊學の爲め直に東京に赴き學術上の知人ある坑崎  
 斌氏の紹介を以て東京築地の新築學校に入學し翌十八年春比まて就學せり(裁)朝鮮の計畫  
 に與せし手續ハ如何(景山)私の幼少の比より愛國心に深かりしが明治十五年及び十七年の  
 朝鮮警報に接し彼の對蠻ある朝鮮國の爲めに我國旗に恥辱を加へたるより頗る慨嘆に耐へ  
 ず何とかして我が日章旗を海外へ輝かさんと欲し大に感發する所ありし然る所當時小林ハ  
 何か朝鮮國に對し計畫する所のものありし趣きに付私の小林に就て其仔細を聞きたりしか  
 ど更に聽かせ呉れざりしなり然れども私の小林の線子を窺かに窺ふに必ずや計畫あり居る  
 所ある模様は付之ぞ果して朝鮮國が我國の人民を蹂躪したるを憤るの餘り計畫あり居ると  
 ならんと想像し其事を擧ぐる際の爲にとて夫より専ら資金の募集に手を着けたり云々是よ  
 り裁判長は被告が兼て豫審庭に於てあしたる調書ハ付種種の尋問あり被告ハ之に應答せ  
 り(裁)磯山の豫審調書中に景山の婦女子おれハ之に携帶せしむる時ハ八も餘り目を附ざる  
 へし依て其携帶は石塚を介して景山に謀りしに容易に承諾せりとあり之れハ如何(景山)石  
 塚を介してとあれど石塚より何も聞きしとなく又磯山よりは荷物の携帶を托せられしけれ



ぞみ之は磯山が心要品あれば大坂へ携帶の上安東へ預けられよと云ふたのみにて爆發物の入れあると一切云ひす故に私は之を知らざりし(裁)去れ其荷物は磯山一巳所有のものでも思ひしや(景山)然り磯山の所有品と思ひたり(裁)警察署にての尋問調書中に磯山の朝鮮計書の爲め刀劍火薬及び檄文等を携へ居るとを見受たりとあり之れ如何(景山)之れは必竟推測に過ぎざりし(裁)檄文は最初より知り居るや(景山)有一館にて書生の寫し居るを一寸見たともあれども別段讀みたりといふとを(裁)然し其要領は知り居るや(景山)要領の知り居るも其大体は今日此の公判廷に於て知りし程のとありし(裁)被告が兼て起草したる述懐と云ふ書を之れより一應讀み聴かせ之れに就きて質問を要するとあれども此の書は傍聴人の面前に於てするを憚るものあれ之れより傍聴人を退散せしめたる上にとすべしと直ちに傍聴人を退廷せしめたり此の時十一時三十分あり(此の日の景山の公判を以て婦女子の傍聴するもの頗る多かりき

(裁)午前に引讀み景山に對する事實の尋問を爲さん併し午前よ於て異議の申立もありたれば一應判決を爲し借ん曾て本職が被告等を列席せしむると言しし必要と思ふ時のみ召喚する譯合よして辯護人等の請求の本職に於て必要と認めざるが故之を採用せず併しかから單に参考人と爲して呼出すの差支へなし大井の如何とす(大井)了承せり自分等の志願達せり

(裁)是より景山が第二の要領に付尋問を始めん被告第一回の調書中に磯山より依頼され渡韓のこと及び爆發物を大坂まで携帶することを承諾したりとあり相違なきか(景山)爆發物のこと唯今辯解致さるを得ず警察第四回の調書より終りまでの調書の大概無根の事を申立て居り嘗て此事に付警察署にては色々と問答し逢ひたるが併此事の大に他の同志者へも關係を及ぼし強て私の強情を迫さんとする時の自然時日をも遷延し迷惑を他も懸ん依て一日も速かに判決を受ける方よからんと信じ實に心中にもおきとを申立たる次第あれ現に第四回の調書にもある如く汝の前回の調に一人にて山本方に持來りたり云々とあれど云へる所に於ても警吏のか前婦人の事故強て其事實を隠蔽すれども他の關係人即ち大井小林等に於ては既之れを白狀したり然らば婦人あがらも國家の爲めに力を盡さんと心掛くるものが今更之を包み隠さんと爲すに實に卑怯極りたる所爲にあらざるや杯と虚擲に似たる尋問を受たるとあり是等の譯柄もあれば當然斷つて考ふるに自分に何事も知らざれば他人に於て既に事情を白狀せしとのとあればとて是より自分も事實上に付き陳述したる様ある次第もあり又石塚が紹介したるとあるの成程あるや何故懸念にありしとあらば私が借家をせんとする時大川原あるものに懸念にありしが大川原の又石塚と懸念あるが私が借家せんとすることを大川原に話せし處同人の自宅の裏に貸家ありといふより全人と全道にて石

塚の宅に行たる處遂に懇意にありしが石塚には娘もあれバ其後しげし出入りもあし居たり長崎出發のとは磯山よりも申立をれども私に左様あるとあし國許へ歸り策せんと思ひ居しが私の書生に石田ミツある者あり是の石塚に娘もあり東京へ殘しおかバ同八の爲も善らん又石塚の娘の爲にもあらんと思ひ石塚へ頼み置たり然るに石塚は其後有一館の近傍にて過日も磯山が申立たるが如く有一館の物置同様の内あれば私の出發の晩前日の事情もあるが故に石塚に至りし際右の荷物を磯山より請取り其朝東京を出發せり裁尙ほ磯山第四回の調書に其後愈々渡韓に決したるも爆發物の運搬の途中他人の怪しみを受んとを恐れ幸ひ景山の婦人故世人も目を着けざるべしと思ひ石塚を介し大坂まで持行かんとを托せしに景山の容易に之を承諾したり云々と依頼主磯山も申立居り又警察署にても被告が申立る如き不都合のあからん且其れのみならず二三回までも磯山に前後符合する申立のあき筈あり尤も其れも被告人一人のとあれば格別右申す如く磯山も申立てをれバあり(景山)磯山が左様ある申立をあしたる故警察署にても尋ねられたる譯あり警察署にても強て強情を張ては日延とあり他の關係人へも不都合あらん且一旦幽囚とありし身あれば兎に角早く晴天白日の身とあらんと思ひ其是のことに善い加減に答へたり其れ故に磯山あり安東あり如何様に申立たるも今日私の良心に背きたる申立のあさいる積あり(裁)被告一人あれば前

刻の申立の如く場合に依りては五十歩百歩の考への起るともあらん併し被告自身のとにのみ係らず(磯山)田代の申立の今日では其方の証據とあり其方の罪とある譯あり通常の犯罪人あれば兎も角も荷も國事の改良を以て自ら任する被告等の身分に於て不考の申立は萬々爲ざらんとし思ひるゝが如何(景山)兎も角前刻申上ぐる如く事實取調上遷延せんとを恐れ右様申立てたるに相違なし且裁判長に願ふの述懐を讀聞かせの際此時云々の所にて知りて居たるかどのお尋ねありし故其時は未だ分らざりし旨を申立しが尙ほ能く考ふるに其時の全く承知し居たれば更に其事を申上置升(裁)左すれば何時より之を知りしか(景山)田代が安東へ預けし後に何かカラ一云ふゆゑ直さねばあらぬといふことを聞けり其後田代が直してゐるを見て爆發物ありとの感じを起せり而して其感じを起せし由縁の磯山は即ち實行者といふことを小林より聞き居たれば其荷物は朝鮮計畫の必需品との推測を下せり其に至り荷物を中村が取出せしといふことを新井が聞き其の爆發物を取らざれしとあらんといひしに依り始めて其品質を確知したる譯あり(裁)被告の第一回調書中に申立の際大坂行の旅費を磯山より受取しかといふ間に對し然り磯山より十五圓を落手せりと答へ又漁船の名の知ざれども窪田、土屋と乗り合せり書生等に同船の筈ありしも外國船に乗込み長崎に行り自分は着坂の後山本方に到り宿所のとを頼しに山本の直に安東方へ同道あし吳相談の末

は容易に之を承知し其日より同家より引移り凡そ二週間程滞在せしが餘り亦くあるを以て其後八軒屋の淡路屋方に轉宿し磯山等と全宿したり其後磯山の何れへか身を潜めたり云々とあり如何(景山)素より其荷物に安東へ托せよとのことありし故之を托したるが磯山が着坂すれば私は歸郷の積ありしを以て翌日磯山が着坂すると直ぐに之を渡せし故其後荷物のとれ知らず(裁)安東に預けし荷物は爆発物あることを知りや(景山)其際は知らざりしがガツ云へる音を聞きて始めて感ずる所ありし(裁)猶父同調書中に磯山より十五圓の金貨を受取りしとあり相違なきか(景山)相違なし猶又山本の關係も聽たけれど此との昨日も既に山本より申立たる通りあるが何か意見あらば申立よ(景山)携帯の荷物に磯山より安東に托せよと云ひしも安東の我同縣人とは聽き居たれと未だ一面識もなき者かれの和田吾郎方に宿を取り先山本の宅に行き安東への紹介を乞ひしあり(裁)安東第一の調書中に其後九月下旬と覺ゆ山本來り景山を知り居る由を答へしに景山の學問修業の爲め出京の途中あるが婦人のとゆる君の家へ止宿させたしとのとに當分さらば承知の旨を答へしにぞ爾來同人の自方に滞留せり然る處國許より來客ありて都合あしきやのと同人が問しか自分方を立出て八軒屋淡路屋に轉せしが此時不在中何か荷物を送り來らば預り置き與よと云置しが問も亦く二人の男が方一尺余長さ半間位ある白木の箱を持來りしにぞ之を庭の入口に置たり

支那革囊を預りしとあるやの間に別に預らず併し支那革囊、毛布包、筵包等を持來り去ども是も預りしにのあらずと答へ又景山より持來りし郡合三個ありやとの間に然りと答へ如何あるものが入り居りしやとの間に知らず衣服杯と思へりと答へり知らざる事はかからん支那革囊持運びの手傳を爲せしとあらんとどの間に自分の小松どか云へる者が支那革囊を二階へ上ぐる時下より手傳ひたりと答へ而して庭前に下り居る際は景山紙袋を貰ひ度由申せしかば七八枚を與へたり其れより商法會議所へ行き馳て歸宅せしもカ、ルの調製に従事せし故景山に逢りざりし今日より考ふれば右の紙袋にて詰換杯せしからん云々とあり如何(景山)磯山より錠を貰ひし云々のとの第二回の調書中に申立てある積りあり(裁)爆発物と云とは安東の二階にて知りしか(景山)察したる迄あり

(裁)被告第三回の調書中に磯山と新井が爆発物を製造せしを知るかとの間に知らず尤も同品を朝鮮事件に使用するのとを知りたるは東京出發のときありと答へ爆発物を土屋田代兩人にて待來りしを知るかとの間に持來りたる故着坂の上同家へ預け置きたりと答へ如何ある品あるやとの間に刀劍類の入りし箱の赤燐の風呂敷包ありと答へ云々とあり認め居るか(景山)初めは能く正當の事を答へたれ共後に至りて前後錯雜して申立て無茶計陳述したり(裁)山本に品物を預けしとあるや(景山)初めに托せず田崎の托するものを紹介せ

しとのあり(裁)同調書中に爆発物との知らざれば安東山本らの知り居たるからん云々とい  
 り如何(景)矢張り推測あり自分の携帯せし品あれば危険物との思ひざりし(裁)兎も角此等  
 の事い山本、安東等他人に關係するにゆゑ前後の考あしでどの譯のあらざるべし(景山)私  
 の携帯せしは支那革裏と赤燐等あり山本への田代を紹介して遣りたるあり(裁)向ほ第二調  
 書中に問ふ安東久次郎方へ爆発物を預けし時藥の詰換をせしとあらんとの間は對し革裏が  
 ゴロ／＼するゆゑ磯山に話したる所同入の田代をして詰換へさせたり其時自分の二階の出  
 口にて小説を讀居たり詰換へたるは田代一人にて袋の二十袋ありと答へたり之れを認り居  
 ぬか(景山)夫れは認めず私の只今申す如く全く最初よりの爆発物あることを知ざりし故あ  
 り東京を發する節車に乗り砂利の上にて車の動揺せしともあれと摩擦の患をも慮らば携へ  
 來りしよても推知せらるべし尤も横濱の停車場にて荷物を權衡に懸るときゴロ／＼云ふ音  
 のみは聞けり(裁)其ゴロ／＼云ひし時何か特別の者との思ひざりしか又其事を磯山に報知  
 したるは何故を摩擦すれば發するとの知をるか(景)摩擦すれば發するとの事世人より聞  
 居れり(裁)只世人よりか(景山)然り(裁)被告警察第四回の調書に元來東京出發の節磯山  
 より爆発物を持參するを承認したれど(中略)女子の目が附かぬとて持來れりといふ認め  
 たるか(景山)認めぬ(裁)又同調書中に自分の金硫黄コップ様のものを携へ窪田等の刀劍類

を古びたる青毛布に入れブリキの小なるもの硝子ピストルの彈丸等を携へたりといふが如  
 何(景山)第四回の調書は無根あり故に認め難し併し田代が左様のことを云ひしものか知らぬ  
 どもチツとも覺えず(裁)磯山第五回の調書に如何あるものを托せしやとの間に金硫黄あり  
 と答へ獨磯山の警察第八回の調書には景山に爆発物を持ち參れ云々とあり之れ認むるか(景  
 山)磯山の計畫者故知りませんが自分よ於ての知らざ(裁)是にて事實の尋問の了れり大  
 体に就て意見あらば申立てよ(景)一言し度とありとて陳述せんとする時辯護人尾形兵太郎  
 氏の裁判長に對し被告に係る第一回より第四回までの調書の朗讀ありたしと請求したり此  
 に於て景山は只今辯護人より請求したれば自分の最早陳述するとあしといふ、依りて書記  
 脚書を朗讀したり辨護人尾形兵太郎氏曰く私は大井に對し質問あり景山が金策の爲め歸郷  
 の際旅費の相談に行きしとの事實か(大井)事實あり(辯護人)磯山より荷物を大坂に携帯す  
 るを頼みしし事實か(磯山)然り(尾形)品物を托せしとき其品質を明せし譯か(磯山)單に  
 私の必要物とて托したるあり(尾形)磯山一人の必需品か(磯山)然り(尾形)調書に依れば看  
 坂の上は安東方へ預異よと云しやに見ゆるが如何(磯山)大坂迄携帯の事確に頼みしも安  
 東へ預くる云々の多端の際にて忘れたり、是より尙數回の問答ありて閉廷せし午後三時  
 四十分ありし

六月一日午前九時開廷（辯護人板倉中氏より被告人と書類受授のことに付き申し立てたることおれども略す）裁判長曰く本日大井を取調ふる筈あるも其の以前に山本憲及び辯護人其の他へも申し聞け置くことあり昨日明かに石盤を受授したるといふ都合に付以來必ず裁判長の許可を得て受授すべし（被及び辯）了承せり（裁）小林の辯護人、過日被告の利益の爲め事實参考人として召喚を乞ひしは井山惟誠ありしか（辨石黒）否安東久次郎、橋本政次郎ありし（裁）右ハ参考人として召喚することを許す併し小林の尋問の時に呼出す事とせん（石黒）諸（裁）大井並に其辯護人、昨日請求せし事實参考人召喚の事は之を許す本日の出廷するからん（大井）丁辨せり（辯星）一應問度儀あり本日は公廷の模様變り居り未だ何たる御達しもなき事あらが辯護人の何れより發言して可あるや（裁）辯護人の其處にて發言すべし（星）尚申上げ度事あり本日掛り官等の未だ着席なきとき自分が自分受持の被告人ある新井と談話を爲さんとしたるに看守長ハ之を抑制したり故に其語を尋ねし處是ハ檢察官よりの命ありと答へたり果して然らば自分に於て申立つべき意見あるを以て一應檢察官に伺ひたし（裁）辯護人星ハ私に被告と語を交ゆる事を善惡何れに在りと思料して之を言ふか（星）夫れに付自分の自分の意見あれども其に第二段の事あれば申述べ併し之を言ひざれば檢察官に御伺の出來の事あれば直に申上ぐるも可あり免に角看守長は未だ自分が話し

をせざる前に止めたる儀あるが是は檢察官の御命令に出でたるものあるか否やを聞きたし（裁）辯護人星ハ申立をする節自由に被告と言語を交るも構はぬと云ふか（檢堀田）星より申立の事に付行違ひたる事あれば一應辯じ置たし看守長が檢察官の命令ありと云ひしは行違かれ共亦無理ならぬ事あり既に昨日の如く石盤を受授せし形跡もあれば辨論の際には勿論殊に事實發見上の時杯に於てハ之を受授し或は被告人相互に話しを交すが如きは實に取調上不都合あり此故に監獄署に在ては其規則を嚴重に守り置く事あり此等は監獄署に於ての取締に属すれども訟廷にて被告と辯護人等が言語を交ゆる事ある時は如何すべきやと看守長より話しありしに依り本職は裁判長に於て許可ありたるれば差支なければ私に談話する事は宜しからざるべしと言ひしを看守長は命令と考へしからんが併し本職の固より爲すべからざる事と思はるゝあり之は敢て本職の意見と云ふにはあらざるも只ありし次第を述べし迄あり（星）了解せり併かし自分は辯護人が被告人と直話をすれば差支へべき事と考ふればメンーやらんと思ふ如何のものにや（裁）夫は訟廷の取締上に關する事なれば一々許可を得て爲す機致すべし（星）夫ハ御達しか然れば議論を申述べん檢察官は被告人相互の間に於ける事を言ひれしあれども自分の辯護人と被告人との間の事に付言いんと欲するあり即ち治罪法第三百八十二條に辯護人は第三百七十八條の處分ありたる後被告人と接言す

る事を得とあれば此の條項に據り言葉を交へんとしたるるに看守長は檢察官の命ありとて之を差止めたり其どきの状況を言ひ、かくのことで次第ありし被告人ある新井よりして事實参考の爲め某々等と呼ばんかど問ひしに付之に答へんとしたる迄あり然るに之を差止められざる治罪法にて得たる權利を侵すものにて之を止むるの權なきものあり故に裁判長より取締上云々の御達は同意する事能はず(裁)全意の出来ぬとも私に言語を交へる事は相成らぬ(星)決して私よ非す公あり(裁)假令公であらうが權があらうが認廷に自然制限を置かざるべからざる事あり(星)勝手に話し杯をいたしては事實發見上の爲めにも不都合あり又他を害する等の恐れあれば以來は本職に一切許可を乞ふべし(星)然らば他の被告の害を爲さざる限は之を爲すも可あるか夫にても尙許されざるか又害の有無に依りて之を許否する譯か(裁)害の有無は即ち本職の見る所に依るあり(星)然らば御伺ひ致し度事あり裁判長が接見を許されざるは何か據り所ありての御言葉あるか(裁)治罪法第二百七十二條に裁判長は公廷に於て諸般の取締の爲め相當の處置を爲すべしとあるに據りしものあり(星)接見の事も取締内に属するとの事ありや(裁)制限を置くは取締上認廷を靜肅せしむる爲めに必要あり(星)後の爲必要の事あれば申上ぐる事にて」と云はんとする時陪席矢野評定官は裁判長に向つて退廷を求めらる(檢堀田)止むを得ざると思れば御退席前に一言申述べ

たき事あり成ら程接見云々の事は治罪法に是ありと雖も元來代官人辨護人材の任を爲すものは如何ある人の前にても發言するものにて現に監獄署に於て接見を爲す時の如きも其規則取締中に居り立會官吏の面前に於て之を爲すにはあらずや然らば此認廷と雖も其取締内に在るは勿論のとやらん加之認廷取締上よりいふも警へば檢察官が論告の時は裁判長其他のもの沈黙せし居り裁判官が陳述中には又他のものが沈黙せしむるべきものにして要するに被告取調上の時の如きもこれと同斷あるべければ其言語を交へんとする時あごは宜しく之を裁判長に乞ひ裁判長に於て宜しいとの許可を待ち接見すべきものあるとは本職の最も信ずる所あり以上は本職の意見には非ずといへども参考までに一言し置くあり(裁)然らば爰に「先づ公廷を開き後刻再び開廷せん」と於此係官一同退席す時に午前九時四十分あり

九時五十分再び開廷(裁)先刻に引續き公廷を開く辨護人星は尙治罪法第二百八十二條に據り其説を主張せんとするが(星)然り飽まで議論せんと欲するあり(裁)然らば其主張するは監獄即及び認廷取締上等に據らぬ義か(星)監獄のとは言はず即ち法廷取締上より云ふあれども貴様の議論は己の違ふ故不都合とわれは強ては言ひなれと併し異議の申立はする考也(裁)飽迄主張すと云乎(星)然り(裁)先刻本職は認廷取締上より達せしことあるが此

違あるにも拘らず遣る云ふ乎(星)左様異議は申立つる積あり直に申立をささん其理由は  
 分り切て居るゆゑ別に議論するは好まず併に辨護人となる以上の被告の爲を思ふは當然の  
 とされバ被告の爲には些細あるとまでも申立る譯あり此故に治罪法に據り裁判長の達に對  
 し斯の如く異議を申立つ(裁)檢察官の御意見は如何(檢堀田)被告等は元重罪犯なれば接見  
 のとは裁判長よりの許可なき以上は之を許さずと云ふ譯あり此意見は前々裁判長よりの御  
 達と異ならざれども何辨護人より異議の申立もありたれば前刻の陳述に重複するやも訂ら  
 れざれど一通り申述べん成程治罪法を見れば接見云々のとはあれども亦一方より考へ來ら  
 ば訟廷取締上よりも論ぜざるべからず元來被告人等は監獄署にありては其規則に従ふもの  
 あれば此訟廷へ入りし後も尙裁判長の取締内に居らざるべからず然らば而接をせず付て  
 も其取締らるゝ裁判長に向て許可を乞ふは勿論ありとす之を要するに裁判長のあせしとは  
 訟廷の取締をあしたるに過ぎれば最も妥當なる達ありと云ふべきあり(星)檢察官が只今論  
 告ありしとは要するに二點あるが如し即ち其一は訟廷取締上より云ひしと今一は監獄則  
 を引たるとされ共双方其實際上には當嵌すらぬと思ふ也何とされば前段即ち今日接見した  
 る如きは裁判長未だ出席なき時にして何如に之を取締らんとするも取締内に居るべからざ  
 る時あればあり又後段即ち監獄則の引例の如きも亦前段と同一あるを知るなり其故如何と



神奈川縣  
 高座郡  
 戸長役場

されば治罪法第二百七十二條第二項の辨論を妨礙するものある時之を制止する等の法則に據りて私に接見し他の被告人が事實發見上に妨害をなすものを制止するにあらば無論自分等の請求は此範圍に支配されるべきものなれども自分等の所謂接見とは斯の如き場合には居らずして即ち制止せらるべきものにあらざればあり然らば是れ又た實際に當愼まらぬ議論なれば以上の如きは自分に於て徹頭徹尾服し能はざる所也(檢堀田 辨護人より辨論あり) 辨護人は本日接見せし時は裁判長の未だ出廷なき時あれば實際取締中とは居らずといへども已に裁判長の總括すべき訟廷に入り居る以上の裁判長の在否に拘らず無論取締内に在者あり然らば其接見の如きも是か内可を乞ふは分明あるとあらん次に監獄の例を引きし前に就ての監獄の取締は此取締法を直ちに訟廷に移すべからざれば敢て之を爲すは法律以外に在て取締法を設くるものなれば係官の恰も立法官の如しと云ふもの如く是はれしが是は法律上か解釋を異にしたるものにて其獄則云々を以てせしは一の適例なれば是亦立法官ありとの非難を受くる道理なきあり(裁) 辨護人星より異議の申立ありたれば一先退廷すど時に午前十時十五分あり同日午前十時四十七分開廷(裁) 先刻に引續き開廷を命ず就ての辨護人星が異議の申立に付判決を下さん石の治罪法第三百八十二條に従ひ同第二百七十二

條の取締に從ふべからずといふにありしも此異議の申立の治罪法第二百七十二條を誤解したるものなれば到底右異議申立は相立たず依て之を棄却す」と判決了て大井氏の此判決に對し質問したしとの發言をなせしも井上裁判長の是は辨護人星に對するの判決なればとて之を制止し又本日は午前少しく評定すべきとありとて茲は午前の訟廷を閉ぢらるる干時午前十一時ありし、同日零時十分開廷(裁) 辨護人井に被告人等に對し注意の爲め一言致し置く午前に於て接見或は受授等の議は關し種々の申立もありしが訟廷に於ては都て本職の許しを得て然る後に致す様心得べし向辨護人星が申立し京山に對し質問の件は都合に依り后刻に廻はすと致さん(星) 了承せり(裁) 是より大井の事實尋問に取懸らん大井が被告事件は第一外患に關する件、第二爆發物取締前則違犯の件、第三罪人藏匿の件、第四受贓是あり以上各件共皆其大体の被告に於て之を認るか、大井、然り(裁) 其方の曾て自由黨員ありしか(大井) 然り(裁) 官吏とありしとありや(大井) 三度程あり(裁) 其方が教育の程度如何(大井) 幼少の頃漢學修業として長崎に到り同地の醫師西某三宮某の兩名に就き二年計り佛學を修め大坂に來り此地には凡そ一年程滞在せしが其後東京即ち當時の江戸に到り矢張洋學修業の爲め開設所に留學せしが當時開設所内に舍密局を置れ自分の其世話心得を申付られ居りしを自分の兄死没せし故歸郷の專を祝し來りしを以て一旦歸郷し其后再び江戸に出



しが开は維新前即ち明治元年の前年十月のことあり  
 陪自分議其際の幕府大砲隊附の醫官三浦文卿方に便り矢張開或所に通學せしが其翌年一月  
 伏見の役超り幕府旗下の人々中議論一定せず一は恭順を主張し一は江戸城に立て籠らん  
 といふものにて所謂開戦説あり當時三浦文卿の大砲隊を率ひて水野和泉守の屋敷詰め切る  
 事となり其家族は皆悉く板橋在に避けしめたり其際自分の三浦の塾生にて他の書生等  
 悉く歸郷したるが自分の醫學生にわらざるも三浦文卿に乞ひ大砲隊に入て水野の屋敷詰  
 切たるが自分の考へにては回志と共に江戸城を守り開戦に従はんとの積りありし然るに一  
 朝其變じて江戸城を明け渡す事となりたり其譯の今日より考ふれば有栖川總督の宮が東  
 海道より征討さるゝを以て上野宮 勝安房等が同宮を遁に要し謹慎恭順の實を表せし爲  
 めあらん右の有様あるより水野の屋敷に詰切り居たる大砲隊の上總の若山ある安部の採地  
 へ脱走せり尙ほ私の其隊に加はり三浦文卿より先に出發せしが文卿は其後遂に同所に來ら  
 ざりし後にて承まれば同人は會津に脱走したる由大砲隊は孤立の姿となりしより津田八  
 郎が率ひたる散兵隊と氣脈を測し相共に謀る所あるの意思ありしが同隊の某所に於て官兵  
 と鋒を交へ一散して又振らず遂に至つて大砲隊の愈々孤立の地に陥り居る際官兵の認むる  
 所とあり尋問を受しより同所に來つて謹慎恭順を表し都下の鎮定を待ち居る旨を答へた

る度官兵等は果して然る事實ありとせば都下に來て謹慎を表すべしとのあるより江戸に  
 歸り神田ある永井の屋敷に詰切り居る中廿日程を経過して上野の戦ひあり彰義隊の一敗し  
 て大砲隊は再び解散の命を總督の宮より受け隊中の人々の何れも退散せずに至れり此に於  
 て自分は其所を去り横濱に來り佛國十番館の通辨坂上某方に身を寄せ居たる中築作秋坪(一  
 當時の名は貞一郎)が大學建設のとに付大坂に在り聞きしかば横濱を立去て大坂に來り築  
 作の門に入れり其后如何ある都合ありてか大學建設の議に纏らずして中止とありたり此際  
 築作は兵庫縣知事伊藤俊助より同府の教官に聘せられ築作は兵庫に赴くとあり自分も築  
 作に隨ひ行しが尙此地にも隨行せし書生の百名余もありたり私は長く發言するときは頗る  
 口粘を覺ゆる故水を與へられんとを(裁)よろし水は時々汲かへ新らしくすべし(大井)其后  
 築作は東京に召され神戸を去りしより自分は築作に捨られ致カキより大坂に來り田中芳  
 男の薦めに依り舍密局助手に命せられ此地に居たりしが一日熟ら將來のと等に關し思ひを  
 洩らせしに化學の如きは男子たる者の修むるに足らざる事にして后来身を有用のとに盡  
 さんと心掛け即ち舍密局を辭して東京に到り再び築作の門に入りしが其頃大學南校の設け  
 わりしかば同校に入門して佛學を研究したるが是れは明治四五年頃のとありと覺へり然る  
 に大學にては變則生廢止のとあり自分は素より變則生ありしを以て南校を去り二三友人と

下宿せしも何分數年の遊學に殆んど窮困を極めしより知人の勧めに従ひ當時司法省にて譯官を採用する由を聞き即ち其採用を乞ひ同省判任十一等出仕に任せられ翻譯に従事せり然るに是等の事の固より意に満ぬ所あれば凡そ一年の後即ち明治五年九月頃其職を辭し獨り翻譯に従事したりしが此際自分の収入額は出仕中の入額よりも多かりし其後六年十一月頃より私塾を開き居る中陸軍裁判所へ造兵司を設置され依つて自分は同司の八等出仕に拜命せり翌年三月本省に轉任せしが其後一年程を経過し又々自身の意思に満ざるとありて其職を辭し同八年元老院少書記官に拜命し其後明治九年頃の事ありしが我邦は民權論甚た不振にして人々の權利を輕々に附すの慣習あるより大に茲に感ずる所ありしかば學校を開き有爲の書生を養成せんと北 島道龍、村瀬某等と相謀り講法館を開きしが如何なる都合ありしか自分の北島と議協せず遂に同人と分離し更に明治學校ある者を起し書生の養成に従事せり其後自分は陸軍省八等出仕とありしが板垣氏以下の熱心者が民權論を主張することを聞き自分は我邦に於ても早晚代議政体の政府を設立せざるべからずと考へ居る折柄にて實に平生相慕ふの人を夢中に相會するの心地ありたり爾來在官の身分あるにも拘はらず馬城台次郎と云へる變名を用ひ民撰議院開設の必要を論じ頻りに各新聞紙に論文を投寄したり其後一専ら法律 政治の二學を原書に就て再生の爲めに講讀し居しが明治十四年に至り代言人

の免許を受け乃ち今日に至れり尙此他にも銷末ある事柄にして陳ぶべきもの澤山あれども先づ大体の右の通りあり

(六月一日午後の續き)(裁)然らば外患に對する罪に付過日來他の被告人等へも讀聞かせし豫審調書中には今回の事件は朝鮮の獨立黨を助け政權を採らしめ事大黨を殲しおはす隨て内地の改良を見るに到らん云々とあり左すれば事を朝鮮に起して内地の改良を見んと云ふが今回の計畫に付ての大主眼とあり居る譯か(大井)左様あり(裁)是れば被告第一回調書中にあることあるが既に磯山尋問の際にも讀聞せしとゆゑ本日只其緊要と思ふ所のみをいふが清浦接戦中のとゆゑ兵を募り福州を占領せん云々との説あり相違なきか(大井)如何にも福州出兵の詞は致したり(裁)又被告第五回の調書中にも同様のとあり之も相違なきか(大井)専ら其事に従ひしも不幸にして成らざりし(裁)尙引續き此度の事に立至りたる手續も同調書中に見ゆるとあるが畢竟するに有形の手段に就ては之を中止したるも其無形の意思に至つては今日と雖も依然として存し居る譯か(大井)然り(裁)警察下調書中に大井、磯山、小林等、都て朝鮮計畫の同志者にして素より此計畫に就て誰が主、誰が従といふの別あり云々とあり相違なきか(大井)然り(裁)此の計畫の元來三八の意氣相投合せしより發起せし譯か(大井)然らば此計畫に付誰が主誰が従といふの別も亦く全く三人意氣の投合

せしより發起せしものありとすれば此計畫は之を營るに猶一會社を設立せしが如き者にて  
 内部に立入ては其分擔分任もありとはいへ全く同心一体の者と認ても不都合なき譯ある  
 か(大井)左様曾社と仰せありては被告人は少々解釋に苦めり(裁)譬へて云はゞ千手觀音は  
 千の手はあり乍ら結局觀音一体の要を悉すが如く其方等の計畫も分擔分任様々に分ち居る  
 も遂に同心一体あるかどのとあり(大井)了解せり三名とも意氣投合して此計畫を起せしに  
 相違なしと雖ども分擔に就ては其任を異にせり(裁)大体より云ふ時は一体あるか會社に就  
 て云ふも其内部の數組に別れ居り表面は一体とす其方の計畫も其如く見て宜しき乎(大井)  
 左様(裁)尙被告人等は其同志者五十餘名もあると云れば此等の同志者ハ被告等の上に就て  
 見る時の實に手とあり是とある所の者にして是等ハ都て同一体と見做して可ある乎(大井)  
 どうも私の考ふる所にては辨論の様に(裁)辨論にわらず只右等の有様に付被告人等は如何  
 に考ふるか夫を問ふ譯あり(大井)裁判長は會社云々のお尋ねあり元來會社の如きは其  
 利害得失共に會社全体に關する譯あれと本件の如きに至ては曾社同様のものありとい御答  
 に及び難し(裁)十八年五月頃被告宅に於て三人相會して分任分擔を定めしは如何ある必要  
 ありしか(大井)申上げん此計畫は付段々事業の進むに隨ひ其の分任分擔を定めずして徒  
 づらに時日を遷延し且つ責任の歸する所も亦く不都合あらんと思ひしより相談の上定め

るあり(裁)然れば責任者は互に連帶して都て事の善惡共に引受くるの積りあらんと信ず如  
 何(大井)左様あり(裁)又實行者が事を擧ぐるに至らば其責は大井に歸すると思へるか將た  
 便利の爲め内部にて分任分擔を定めたる譯あれば表面より罰せらるゝときは三人一体の積  
 あるか(大井)罰せらるゝとい(裁)案より本件の如き如何にあらんか分らねど他に罰を受く  
 べきとありとして考ふるべき如何(大井)事には都て限界をからざるべからず大体に入  
 るべき者あり部分に入るべきものあり一概には云ふべからずと考ふ(裁)大井に問ふ磯山が  
 朝鮮に渡り功を奏すれば其功の磯山一人の功あるか將た大井あれ小林、磯山あれ其功を奏  
 する時は其功は即ち全体に就ての功ある歟夫を問ふあり(大井)案より朝鮮を討て功を得れ  
 ば其功は大井も小林も共に其功に與かるものにて失敗するも同三人其實に任せん(裁)山本  
 憲豫審調書に依れば小林は被告と兩名にて書面を遣かりし山本憲を東京に呼び寄せ云々と  
 あるとあるが是は過日來も尋問を悉し其方も承知の譯あるが右の事實の相違なきか(大井)  
 當時實際の手續を述べん曾て朝鮮計畫の目的を遂るに吾々が朝鮮に事を起し兵を擧ぐる  
 の主意は各外國人に對し明らかに爲したしを據て小林と話し居たるが追て渡航の日も迫  
 りし故に機文を布かざるべからずお前作つては如何と小林の云ひたるとあれ自分は今時  
 文を作ると杯の嫌であると答へし處ソレヤア山本憲の情ある人あり且つ人より依頼を受

て否と云ひぬ性ゆゑ彼に依託せんと云へり私と山本との間柄の如く懇意に  
 のみらざれども曾て大坂に居りし頃親睦會にて交際せしともありて一通り承知あり居りし  
 が同人の人情に厚く實に氣遣ひなき温厚篤實の君子ある故同人に依頼せし洩泄の氣遣ひか  
 らんと信じて是に同意し即ち小林より之を依頼するに至れり(裁)手紙の名前は兩人の姓名を  
 記せり如何(大井)夫は小林の考へにて書たる譯あらん(裁)然らば小林の專斷にて其方の名  
 子書き加へたりと云ふか(大井)私は專斷の文字を用ふる程のともあかるべしと思ふ(裁)專  
 斷の文字に付き別段に必要あり其方等は山本に依頼せし手續を尋ぬるあり(大井)呼寄せし  
 は相談の上にて其節彼男から宜しからんと云し迄あり(裁)募金の爲め大井の私借せし金は  
 會社の爲に爲す者あるに大井の私借は大井一人の上に責を歸し小林、磯山等の知らぬ顔し  
 て云らるるものか(大井)左様に云はるる時は議論の様に考へらるる只今は事實の取調されば  
 如何あらん(裁)兎に角朝鮮計畫の様子を問に付ての譬へである(大井)私借の件は他人に關  
 せず併し徳義上より云へば自づから連帶の責を免がれざるものかれと相談の上借らす私し  
 一人にて借り入れしものかれ私し一人にて返却する積りあり(裁)何人の手に入るにもせ  
 よ大井あり磯山あり會社に入る以上は社中一統の受取りしと見ても宜きか(大井)只今の御  
 尋問は最前の御尋問と同主意ありとて解せり果して然らば私しも亦最前の御答へと同一の

申立を爲さざるを得ば即ち被告の計畫と會社とは自ら異りたるものありと云ふの外あり  
 (裁)然らば磯山あり大井ありに渡せし所の資金の如きは之を恩恵或は贈遺と名くればよろ  
 しきか之を譬へて問はんに初め此計畫に付爆發物がありしとすれば其爆發物は誰の爆發物と  
 認めてよるしと乎(大井)是等の素より便利共有物といふべからず即ち分任者の獨斷權内  
 に豫じめ繩張を爲し置たると故其分任者の考へ通りあらん又先刻來御尋問ある會社云々の  
 とい民法上のとにて此外患事件否本件に限らず一般刑事上にては不適當のと思はる(裁)  
 否只其有様狀況を問はるまでにて何も會社と云へばとて其方等を本職に於て一の會社  
 ありと認むる譯にあらざ(大井)私の會社と云ふとは前刻來も申上る如し本件のことと  
 どは全く性質の異りたる者と思ふ(裁)是より檄文を朗讀をさん(書記之を朗讀す)(裁)此檄  
 文の其方に於て無論認むるあらん併し唯認むるのみにては甚だ漠然たらん其主意に於て  
 も認むるか(大井)左様(裁)此主意は小林の口より出でし者を山本が筆記せりと云へば全く  
 大井の意思より出でたる者乎(大井)ソハ過日山本より申立の通りにて素より我々の主意を  
 り(裁)山本の申立の通りありと云へば山本の過日も聞く如く「天吏、代天、將威、天誅」  
 等の文字の何れも用兵の所に使ひあるものにて擧兵の意を含めりと云へり被告に於て之  
 をも認る譯か(大井)其邊の異れり山本が申立し所は此の計畫に付て云ふときは幾段も後

のことにて私共は朝鮮の獨立を助ることを目的とすれば其目的を達する爲には果して如何なる手段に出るかは法律上より解釋すれば暗殺と云ふか戦争と云ふか誅戮と云ふか其詮鑿は隊の事にて始より定り居ざるあり(裁)此等の文字は何より出で又如何なる主意を含み居ると思ふや(大井)私は洋學は兎も角も漢學に至て淺し故に文字の深意に至ては詳知せず併し過日日本の申立に依れば代天將威の文字は荀子に出る由あれども私が最初檄文を托する時に方り別に戦端の際に用ゆべき文字を使ひ呉れよとは云ざりし又天誅のことは我國維新前に於て壬生浪士は天誅を行へり出所は孟子とか聞けり併し文字の意は廣きものにて別に區分はあらざるべし此の如き事柄あれば天誅の字ハ唯朝鮮の事大黨を懲すと云ふに過ぎ又此の意を暗殺と云ふは云々戦争と云ふは云々の辨論の際に云ふべきにして事實疑問の時にありては殆んど無益あると云ふべし(裁)併し計畫の主義に最も近き文字の意義の如何(大井)過日日本より申立てし通り孟子にも荀子にも皆戦争の意を含める所に使用したるものにて即ち其意味を帯びたりと信す(裁)前刻讀聞けたる福州占領云々の意思は今日に於ても尙存し居るか(大井)存じ居れり併し今日にては暗殺とも戦争とも誅戮とも答(難し(裁)併し臆と云ふ意は確定し居れば其方法を申立よ(大井)其方法ハ刀劍利器を以て彼を戮さんと云ふにあり併し其方法は實行者に主宰の全權を與すては事實上差支を生ぜんと思

はるゝあり(裁)十八年十二月廿九日附を以て大阪府警部田中への上申書あり之ハ被告の差出せしものあるを認むるか(大井)相違なし(裁)其上申書に唯朝鮮計畫の事あれば自ら甘じて服罪する所ありと此主意の如何(大井)朝鮮計畫に就き爲せし事柄の罪あれば法律上相當の御處分を受くるとの自分等の甘んじて服罪する所ありと思ひ上申書を差出せし譯にて何れも別に自分の胸中に於て擬律を考して差出したる譯にあらす(裁)唯と云ひ進んでと云ひ自ら甘んじて云ふは即ち自ら進んで爲した譯の様に思はるゝか如何(大井)素より被告等は自ら罪を逃るゝの意毫もなし法律上相當の處分あれば甘んじて其の罪を受けんとす(裁)同調書中に自分は内地に於て何の計畫もなき故其罪に服すること能はずと雖ども朝鮮計畫に關する罪あれば甘んじて服すべしとあり之は文面通り解釋するもよきか(大井)其通り解釋して差支なし尤も其の罪と云へるは御處分と云ふ意義にて書しあり(裁)尙十八年十二月八日矢張り警部田中へ出せし書面あり其の書中に自分等四名は特に最重の刑に處せられ彼の壯士輩の如きは何卒寛典に處せられんことを請願す云々とあり此の最重とは如何なる意被告等は果して有罪あるが然らざるか未だ確定せざる當時にあつて何ゆゑに斯の如き事情書は出せしぞ(大井)兎に角相當の御處分あらんことを願ひしまでにて自分を重刑に處し呉れよとの意にあらす(裁)夫で彼の壯士等の如き事こそ極らね自から最重と云ひ立て居る

位あれば壯士の爲めには憫憐を請ひし譯か如何(大井)夫は相當の罪に處せらるるときは壯士等は氣の毒に堪へざる故然か中立せしあり(裁)警察第二調書中に問ふ支那と戦端を開きたれば果して勝算あらんやとの問ひに道を朝鮮に借り其略取したる土地は云々とあり之れに依て見れば一人二人にて渡韓する譯とは思ひれど况んや略取したる土地の朝鮮の土地あると明かありと思ふが如何(大井)朝鮮事大黨を殲すが其目的あれば二三十名の連れ行く積ありし併し先刻も申上し如く開戦して殲すか暗殺を用ゆるかそれ等は畢竟する跡のことあれば今日確定のいたし居らず(裁)處が此警察の申立てに依れば他の處では朝鮮計(大井)イヤ唯今答を申上ると見合せ居る處あり(裁)そうか(大井)唯今答を申上ぐる警察にて事實に附いては段々推し詰めて參つて朝鮮に事を擧げ遂に其詰局に至らば如何にやるやとの事にて歐米及び清國等へ關係を及ぼすことは如何といふに對し答へたるものあり(裁)尙は第八回の調書に朝鮮を助けて獨立國とすは名正しく事順あり此の一擧たる獨り朝鮮國の幸福あるのみならず又我自由黨の榮譽あり云々とあり此の意の如何(大井)今回の計畫を指せしあり(裁)尙ほ其跡に吳の孫權をして云々とあるは戰の話しあらんと想像するが相違なきか(大井)右は朝鮮に據り支那と戦端を開く事を指したるあり(裁)尙ほ被告第一回調書とあり此總督の意義如何(大井)總督の意義の廣し大要を云ば、首領といふが如きものあら

ん(裁)左様ある文字の意にて、あらざるべし其當時は此文字に如何ある意義を持たせしか(大井)確知せざれども其意味の頗る廣しと思はる(裁)他人の調書であるが義勇兵の擧たるや清國或は朝鮮より與へられたる我國辱を雪がんとするにあり云々と見ゆ之の如何尙は又磯山か義勇兵と云ふのみならず豫審第一回の調書に支那と戦を開かば義勇兵を募り云々とあり(大井)此は日清の間に戦ひを開きし場合を申立てし事にて其時は義勇兵を募り云々と云ひしあり(裁)次も他人則ち飯田の調書中に朝鮮に涉り戦ひを開き事大黨を殲せし勢必ず盛んからん其盛ある勢を以て云々と見へたり又小數を以て大數に當たることかれバ尋常の手段にては及ばず云々とあり此の小數を以て大數に當たると云へるは何の意ある乎(大井)此方より(裁)大井暫く待て 辨談人星 大井憲太郎が事實の尋問も午後より始め餘程抄取りたる様あるが午後より取掛りたるを以て案外に尚取れり付て、前刻の申立ては是非共大井が尋問後に致さずして不都合あるが實に日々のことにて時間の都合もあり新井に關するところらば新井の時にして、如何(星)それにてよろし(大井)渡韓するに付ては僅か三十名以内の人数にして朝鮮一小國ありと雖ども亦一政府あり此の故に唯相匹敵して申したるまであり(裁)數が確定し居らすて、大小の別も立ち難からん(大井)至極する所の三十名以内を以て朝鮮一國を引受くと云ふとあり(裁)新井も渡韓云々のことを申立て居たり如何

(大井)それは知りたるとにもわらす只將來を想像して新井が推測を申立てしものあらん  
 (裁)小林第八回の調書中に壯士の決死の徒三四十名を率ひ云々と云ひ又後備軍とあり云々  
 とも見ゆ如何(大井)其事は人の思想故充分ならず(裁)磯山第一回の調書に朝鮮を討たんと  
 言ひ又の同人が私に一巳の資格を以て朝鮮に事端を開き云々杯見えたり朝鮮を討たんと  
 言ひ事端を開くと云ふの如何なる議ありや又これ磯山第二回の調べあるが早晩朝鮮と開戦  
 に至らば云々とのとあり又戦争の禍亂の大あるものあれば云々とのあり如何(大井)是れは磯  
 山が腹慮せの主議を持し居れば自分等どの多少主議の異あらん尙ほ磯山に尋ね度とことわ  
 れど跡にあさん(裁)又新井、小林等の申立てに依るも兵を擧げ干戈を動かさず或朝鮮の兵  
 を指指し進んで支那と戦ふの面白き事あり云々とあり如何(大井)ソハ小林は朝鮮に兵を擧  
 げし上朝鮮の兵を指揮して支那に進む心ありしか知らねど左様の事を相談せしことありし  
 (裁)是の氏家第三回の調書中あるが盛なる勢を以て支那に跳り込み云々と有るの如何(大  
 井)彼れ等の左様考へたかもしれす併し他人の意中あれば奇る處にわらす(裁)吉村豫審第  
 一回の調書中壯士三四十名を率ひ朝鮮に渡り國都を襲撃するありとあり是れ國都と向ひ  
 襲撃と云ひ戦争をさしたることらしく覺ゆ(大井)私の當時の考へは唯六撃を施し加害黨に  
 政権を執らしむると云ふにあり別に戦争するといふ考へはなし故に戦ひをすると云ひ暗殺

をすると云ひて人を募りしにわらす夫れで右等の人々が如何に解し居るか知らざれば他人  
 の専故被告より申立てにくし(裁)大井の事實尋問の全く終らざれば本日ハ之れにて閉廷し  
 明日更に訟廷を開くべし」と送せられ一同退席にありしは午後二時四十五分ありき  
 六月二日午前九時五分開廷裁判長曰く昨日に續き今日も訟廷を開く、辯護人砂川雄俊氏曰  
 く自分一身上の事あるが裁判長に御願あり自分は豫て或る輕罪控訴事件の辯護を依託せら  
 れ居るとあるが本日其公判を開かる都合にて同伴の日延願を致し兼ねる事情もあるに付  
 午後の處は欠席致し度尤も辯護人寺田寛、横田虎彦の兩名へ代理を依託したり而して此事  
 の既に被告磯山清兵衛並に寺田、横田等へも相談し各々に於ても承諾の上あり(裁)然らば  
 よろし就て之より大井の事實尋問に取係るべき善あるが過日山本憲并に其辯護人より申  
 立ありし田代、久野兩名台喚の儀は本日午後呼立つる事とあさん諸大井の尋問の昨日に引  
 續き外患に關する事柄に付尋問せん磯山が過日の申立てに依るも亦小林以下の調書に因る  
 も此の計畫に就ては何れも台意して謀りたるもの乎(大井)然り尙ほ申立つることあり昨日  
 は戦死、戦争、義兵、總督等の文字に付御尋問を受けしことあるが私は何れも其れ等の御尋  
 を拒む譯にわらざればも成るだけ事實上の尋問のときには刑法上の言葉に拘泥せず事實  
 の尋問の了りし後刑法上何れの文字に當たると定むる方然るべしと思ふ尤も私一人の申立

てば私一人に限らるゝ様なれども此の如きことは他人に關する次第にて素より私一人の事  
 されは假令刑法第百二十三條に鹿爪らしく當て嵌めらるゝも仕方なれど自然他人にも關  
 係すれば事實上の御尋問に成るべく刑法上の文字に拘泥せず御答をするに致し度し(裁)  
 尙ほ注意の爲めに申聞けるが小林が豫審第一回の調書中に昨十八年五六月頃朝鮮計畫  
 を大井、磯山等と相謀り云々との事あり之れに相違なきか(大井)大体は相違なし(裁)尙ほ  
 又た磯山、新井等が各壯士若干名を率ひ大坂に來り又新井等へ進んで長崎に到り云々或は  
 磯山が潜伏するに及んで新井は大坂に來り銀水樓に會合し更に新井を總督と云し長崎に到  
 らしめ其れより渡船の事に決したりと或は長崎が磯山に托せられ爆發物の入りたる荷物  
 を大坂迄携へたると杯が見ゆるが之れを稱て知り居る譯合あるか(大井)知るといふこと  
 に就ては區別のあることなれば荷物を持來りしと云ふこと知り(裁)其品物の爆發物を  
 る事も知り居たるか(大井)承知せり(裁)村野、石塚兩名を大坂に來らしめたるも見ゆる  
 が是れの眞實あるか(大井)事實あり(裁)村野、石塚兩名の誰れが先に出發せしや又た兩名  
 が來坂せしや兩名自身の考か(大井)より出でしか將た被告が意思より出發せしめたるものか  
 (大井)自分の意見にて遣したるに相違なし又今日にては確には覺されや多分石塚が先發せ  
 しやに思ひ(裁)而て何の費用ありて先石塚を出發せしめ續て村野等を遣せしか(大井)石塚

を遣はせしは磯山が東京出發の後大坂に來りしが兼て東京出發の際大坂あり長崎あり出發  
 の際其都度必ず報知する約束ありしに磯山出發の後數日を経過すれども其報知なく只金  
 を送れとの電報頻々と參り中には實に且夕に差支へたる様の文面もありソコで自分の考ふ  
 るには最早大坂を出發すべき自分あるのみならず長崎をも出發すべき時分あるに大坂より  
 斯る電報あるの頗る疑はしきことありと即ち石塚へ相談の上それ等の事情を詳らかにする  
 爲め同人を遣はしたる譯あり(裁)尙ほ又村野を遣はしたるの爲めありしか(大井)村野  
 を遣はせし私の添書もあり添書の御差押へありしことと思ふが其添書の中にもある如く  
 金玉均を同伴して朝鮮に渡るは各義正しく萬端好都合あらんと存じ小林へ向け電報を發せ  
 しもすべて同人より返報なく如何なる譯合に至り居るか此等なる何分磯山の出發前に於て  
 協議を遂げざれば何の詮もなきことあり且つは是等の事柄の書面にては迎ても其意を盡し  
 難ければ即ち村野に對し其許の金玉均同伴の件に付大坂に到り小林に面談し來らば都合よ  
 からんと云ひて同人を遣はせし譯あり(裁)次に稻垣等をして大坂長崎に出發せしめしは相  
 違なきか且つ何等の費用ありしや(大井)稻垣示を大坂に遣はせしは小林より直ぐ來れど云  
 ふ電報あり其用事は東京にては何とも知り兼ねたれども推察するに石塚を遣はせしことに  
 付き小林 磯山の間にか葛藤を生じ磯山を總督として渡韓することを廢し他人を遣はす



の相談やらんと思ひ自分直ちに來坂する筈あるも何分辨護事件の多端ありし爲止むを得ず  
 稻垣に相談し同人を大坂に遣せしかり(裁)左すれば被告第二回の調書中に只今の電報のと  
 わり又村野よりの金を受取り出發の外ありしと自分差支あり稻垣に相談し同人は其翌日東  
 京を出發し云々とのことあり是等は都て相違なきか(大井)左様(裁)次の金員に關して尋問  
 致すが朝鮮計畫に就ての金員は前八よりも申立て居り又被告自らも申立て居る様あるが  
 募集と云ひ自ら出金せしと云ふ此事實の大体は認め居るか(大井)左様(裁)被告第一回の調  
 書中被告自らの申立てにこれより金策したる手續きを申立てんに豫て自由黨員にして懸意  
 ある石塚の布施銀行の役員あるが前件の事情を話し金千圓借入の儀を相談せし處同人の容  
 易に之れを承諾したるも見込の如く調達からす七月上旬より九月下旬に至り漸く七百圓  
 け受け取りたりと見ゆ又其際小松へも事情を明かしたるかとの問ひに小松の兩三度面會せ  
 しも別に懸意ある間柄にあらす故に事情の明かさうと併し石塚は懸意ある故事情を明か  
 したるか其邊は知らす云々との答あり是等の金員の借入れしに相違なきか(大井)金子は借  
 入れしに相違なき併し七百圓の中五百圓の訴訟事件の謝金として受取しものにて残り二百  
 圓は千圓の中に籠れる借入金あり(裁)何の爲めに千圓の謝書を差入れ二百圓を借用せし  
 か(大井)金を受取らねば証書を渡さざるの通常のこととされど此頃の互に信じ合ひて居りた

る故兎角先方の云ふ儘に爲し置かば此計畫の上で就て萬事便利やらんと思ひ斯く爲せるも  
 のにて之を要するに專の容易に成るを以て目的とせざるもの也(裁)該証書を交附せし年月  
 日は覺へ居るか(大井)確かにの記憶せねど十八年六月頃ありしやらん(裁)磯山の潜伏せ  
 し何時頃あるか(大井)十八年七月卅日か十一月一日頃と思へる  
 (裁)金策のどの當時最早渡韓の場合に差迫り被告等に在つては實に切迫の折柄あるに儘か  
 に二百圓請取りしまでにて八百圓の請求をば爲さうし何(大井)最初一千圓の出來る  
 と云ひしも中々に調達せず漸やく磯山が出發の前に至り二百圓支拂らへたる位ありし故に  
 も急場の間に合はず然るに金圓の獨り渡韓費のみならず實行者渡韓後と雖も種々費用を要  
 する譯あれば懸意の間柄ある故に受取るとに爲さんと思ひしかり(裁)石塚と懸意あ  
 るとは調書にも見えて居れども小松とは懸意あらぬが故に事情を明かさず云々とあり只今  
 の申立に又懸意ありと云ふ何(大井)凡そ物其始めわれは必ず又終りあり(裁)石塚の  
 手を経て取引することあれば被告が石塚と懸意あればとて其石塚の懸意ある小松の云ふ儘  
 に斯る事柄を輕く附し去るべしと思はれず(大井)石塚も銀行支配人あり小松は頭取に  
 して何れも布施銀行の役員故代言依頼のこと等より懸意にありしあり併し私が小松を信じ  
 たる譯は石塚との豫て懸意ある間柄ゆゑ即ち石塚を信するの心を延いて先方を信したる次

第あり(裁)左すれば銀行の自ら銀行の規則もあつて通常人の爲すこととは自ら異らざるを得ず然らば千圓の借用証書を差入れて僅に二百圓の外出さぬと云ふが如きの事實上あるまじき事の様に思はる(大井)今日より云へば其証書を以て千圓を返せと請求せらるれば返却するの外致方なしと雖も只其實際二百圓の外借用を居らすと云ふ丈けの事實にて粗漏と云ふの外なきあり(裁)粗漏ありと云へば夫れまでのとあれと今日の如く事發覺するに至りては其粗漏の爲めに小松へも自然嫌疑の係るに至れり何の爲めに斯く其手續が粗漏ありしか大井今日より往事を回想すれば甚だ粗漏にして此小松に迷惑を掛くるに至りたるに至極氣の毒あることあれを併し當時の情状に就て云ふときの手續の粗漏ありしは唯此事のみならず我一身を忘れ親を忘れ妻子のことをも打忘るゝ位ありしかば千圓二千圓の金の事は左まで心に懸くる違ふかりし今日にありては誠に堪あることと云ふべし(裁)五百圓の金の訴訟事件の爲めに受取りしと云ひしが其は何の事件ありしか(大井)小室銀行と布施銀行の間に起りし控訴事件ありし(裁)其事件の金額は幾何圓程ありしぞ(大井)金額は一萬圓餘ありし(裁)結局の如何(大井)私が敗訴せり依りて尙ほ上告をす積ありし(裁)此の事件は東京控訴院へ訴へしあらん向は幾回程出延せしぞ(大井)東京控訴院あり其出延の度數は七八回程ありしと覺へり大体此事件のみならず當時自分が粗漏あること、澤山にあり

しことあるべし其故は既に前刻も申し上げし如く破れたる今日より云へば小松にも迷惑を掛くることながら其當時にあつては同志何れも死を決し實に親を忘れ妻子も忘れて計畫に従事したれべきあり(裁)如何にも親を忘れ妻子を忘れて計畫に従事せしことならん併しながら其親を忘れ妻子を忘るゝと云ふに至つては即ち被告に於て其忘るゝ所の大なる反對あるものを心私かに期したる所のある事ならん果して然らば其熱心に思ふ事柄に關しては實に注意の上にも注意を加へすしては叫ばざる譯あらんと思はるゝが如何(大井)計畫は最初より破るゝと云ふ點に就き充分の注意をなしたらん今少しく甘く行きたりしかも圖られす併し被告等に於ては何れも奮然決死して此事に従ひし次第故金銭等の上には餘り目を付けず爲めに自然に粗漏あるとに立至りしあり(裁)親を忘れ我身を忘れ妻子を忘るゝといへば被告自身も朝鮮計畫に就ては云分心志を盡せしならん(大井)素より朝鮮計畫に就ては充分心志を盡したる積りあり(裁)事件に關する經費を支ふる金員の凡そ幾許の豫算にて之を擧るゝ如何ある手段を用ひ又朝鮮に渡りし後如何ある手段を用ゆると云ふとの目的を達する上に就ては必要のと思はるゝが先づ第一最初の之れを實行するに凡そ何名程の人員を用ゆる積りありしか(大井)最初小林と協議したるとき凡そ四五十名と定めたりしが是れば其大体に就て定めたるものにて其後都合ありて此協議は取消となり遂に二三十名

を用ゆるとに減少したり(裁)此三十名の如何ある方法にて募るとか又如何にして彼國に渡航せしむるの手續は定り居たるからん(大井)人員の三十名や四十名を募ることの實に容易あることにして良しや之を五十名にするも實に容易あるべしとの見込みありし此事の私のみならず磯山、小林に於ても同様の考を懷き居りしからんと思はる然るに福州の計畫の際も既に余の爲めに其目的を遂げ得ざりし故それ等の事に懲りて人員を減じ三四十名と定めたるあり又人員を渡航せしむることに就ては小林は小林の信用せる書生を送らんと願ふあるべく磯山丹に私に於ても亦同様の次第あり併し亦から既に其人員を募るといふの場合に於しての大に分任の必要あることを感したり其故は此計畫に就き人も素より必要あれども亦資金の必要あることも言を待たれば即ち之れが擔任を定むることに決し既に前日御尋問のありたる如く其分任分擔を定めしに結局磯山の實行者に小松の内地に止ることありたり(裁)其人員の決定の如何(大井)人員は別に協議して取極めしことあり示し磯山の三四十名を率ゆるの考へありしからん尤も過日來も申上ぐる如く分任者の定まりし後は専ら分任者の方寸に存することにて自分も多小の意見のあり左れども之を吐露して專任者の意志を牽制するのよろしからずと信じて別に發論せざりしあり(裁)大體の處は三十名と定め之の乱りに増減せざることに極めしか(大井)然り

(裁)三十名にて事を爲すの目的ありしからば其人数にて資金の凡そ何程を要する見込みありしか(大井)最初の三千圓位の募る胸算ありしも磯山出發の際の未だ見込の如く調達せざりしを以て磯山其儘にて出發したる(裁)磯山出發の際の何程の金員を所持せしか(大井)ソハ確かに覺へぬと既に豫審にても申上し如く磯山出發の際に六百圓程の渡せしが稻垣の手よりも同人へ金員を渡せし由にて之れは出發後に承知したり故に確かある所知らざれども之を推測するに凡そ千五百圓位は携帶せしからん(裁)磯山は東京出發の際何事も云はず無断にて出發せしか(大井)否出發前には別盃をも上げたり(裁)既に別盃を上げし程あらば其の後の要件に就ても協議せし事あらん(大井)否別に相談は極さざりし元來此事は總べて實行者に委任しあればあり(裁)磯山が來阪後間も亦く廻金の照會を爲せしに回金もせぬ位あれば最初から資金の不十分あるべく去れば磯山の何故に東京を出發したるか(大井)それ等の事は前に申す如く實行者に一任し實行者たる磯山に於て是れだけの資金で渡韓爲し得べしとのことありしゆゑ再び回金の爲さざりしあり(裁)併し内地に留り金策に従事すると定めたる故磯山が來阪して資金に窮せしとの報われれば直ちに回金すべき筈ならずや(大井)屢々申上ぐる如く實行者に一任し實行者に於て可ありと見込みし故私し別に回金の考もあかりし(裁)左すれば内地に在りて金策に従事すると云ふの磯山等が出發したる前

のみのことあるか將た後のことあるか(大井)素より出發前のごとかり併し後にも募りたり  
 又た磯山が彼國に渡航せずとて其目的の互に内地改良の爲め身を犠牲に供したる譯あれば  
 高枕同様の氣持にて精力もせず回金せぬと云ふ譯にはあらず實に磯山の奏功を樂みて待ち  
 居たるの勿論の事あり殊に磯山出發後と雖も内地にても資金は入用故募集せざりしと云  
 ふにはあらず(裁)既に分任して磯山の渡韓に小林は内地に大井は金策に従事すること定り  
 たる譯あれば其費用に於ても凡何程と云の見込の寸居らずしての實行者に於ても出發する  
 等のあからん驟へて之は猶ほ韓信、蕭何が内外互に相援助せるが如く其方等に於ても互  
 に其分任の責を盡すの是れ至當の道理にあらずや(大井)素より私の磯山が東京出發に際し  
 て資金の少きことは知り居たりし併しながら磯山に於ても東京にて充分に金策の附かざる  
 ことは承知し居り既に出發の際にも資金にして見込の如く調達すれば良しせざるも調達せ  
 し丈の儘にて無理に渡韓すべしと云ひて出發したることあれば跡までも充分募金に従事  
 する積りありしも磯山に於ては凡その胸算の立居る故に出發せしとあらんと考へらるゝか  
 り(裁)只今の申立てに依れば磯山の携へし金の東京を發し朝鮮に渡り事を遂ぐる迄の資金  
 はてのあかりし如く考へらるゝが其事を遂ぐる迄の資金の見込の立居たる譯か(大井)立居  
 らざりし(裁)然らば渡韓後請求し來る處の金の如何にする積りありしか(大井)左様のこと

の想像し居らざりき(裁)豫想かしといへば磯山の携帶金にて可なりと思ひしか(大井)東京  
 出發の際携帶せし千二百圓と來坂後村野波越等より受取たる金額千圓ありて都合二千二三  
 百圓の金は携へ居る故先づ差支なしと思へり(裁)それの後の事からん東京出發の際の如何  
 (大井)金調の困難あることを話せしに磯山の構ひあしとのことありしゆ名出發せしあり  
 (裁)此金を以て何々を爲す意ありしか第一事が極らずして其原因も極らぬ次第にて事を  
 取極むるが必要からん而して又其れ等の經費の如きも如何にして之を維持すると云ふこと  
 も極らざるべし果して然らば其計畫の手當てが整はざらん(大井)其仕事に定り居れり即ち  
 朝鮮政府に立つ處の専大黨を殖し獨立黨に政權を取らしむるといふにあり(裁)それの目的  
 にあらずや(大井)然らば御尋ねの仕事の手段方法のことあるか(裁)然り(大井)手段方法  
 の細目の既に申す如く實行者の胸中に一任したるものにて自分等三名が協議したるの其の  
 大体に過ぎざるあり(裁)併ながら之れを譬ふれば福州に就て考ふるも佛國政府の清國へ渡  
 つて戦ひをせずか遊説をせずか始めより分らず云々と同様にて渡韓後實行者の行ふ手段が  
 確定し居らすしては内地にありて金策に従事するものも甚た不都合あることあらん(大井)  
 費金募集のごとの格別に其手段の極まらずとも専大黨を殖し獨立黨を助くると云ふが目的  
 からば或いは之れを専大黨轉覆費と稱ふるも可あらん(裁)然らばそれにて可宜しと爲せし

せし所にて磯山、新井の如き實行者は金策者に對して如何なる買を負ひ金策者の又實行者に對して如何なる買を負ひ居るか(大井)自分の金策の事に就ては非常の盡力を爲せし積りあり元來同志の中にて初めより其等のことは二人が協議を遂げしにあらざる全く良心になんとして其任を盡すの積りありし(裁)只良心に訴ふるとのみにては此計畫に就て譯が分らぬ且つ厚く信じたる以上は磯山、新井等の凡そ是れだけの金にて是れだけの手段を用ゆるからんと信せねばならざるべし(大井)事業は變に應じ時に隨ひて種々手段のあるものあれば事大黨を殖すと云ふこと丈の信用を爲したる譯にて其細目に至りては即ち分任者に一任したればすべて擔任者の方寸次第あるべし直進進んで之れを管ふれば專制政府が詳細なる規則を制定し地方長官をして寸分違はず實行せしめんとするも實際行われざる所かれの大体の三人協議し細目の擔任者に一任せしかり(裁)果して然らば費金の如きも實行者より請求し來る儲金策者に於て如何にもし回金を都合あるか(大井)之の豫め極りたる譯にあらざる前刻も金額定らすしての事業の上に差支を生せんとの尋でありしが其の事は實行者の方寸にて決せしめたる者あり(裁)被告自身に於ても資金を出せしことあるが其金額の何程ありしか(大井)左繰ッレハ二百圓ありし(裁)稲垣も出金せりと其額は如何(大井)その實際に預らざる故に私に於ては分りにくし(裁)村野を大坂に遣はし村野をして金を出させし事

きか(大井)あり村野より百三十圓を受取れり(裁)被告の第一回の調には百二十圓とあり如何(大井)調書の方正しからん(裁)左すれば此の百二十圓と前の二百圓を合せて三百圓あるか(大井)其都合六百圓といふの内藤より四百圓布施銀行より二百圓にして即ち合せて六百圓とあるあり(裁)總計若干あるや(大井)總計の八百二十圓あり之を内譯すれば四百圓か内藤二百圓が小松百二十圓が村野百圓が石塚あり(裁)茲に小松より二百圓石塚より百圓とある一通の証書にて出金者の異なる如何なる譯か(大井)兎に角銀行より受取りし金にて石塚の出金も亦千圓の証書中に籠り居れり(裁)村野より請取りし百二十圓の元如何(大井)元は如何ありしか知らざれど今日より考ふれば村野の資金ありしからんと思はる(裁)被告第一回の調書に稲垣示が東京米商人にて當時八千圓とかの公債証書を所持し是れり或る知人方に預け置きたりとこのことを聞き之を借受くる相談を爲し云々との事あり又同調書に是れより長坂喜作が三百九十圓を持來り云々とも見ゆ此等の如何事實相違なきか(大井)讀聞けにありし事實の相違おし尤も稲垣より實際如何の運びを爲せしかり知らず(裁)長阪の三百九十圓は東京大坂大坂が長崎迄稲垣の携帶せし金か(大井)然り(裁)尚ほ同調書中に新井に總督と爲り渡韓せんことを托せし際其他數人に金圓を渡せしことも見ゆるが是れ等も都て相違なきか(大井)然り相違おし(裁)尚ほ長阪、新井、稲垣等にも渡せし

ことありや(大井)然り千圓を長崎まで出發の際に渡せり(裁)館野芳之助より金圓を受取りしことも見ゆ如何(大井)受取しことあり是の十五圓か二十圓か金額の確かに覺へず併し此金の田崎に與へし分ありしと思ふ左すれば自宅にて紹介せし迄にて約束は豫て磯山と整へ居しやに思へり(裁)被告第三回の調書にも館野は自分方の近邊に寄宿し居りて(中略)郵書中は十五圓の爲換券あり是は有一館の維持費に供したり云々とあり相違なきか(大井)私の其様に思へり(裁)有一館の誰が支配し如何なる都合にあり居たるか(大井)磯山出發後は未だ誰とも極りなく只書生の重なる者に取締を爲さしめたり(裁)併し被告が監督あり居りしには相違なきらん(大井)然り(裁)豫審にて或の宿屋にするとが下宿屋にするとか申立居たるが是の如何なる譯か(大井)被告も承知せり全くの都下に一の下宿屋様のものを取設け書生を養成すべく何れ朝鮮の事を起さば有一館の第一に其嫌疑を蒙らん此の故に書生を同館に養成するのよろしからすと館野の發議ありて其れに同意せし譯あり(裁)左すれば宿屋下宿屋の話の第一の有一館へ嫌疑の掛らんとを恐れ第二の有一館を設けんと云ひしものか(大井)然り(裁)次に小久保より金を受取りしことありや(大井)受取れり(裁)被告第三回の調書中被告の答にその後十月日は失念せしが小久保より書而來り披封するに金子入れあり其金の伊賀へ送り伊賀より預り呉れよと云ひ返却し來れり云々とあり事實あるや(大井)

其通りあり(裁)伊賀へ送りしに何故被告の所へ預り呉れよと云ひ來りしぞ(大井)其仔細の十分に分らず(裁)此金の有一館の爲めに出せしものにて即ち生徒養成の爲めありしか(大井)その様に記憶せり(裁)大井よ對する尋問の尙は未だ了らざれども午前八時一先づ閉廷し更に午後開廷せん此に於て一同退廷

(六月二日)午後五分開廷(裁)午前に引續き訟廷を開く 大井憲太郎 其方が被告事件第一の外患に關する事の尋問は一通り終りしに付是より其第二の爆發物取締罰則違反の件に關して尋問を咨さん 擬其大体は過剰も尋ねんとあるが本件に關する金策の如き、固より出來難きと故相談を受けたりしやも許られざれども爆發物製造機械のみに付て、他より相談を受けしことあるや(大井)其事の全く磯山清兵衛の便宜處分に一任したしあり(裁)一任したることの分りしが其製造に關して如何(大井)爆發物のことで御坐るか(裁)左様留て磯山より相談はあかりしか(大井)左様です爆發物を使用することに付ては曾て請しを受けしことあり併し警察の下調の時に磯山は相談を遂げしこのことを申立て居しよしあれども私は其相談を受けしことこれなきが故警察及び豫審下調の時に於ても其これなきことを申立て置きたり又磯山の此程此公廷に於て審問を受けし節前に反して曾て相談せしことなきしと云ひ其云ふ所行違ひあれども私は其磯山の行違ふと否とに關せず相談

を受けしとは之れあし(裁)然らば其他より製造のことに付相談を受けしことあきや(大井)他より相談を受しことあし磯山は過日御尋問の節に申立てたる様あれども開の定めし世間話し杯を聞いて申立てたるものにてあらんか(裁)一寸の話し位の受けしことあるや如何(大井)磯山の曾て加波山事件の起りし頃よりして爆発物を所持するとは聞き居たるが故に定めし之を所持すべしとのこと推知し居たるも之を製造することに付相談を受けしことあき又た此方より相談をさせしことあかりし(裁)其磯山が持ち居る爆発物を朝鮮計畫の爲に使用するからんと推知して居たるや(大井)祖は推察して居たるあり(裁)然らば相談位はありしからん(大井)どうも(ト大井氏の笑ひを含みながら)相談とての受けしことあ(裁)被告第七回の調書に前々よりして立申する如く情に於ては彼等が爆発物を所持することを知り居りしも彼れも見解あることあらんと存じ忠告はせざりしとあり情に於て知る位ならば相談位ありしからん(大井)是等のこと同人等の分任せしことあれば相談せしことあし總て爆発物のことのみならず事を果さず器械所謂輻重等のこと磯山の隨意偵分するに任せしことあれば多少不服のことあきもありと言へ其取捨の事一切與からぬことゆゑ相談せしことあし若し相談等をさせしならば是非夫々相當の手當も出来ることありしからん最初より放任せしことあれば我々より氣付きしことも話したることあき

將た意見を述べたることもあかりき(裁)磯山の過日此事に付き一度ならず二三度も申立て居ることあるが尙ほ其警察の第十四回の調書に問ふ然らば爆発物製造のことに大井、小林も承知か、答、然り大井、小林の承知あらん、問ふ承知の漠然たり何處に於て何月何日何と相談せしと云ふ証據立てはあきや、答、月日の覺へざれども屢々相談したり、問ふ然らば屢々汝より大井、小林に相談せしか、答、然りとありて尙ほ豫審第一回の調書に、問ふ爆発物製造のことは大井、小林に計りしや、答、製造最中謀りたり其爆発物の使用は自分の任ゆる謀りしことあしとあり之に由て觀れば警察署及び豫審の調書の其製造することは相談の上實際着手したるを示し實際に使用することは磯山に一任したるものゝ如し是れにても尙ほ相談あかりしと云ふか而して尙ほ又磯山第一二回の調書中に屢々相談せしとあり又同書中に汝は是れまで爆発物の製造に付大井、小林等に相談せしといふが果して然るかとの間に對し然りと答へたりとある以上の相違あきか如何(大井)只今御續み聞せの調書に依れば相談をせし云ふこと澤山ある様あるが是れは如何に澤山ありとも澤山ありと云ふを以て之れを眞實ありといふ能はざるあり何とあれば一度警察署で調べを受けし時相談せしと云ふことを云ひし以上は其後之を變更する能はざるものあればあり左ればにや相談云々のことに付大井等も承知あらんと磯山が答へし時其甚だ漠然ありと詰られ此の漠然より更に最後

を問はれたるも矢張其答へ漠然に歸したり然らば徹頭徹尾漠然あり故に豫審廷にての調べも警察署の下調を元として調べしものあれば矢張漠然と云はざるを得ざる儀あれば其東京出發の時に製造のことを相談せしとの確實との思はれざるあり然り而して此三調書の中いづれが最も有力あるか假りに二回の調書を有力ありとするも前段の次節あれば決して確實ありとの云ふ能はざるべし(裁)被告第七回の調書中に石塚宅にて磯山告別の時(中略)出立前に爆発物のことに付相談を受けし云々とあり其月日場合等は記憶し居るあらん(大井)夫れは確かに記憶せず裁判長の問に石塚よりは聞きし様あり記憶するかとのことか(裁)其際磯山よりは承知せぬも石塚が景山を遣はせしとか持物に手間を取りしとかといふことあり其の年月日の記憶するかと問ふあり(大井)大坂へ爆発物を持ち参りし後磯山石塚景山との間に受授をせしたること、先日磯山及び景山を御尋問ありし時承知せしれども只今か詳しこと、記憶せぬ故上申をさせし譯あり併し過日來磯山及び景山が御尋問に對する答辨を聞けば景山の之れを携帯せしも爆発物といふことを知らざりしが磯山は是れは已れが使用する爆発物にして乃ち同人に托せしことゆゑ知りしといふといへども今日より見れば事實發覺の後あるを以て爆発物を受授したりと証明するより致方あり故に景山をして大坂に持ち行かすも景山の何とも知らず持参りしとの噂を聞き其申立に及びしあり(裁)氏

名の一々云ひぬれども渡韓の壯士は若干名とあり其若干名とは磯山の云ひしものより外にのみきや(大井)渡韓實行壯士の一々知らず私に於ては未だ一面識なきものさへ其内にあるあり(裁)被告第七回の調書に汝は今回の擧に付被告人等の名前を知るかとの問に其の磯山小林、新井、石塚、稻垣、菅野、小口、富藏、内藤、山本憲、山本與七、水島、村野等とあり是れらの大井に於て直接に應對せしか又此人々に被告事件の事を打明けしや(大井)山本憲には明かせしも他に明かさざりし併し山本憲の決して同意者にあらざりし(裁)新井、小林磯山等の同意者か(大井)然り(裁)石塚には何と云ひしか(大井)石塚等の金の周旋を頼みしあり否更に金の周旋を頼みしと云ふにもあらず其借入れ方を依頼したることあり其借入方は小松大と(裁)金の關係人のことあらん夫れは跡廻しとして石塚には別な事件の事情を明かさざりしが(大井)別に委しいこと、明かさず朝鮮に事を企てやうと思へど自分の手許差支へある故に金を貸せといひしまであり併しながら是れ朝鮮資金とはテト違ふあり(裁)石塚の視察の爲め大坂へ來りしと云ふからに朝鮮計畫の明かせしあらん只單に金のことを依頼せし位にては視察に來る筈からん(大井)磯山が發せし東京を出發して着坂あしたることゆゑ多分大坂をも出發せしと思ひ其通知を待ち居たりしに其報知なきより是れは定めて金の差支あらんと思ひ當時滞坂の小林より早く立てて貰いんと考へ居たるも手紙



にての事變覺の恐あるべしと扱は其視察の役目を石塚に依頼せしあり

(裁)朝鮮の方の實行者へ一任したれば磯山の如きも如何なる手段に出つるや知らざりしか  
(大井)然り(裁)石塚に向ひての計畫の如何にして明かすと云ふか(大井)石塚は  
同意者にはあらず其証據は此憲太郎に金を貸したるにあらす 若し同意者あらば今少し  
奮力することありしならんあれども其事あがりし朝鮮計畫外に金を借入れしを以ても  
判然たる譯あり併し私共の計畫の大体位は謀議せねと疎ほ推察の爲し居たるあらんか  
(裁)然らば實行者か朝鮮に出發するまでの視察を委任するまで同人を信用したるは如何  
(大井)一寸申さば山本憲等と同斷のことあり山本憲は明かしても能く同人は洩らすこと  
のこの事しと信じたれども其これにも明さざりし唯檄文を起草し費し迄にて決して同  
意せしむる者へにあらざりし石塚も亦これと同じことよて油斷なき人ゆゑ斯くと信じて  
視察を依頼せしあり(裁)情を知るものにして即ち犯せどもいふべきものと思料するか(大  
井)左衛法律上から云ひ先づソソもものでせうが(裁)稻垣示の如何(大井)稻垣示には明して  
金のことを頼みたり但しこれの長崎にいたり實行者に其金を渡すとありし(裁)長崎まで行  
くとあらば朝鮮計畫の情知り居ることあらん(大井)先づ知りて居ると推測せざるを得ざ  
るべし(裁)何人の指圖にて稻垣示を長崎へは遣はしたるものぞ(大井)夫れは中途で如何ある

變事あるやら分らねば實行者よりしては通信のこともまきからず旁々以て同人に頼み長崎  
出發をも見届けて我等も安心をなす内地の計畫をもあさんと思ひしことあり(裁)然らば飽  
まて朝鮮計畫のことは話せしならん(大井)段々御尋ねもあることゆゑ總て關係を有するも  
のと其關係を起したる譯を申上げん此關係の同意とて決してこれを募りしにもあらざ  
るあり是れ等關係の間に彼れ稻垣のみにあらず皆悉く以て心傳心ともいふべきものにて所  
謂意氣投合して出來たるもの夥多あり此故に我の箇條のことを計畫せり同意しては如何と  
募りしにもあらざるあり兎も角彼の壯士を募る磯山等の地位に居りし成らばイザ知らず我  
等はさういふ譯にもあらざれば意氣投合の人々が小井や小林が何か計畫して居る様子だか  
らとて誰いふとなく招かす募らす出來たるもの即ち今回の關係をあり(裁)左すれば稻垣の  
如何意氣投合するといふとも一方が進むと同時一方が控ゆれば決して意氣適合するもの  
にはあらず故に稲垣も進み又一方も進み遂に相投じたりといふか(大井)向ふの意志如何の  
推測の限りにあらずれども假令ば彼の露國無黨の如き、即ち所謂意氣相投じて團結した  
るものにて其意氣の相投する元いといへば一方のもの或る方向に在て運動を取れば其方向  
を同とする者招かずして相台し一方も或る仕事をせせば同じ仕事好きのもの募らずして是  
に相合するあり之れを禁するに昔し流儀の連判状へ連判する等のことを外にして今度の

如き即ち自然意志の相合したるものあり此故に稻垣自身に同意者にあらざると云ふかも計られざるあり(裁)然らば彼れ我意志の同じきより相合せしといふのか(大井)其心意の在る處即ち無形的の精神思慮まで知らざれども私の唯有形の金の事、大坂を経て長崎に至る事等とは依頼せり(裁)然らば大体の朝鮮計畫の皆悉く意氣相投じ彼れも進み我も進みて此團結を形造りしか(大井)他人のことに私に於て分らず(裁)館野芳之助の如何(大井)磯山が東京を出發して後同人にの事の概略を明したり其譯の後のことに付依頼するところある場合に依り必要あらんと思ふてあり併し是れとても噂話しをさせしと云ふに過ぎず此事の同人の不爲め故言にざる方同人の上にて宜しかるべけれど事實あれは申立て置く(裁)内藤六四郎は如何(井大)内藤六四郎の同意者たらんが其他には同意とも何とも云へぬものある様あり(裁)山本憲の如何(大井)山本憲の先刻も云ひし通り不同意たらん是れが知らぬ人あれども山本の性質と人ど爲りも知りを得ることあらん何しろ今回のことには無關係あるべきも小林及び私より依頼したるはより小林と友誼上止むを得ず彼の文を認めしものあらん(裁)山本を東京に招くよの旅費を與へしか(大井)私の知らぬと小林より多分與へしとあらん(裁)別に謝儀をさせしか(大井)是も小林の承知たらん(裁)山本與七の如何(大井)同意者あり(裁)然らば水島の(大井)同意者やら何やら知らず(裁)どんち話しをし

たる平(大井)どんち話しとは(裁)計畫のことを話せしか(大井)朝鮮の亡命者金玉均の同行するとか何とか云ひわたるの承知したれど金玉均の同行も遂に成らざりき若し命氏を同行する等のことを爲さんか或の従犯者とも云ふ不可あきか(裁)併し補助のなしたるか(大井)金玉均同行のことを果しせば補助者或の同意者ともいはるべきあれども果さざりしに據り補助者ても同意でもあかるべし(裁)村野の如何(大井)村野の補助者たらん(裁)村野の來坂せしにあらすや(大井)然り(裁)此外小松、森脇等の如何(大井)森脇及び小松共に同意者に非ずと思ふ若し説つた處で補助者が補助者の名義も六かしからん(裁)久保財三郎の如何(大井)自分との間に關係あり小林との關係の如何あらん(裁)言語を交へしことのみあきや(大井)大坂自山黨の會議を以て言語を交へしことあるも其後縛に就くまで一面會せしことあり(裁)然らば是より罪人藏匿のことを聞かん落合寅市及び富田勘兵衛との關係は如何(大井)落合寅市の自分の宅に尋ね來りしあり同人が曾て秩父暴動に與せし事は承知あるが當時身を潜むるなどの事ありし故朝鮮計畫の實行者に爲したれの満足あらんと思ひ有一館へ宿の事を紹介せり又富田勘兵衛の愛知縣に於て強盜を爲したりとの豫審終結を言渡されしが同人の愈々何犯であるやら當時尙ほ其公判以前承はりしに付全入より巨細を聞かざりしゆゑ承知せざりし其れ故落合の秩父暴動に與みしたる罪人たる事判然しわれ共富田に至り

ての由自黙の名古屋に於て何か爲せしといふ迄にて同人は單に身を潜めたるもののみと思  
 ひ居たり(裁)過日下調べの時認めしと云ひし如何(大井)追捕捜査を避けしめしことだけ  
 は認めおたり(裁)唯追捕せらるるものはあるまじ(大井)村松愛藏の自由黨員故同人より私  
 の名を聞き來りしをらんか大島藩の知らざれ共吉田道夫とて自由黨中の熱心家あれば多  
 分村松愛藏も國事犯ならんと推測せしかり如何にも忽々の際にて有しに付富田を諷略に扱  
 ひしに非ざれども車でも挽けとて駿河臺紅梅町の三浦總吉方へ拙者の名義を以て遣りせ  
 しかり(裁)人に依りけりだが大井で見れば人の辨護さへするもの故自身の心持から推すか  
 らば其犯罪の如何なるやを聞くべかりしは(大井)聞きしを善かりとやらんがツイ鹿略  
 にせし也此の事の富田勘兵衛の口供に照らし合せれば分明ならん(裁)都合及び富田の事の  
 豫審廷の調べと今申せし事と相違はなければ念の爲め其調書を讀聞けん(大井)ハイ(此に  
 於て書調書を朗讀す)(裁)右は被告第五回の豫審調書也相違なきか(大井)相違なし(裁)  
 尙是れより富田勘兵衛の裁判言渡書を讀み聞けん但被告人多謝すれば富田に關する處だけ  
 を讀むべし(此に於て書記裁判言渡書を朗讀す)(裁)富田の只今承はるが如く死刑に處せ  
 られし者あり其豫審言渡書は讀まずとも可ならん依つて落台虎一の欠席裁判言渡を讀聞け  
 ん書記之を讀む(裁)只今聞く通り落台虎市の重懲役十年に處せられたるものあり故障上告

を爲したれども共に却下せらる此事の下調の節本人より申立てたり是れよりは受賍の事  
 付尋問せん参考人等も本日出廷の筈あれば直ちに法廷に呼び込むべし併し是れに先ち意見  
 あらば申述べよ(大井)申述べたき意見といふは外ならず本件に就いては受賍のみならず強  
 盜教唆もありしが是れは豫審に於て免訴せられたり扱金員を預かりしことは法律上受賍と  
 なるやらあらぬやは知らざれども罪とあるならぬに關せず事實だけを申立てん豫審取調べ  
 の節は内亂外患強盜教唆等種々ありしに付受賍のとさとは疎忽に付しむたり此故に御處  
 分は如何あらうとも一應参考人を召喚して事實を確めたく思ふあり兎に角参考人を出席せ  
 しめられんとを請ふ(裁)只今豫審第二回の調書を讀聞け直ちに呼び入るゝことせん書記調  
 書を讀む(大井)此事は就ては順序を踏へて申立てしことあり旁々以て間違れば一應申立  
 てん口供には隅田の舟行即ち人無き所にて云々とあるも全く山本與七等が贓金のと杯咄た  
 るにてはかく此際村野が大坂より歸京すと波越が計畫費を拵へたりとて翌日は入手の手都  
 合ありしに付これを落掌するの運あれば山本與七等のことにより頼着あり同人等と同道して  
 隅田に到りしは山本與七等の間に一の紛議を起したることあるに付き之れを取柄かんが爲  
 かりし何故故らに隅田川に於てせしとあらば私宅にては誠にうるさきに堪ざる故あり是も  
 法律上に於て其罪を免かるゝと否とを問はず事實の一應確めなければ斯當時の状況を陳述

し置くあり(裁)受贓あらば宜しといふ云ひし言葉あり是れ何故ある乎(大井)私は強盗の教唆のあらず故に強盗教唆を云はれんより寧ろ受贓の方宜しといひしあり(裁)贓金の長坂より受取りしとあり然るか(大井)左様あり夫れ故は長坂、大矢、山本與七等を参考人として召喚を乞ひしければ此事に就き敢て一言せざるべからざる者あるあり乃ち其長坂とあるは其實全く山本より受授せしにて受取りしものが長坂あり板此贓金の如何ある手筈を以て彼等が手に入りしやといふに山本與七は實に神奈川縣某村の戸長役場へ入り強盗をすすべしと教唆したるものにしてこれが非常手段を行ひしもの長坂喜作、大矢正夫、菊田三郎ありと聞く而して其山本がこれを教唆したると否との事實は兎もかく長坂より受授したる處を聞けば山本は私の名前をかたり私の命令せしが如くに言ひ做して役場の租税金を強盗せしに相違なきが如し此事の始末も彼の陳勝が秦の始皇をかたりしと一般にて長坂らの強盗を試みたるの全く山本が所爲あることを知るに足るあり果して然らば此金は山本より注文して山本より私に入れしものといふべく長坂より受授せしといふべからざることを當時此金は長坂より持参したると云ひ旁々阻違を生せしならんか併し山本の教唆によりて得たるものあれば寧ろ長坂の命令と云はんより山本と云ふの方正しからん而して當時長坂がこれを私の方に持来りし時の神奈川の有志者よりとのとありしかば其金の生性の如何の元より知るに由ちかり即ち此金が贓金ありとの當日にの分らず後日に至り分りしものあり右等の次第にて山本與七の不埒にも私の名をかたりて長坂等に非常手段をささめたるより長坂等の其後日私の教唆せしにあらざるを知り山本を忌むの風ありしをれとも右は全く私怨の爲めにあらす朝鮮計書の爲めにせしと語りては却つて其の同意に感し山本の事を是認したりといふ私の只今も述ぶる如く決して教唆せしにもあらず又た受授に於ても間違あれば此事は警察署にても左様陳置きたり皆其金員は總額四百八十五圓ありしも八十五圓の端は返し呉れよとのとありし故之を返し全く四百圓を落手したり而して此四百圓は當日に在ては全く神奈川縣の有志者より送りしものと心得し跡にて聞けば何ぞ圖らん非常手段より得たるものありし私が贓金を受けたるは以上の如くありといへども天下公衆は或は云いん大井憲太郎の初めは贓金といふとを知らざりしか故に之を受けたるを咎むべきにはあらずれども何故後之を知りて尙ほ返さざりしかと故に此批評に向ての言の辨すべきあるを知らしめざるべからず況んや長坂等か之れを持参せし時の有志家よりせしといふも容易に之れを受くることを肯諾せざりしに於てをや此事の彼等が調書中にも見ゆる如くあり乞ふ是より此金を受取りし次第を陳べん抑其金員を受取るに就ては私に於て洵に欲せざりしあり何とされば當時已に贓金にして不正のものに非る歟と疑ひたればあり然れども亦

か翻へつて長坂、山本等の眞情如何を察すれば良しや賊金たりとて敢て其所爲利慾を満た  
 さんが爲めに此手段をせしといふにあらざれば世に有り觸るゝ強盜詐欺取財をどは  
 同一にすべからざるものあり即ち道義心なき惡漢等の働ける行爲を學び道義心ある人々が  
 忍ぶべからざるを忍び厭ふべきを厭はずして甘んじて其身を質とあしたるものにしあれば  
 其所爲に於ては憎むべきも心中の如何を考へ來らば何事熱心の極遂にこゝに及びしものか  
 ればあり是れ私の情を知りつゝもこれを受くるに至りし譯にして敢て天下公衆に彼我  
 衷情の在る處を訴へざるべからざる由縁あり故に此賊金の次第と云はば彼惡漢の乾兒等が  
 己れの利慾を満さんとするものと日を同うして語るべきとにあらざる以上如き譯柄あれ  
 ば全く國事上の熱心より出でしことにて漫りに情を知りつゝ賊を受けたりと裁判さるゝを  
 欲せず聊さか之れをこゝに明らかにし其事實を確むるあり(裁)左すれば参考人に聞くとは  
 夫等の事乎(大井)然り右等事實を確かむる也此時辯護人板倉中氏は裁判長の許可を得右參  
 考人を列席せしむるとに付大井氏と一二人の問答をせり(辯板倉)長坂等三人の呼出しを  
 乞ひし受贓の順序を聞く爲あるが其前に裁判長に講求致すことわり即ち参考人より述べ  
 る處の重にも強盜の事に關し居れば自然傍聽人の目前にていれが主義心に耻づるの深き  
 名譽上事實を申立つるに遂巡なき能はざらんか願ひ暫く傍聽を禁止せられんことを(裁)

檢察官の御意見如何(檢堀田)曰く参考人陳述のことに付名譽上より辯護人の講求もある  
 とかから傍聽を禁ずるの重にも公衆上に影響を興ふるものにて敢て被告人等の  
 名譽の爲めに法廷の基根ともいふべき聽衆を退くべき議にもあらざるべく依りて本職の此  
 講求を容るゝと如何にやと存す(大井)被告の名譽に關する譯にのわらず板倉は参考人の名  
 譽のとを云ひしとあらん(裁)大井、並に辯護人、檢察官の意見もあり且参考人等、他日此公  
 庭に於て何れ一度の調ぶべき儀あれば其講求は採用かりがたし、諸是より参考人を呼出さ  
 ん誰より先きにする乎(大井)誰よともよし(裁)辯護人の如何(板倉)大井同斷あり併し一同  
 よあれば尙ほ宜し(裁)席狭けれ一人宛とし先長坂より呼込むべし、此に於て参考人とし  
 て長坂喜作出廷す(裁)長坂喜作、今日の大井の参考人として召喚せしめるが其方の住所氏  
 名年齢等は過日審問せし通相違ある乎(長坂)相違なし(裁)大井、其方の聞かんと欲する要  
 領を申述べよ(大井)賍金受授の順序に依り尋ねたけれども事實發見上又ハ事を隠蔽する等  
 のともあり旁々御審問上不都合あらんかと存する故願ひは裁判長より一々尋問あらんとを  
 (裁)長坂、其方より大井に金を渡せしとあるか(長坂)曰く如何にも拙者より渡せし事あり  
 (裁)渡せし月日如何(長坂)最早時日を經し事故確かに覺へざれ共多分十八年十月廿日  
 前後と記憶す(裁)此金の如何して得たるか(長坂)神奈川縣某村に於て非常手段を行ひて得

たるものあり(裁)得たる所を悉皆渡せしか(長坂)得たる内を割いて渡せしなり(裁)誰が實行者ありしか(長坂)即ち拙者等あり(裁)山本與作へ返すとか何とかいふ話わり是は何故乎(長坂)此金は拙者一人よて得たるものあればあり(裁)山本より渡せしものあるか(長坂)山本も非常手段實行者の一人ゆゑ山本より渡せしといふも差支なければ拙者が持参して渡せしものあり(裁)豫審調書にあるの間違なきや(長坂)豫審中の申立の出鱈もわり色々にて忘れて仕舞へり(裁)出鱈目であく一寸要領を述べよ(長坂)大井さんには非常手段にて得たるとの最初告げざりし加して其事實の只今申述べし通りなり(裁)大井分りし乎(大井)非常手段といふざりしとの事實ありしを發言したれば大体の實情も聞かざれば委しき話しの後日きたし(裁)長坂 其これを渡す時の口上の如何(長坂)これ文金あり目下御計書中のことありと聞けば其内に加へられよといへり併し自分一人の金もあらざれば委しき話しの後日致すべし一ト先受け込まれよとの口上ありし(裁)大井如何(大井)少しの違ふが夫れより知らぬといへば宜ろし(辯板倉)長坂が大井に金を渡せし時の主意は一寸預けしものか引續いて渡し切る積りありしか跡から取りに来るおどの約束でもありしか(裁)長坂如何に(長坂)其折に預けしものあり何様委しきことは跡より云ふゆゑ一ト先づ預り呉れと云ひし譯あり(辯板倉)非常手段の誰が勧めしか將た頼みしものにてもあるか(長坂)謀りしものは

のいわれども頼めしものも頼みしものもなし(裁)謀りしとは大失、山本等か(長坂)然り(大井)自分の方へ以て参りし譯は如何會て誰人か(大井)憲太郎の處へ以て行けと云ひしものか注文もせざるに持参りし如何(裁)如何なる譯か(長坂)非常手段を以て得たるものかれども是は朝鮮計畫よ充てとせしものありし併し乍ら大井さんの方へ持参り行くに付き是れ非常手段にて得たるものありと云はば大井さんの受けざるを恐れ故さら其情を告げざりし(裁)情を知らば大井は受取らぬと思ひしが(長坂)然り(裁)長坂の最早退廷してよろし」此に於て大矢正夫を呼出す(裁)大矢正夫、本日の大井憲太郎の参考人として呼出せしあり住所等の過日申立てし通りか(大矢)然り(裁)大井問ふても宜しきぞ(大井)大矢に僅かある關係あり調書中に長坂と同道して大井方へ行きし節大井の御苦勞あり、と云ひしといふことと支關進行しし大矢と言詰の交へず長坂のみ與へ通りしと事實上二様の區別あるは如何(裁)大矢今の間に答ふべし(大矢)金を持ち長坂、山本與七等と同道して大井氏方へ行きし時の支關までにて長坂のみ與へ行きしあり自分は支關まで山本と話しぬたり尤も世金は思ふ處ありて直々大井氏に渡さず山本を経て渡す考へありしも長坂の何か大井氏に對して意見ありとて這入りしが此時渡せしあり(裁)支關にて山本と兩人が話し居たるか(大井)然り(辯板倉)何ゆゑ山本の手を經んどの爲せしぞ(大矢)夫れは戸長役場の税金を

強奪せしり菊田、長坂、自分等あれども山本をして神奈川縣有志者よりとして送還せしめんと思へばあり併し長坂が任せよと云ひしに付き任せたるありと此に於て大矢の退延し山本與七を呼入る(裁)山本與七其方の今日大井憲太郎の参考人として召喚したるあり住所等は過日申立て通りあるか(山本、然り(裁)大井憲太郎、山本に問ふ所あらば述べよ(大井)長坂が非常手段で彼金を得たるより自分の方へ持ち來りし迄の順序を問きたし(裁)山本どうだ(山本)非常手段を行ひしに決して大井氏に謀りしにあらす始め長坂喜作に謀り戸長役場の税金を強取せしかり其譯は我同志の徒朝鮮國に向つて計畫する處あり前きに東京を出發したるを聞けども尙ほ金調の出來さるより大坂に滞在すと聞き何と申して其目的を達せしめんと扱ひ非常手段の事を長坂とも談合し之を決行せしかり尤も自分の上京したる際大井氏を訪ひしに長坂にも會ひしが長坂の非常手段大井氏の命ありと云しかども大井氏の知らずといふ如何やとの詰問を受けしも全体虚稱を以て長坂に告げたる事故私の一己の考へにて道りたるありと云ひしに然らば兎も尙又相談をなさるべからざるなりとて大井氏の方を立出て又後刻に大井氏同伴にて隅田川に舟を浮べたるなり此故に右の金を強取したるは自分一己の考へにて朝鮮計畫の爲に差出し大坂滞留の同志者を出發せしめんとしたるあり(大井)其金の總額を聞きたし(裁)山本與七どうだ(山本)四百八十何圓ありしが

八十何圓の奔走費もどて返して貰ひ四百圓をば朝鮮計畫の爲めに差出せり(辯救會)渡せし金の自由黨神奈川縣地方部の名義ありしか(山本)然り(裁)尙ほ大井憲太郎に對して尋問する際もあれども本日(是)にて事實の審問を止む尙ほ又山本憲及び辯護人より請求の参考人も今日の呼寄せ置き参考人等にも氣の毒のとあれども時間も過ぎたれば閉廷をさんと爰に於て當日の法廷を開ける于時午後四時三分ありし

六月三日午前九時十五分開廷

(裁)昨日に引續き本日も此に認廷を開く就ては直ちに大井憲太郎に對する事實の尋問に取懸るべき等あれども昨日も申聞けたる如く山本憲及び其辯護人よりの請求に對し昨日事實参考人を召喚せしに取調の時間あくして昨日の空しく監獄へ返すを召喚せし者の爲に氣の毒ある次第とありとあれは本日(是)先づ其參勘人と呼入るべし、此に於て口詰の者を以て田代季吉を認廷へ呼入しむ(裁)田代季吉、本日其方を召喚したるは山本憲の事實參勘人として呼立てたる者あり而して其方の住所身分年齢等の過日申立てたる通り相違なきか(田代)相違なし(裁)山本憲あり山本の辯護人あり尋ねるとあれは便宜一人づつ申立てよ(山本)先づ辯護人より質問あらんとを乞ふ(辯護人寺田覺)曰く過日も申せし如く田代景山の紹介を以て荷物を山本憲方へ持行きしとの事實あり是れば明治十八年十月末つ方の

横思はるゝが果して然るか又其節山本憲より田代に對し是れは危険物にあらざるやとの問ひ  
 をおせしこのことを山本自身警察署所に於て申立て居る様あり此時田代の如何なる返答を  
 させしものか右の兩様を問はん(裁)田代今の問ひは分りしか其手續及問答を申立てよ(田  
 代)石炭の空函に入れしものを毛布に包み擔ひて持行き夫々一禮を述べ未だ宿所も定めざ  
 れば當時これを預りて貰ひたしとて山本に托せし也(裁)其外に危険物等のことを云ひしが如  
 何する言葉を以て托せしぞ(田代)左様あり山本より危険品にのわらずやとの問ひもありし  
 か知あざれども私よりは危険の品でないから預りて貰ひたしとの口上を簡短に述べ其ま  
 ゝ歸りしあり(裁)辯護人の如何(寺田)其毛布包、石炭空函の幾干ありしや其數を聞かん一  
 (裁)田代今の答は如何毛布で一つに包み有りしや(田代)其數は二つありし(裁)然らば其  
 は何にて他の一は何ありしか(田代)一つは石炭空函にて赤き毛布で包み今一つは貼つた箱  
 にて群れの青き毛布にて包みありし(寺田)其他自分に於て問ふべき事あり(裁)山本憲のど  
 うだ(山本)大体は相違なし併し貼つた函といふ萬籠ありしと思ひ又其毛布は解いて持歸  
 りし様思はる如何(田代)毛布又は持歸れり(裁)最早問ふ事はあさや(辯、山)おし裁然れ  
 ば田代季吉の退廷して宜し向は久野初太郎を呼入るべし此に於て久野初太郎出廷す(裁)久  
 野初太郎本日其方を台喚したるの山本憲の事實参考人として呼立てたるあり住所等の過日

申せし通り相違なきか(久野)確かに相違なし(裁)然らば山本の辯護人問ふべきことあれば申  
 述べよ(寺田)久野初太郎が豫審調書に同人が此一件に付大坂へ到着せし時赤羽根利助と共  
 に山本憲方へ鐵丸とか鐵片とかを持行きたるとの申立てあり是れ果して事實あるか又此  
 際は如何なる問答をおせしか將た又た是れは事實なき事あるか如何(久野)井の自分で亦羽  
 根どが磯山より頼まれし毛布包を持行きしまであり(裁)其時山本よりは何か云ひざりし  
 や又預くる時と何といふて預けしや(久野)山本に豫ねて預り呉るゝ様頼みありしものか  
 容易に預り呉れたり併し是れ私の推測あり(裁)然らば山本の承知の体ありしか(久野)自  
 分の推測あれども承知するものゝ如くありし(辯、寺田)調書には磯山よりして爆發物を頼ま  
 れて山本に預けしとあり果して然るか(久野)調書の事知らず今申立つる方事實あり此事  
 は自分審問の時申立つる積りあり(裁)鐵丸ありしか(久野)然り(寺田)風呂敷包の中には鉄  
 丸一ツありしか函にでも入れありしものか(久野)別段入れてはあかりしがキレにて堅く包  
 みありしが其目方に至つて重かりし(寺田)左すれば磯山より中村楯雄に頼み山本より荷物  
 を取出だしたる時景山より久野へも頼み其残り物を取り出し景山より新井に送りしといふ事  
 あり是れは事實にて其品は鐵丸ありしか(久野)左様是れ別段景山に頼まれしにあらす  
 此事は新井と景山が話しむたる事のありしを聞き自分から何か殘物はあさやとて山本方に



行き取だせしあり併し是れは何物たるを知らざりしも下調の時示されて赤燐ありし事を  
 知れり(裁)風呂敷包と赤燐と二つありしか(久野)然り小包と二つありし(裁)其小包が鐵丸  
 ありしか(久野)否(寺田)最初は赤羽根と同道したるか(久野)無論同道せり併し預けたるの  
 自分ありし(裁)然らば赤羽根の其門前まで同道したるものか(久野)挨拶する時は其々あり  
 しかと手渡しをなしたるの自分ありし(裁)山本憲の何か問ふべきときや(山本)別段あり  
 (裁)然らば久野の浪廷して宜し、大井憲太郎、是れより昨日に引續き尋問せん併大井の  
 尋問の既に了りたるとゆえ只一二の調書に就き審問すべく大矢正夫の第一回豫審調書は(前  
 略)十月廿一日神奈川縣高座郡座間入谷村戸長役場へ長坂、菊田と内に押入り自分は刀  
 を携へ菊田に瞭望をなさしめ宿直 小使を強迫し公金を強奪して大井方へ持行き長坂より  
 大井に渡せり該金の五百圓以上あり云々とあり相違なきや(大井)大矢が申せし事は事實上  
 相違あり其次弟は別段申さず即ち山本與七及長坂喜作が自白の調書を口説とせば自然判明  
 あらんとの御答をなせば足らん  
 次に長坂が豫審第二回の調書に戸長役場へ押入たる次第を申立よと言に對し自分と大矢及  
 菊田の三人にて戸長役場へ押入り菊田は見張をなし自分は長坂と共に押入り公金を強奪せ  
 し其金額は五百圓以上あるべしと覺ゆ併し銅貨もありしかども之は取らず其夜自分等

大失と出京して大井方へ行きし水島、村野も居合したる故に長坂は大井を別席に呼び山  
 本より話しわりしに依り所知あらんが之の非常手段にて持へ持來りしや何卒之れの大坂  
 へ送附せし呉れよと云ひし時大井の五百圓許もあれば宜しいと云ひしとあり併し簡様ある  
 事を此處で云ふは不都合なればとて大井より中せしにぞ一先立歸り後刻再度行き村野、水  
 島 大井共々柳橋より舟を雇ひ隅田川に致りしが自分は山本のとに就て一切之を言はず  
 とて酒を酌みたり云々とあり如何(大)其事に就ては尋ねくとも上申せんと思ひたるを  
 るが此申立には事實のともあれば丸て跡方もなきともあり元來長坂等が坐間入谷村戸長役  
 場に於て公金を強奪せしことに付山本が何故に其申立てをなせしかの事を勘ふるに自  
 分等の一已上より強取せしかの疑を受けんと恐れ朝鮮計畫の爲めありといひしからん  
 而して此事がトイ續合とありしとあらんと思はる此事に就ては警察豫審共に彼等が申立て  
 したるべけれど其節の下調書は見ざりしに付分らざりき併し自分か強盜教唆をなしたる  
 とは蔽ひれ難きとの様に成り居り山本の無關係の様あれども是れ第三の長坂か自白の調  
 書を以て充分に反證とせず足ると信す其口供に非常手段を行ふとに付てい曾つて大井  
 に話したることあり併し大井は該金を渡したるとはあり云々とあり又山本と大矢とのいふ  
 には大井も御苦勞であつたといひしとこのことありしかば是れは警察署にても長坂を召喚の

上取調へられさば分るへいと述へたりしに田中警部は乃ち同人を召喚の上取調べられるに  
 果して長坂は言葉を交へざりしと申立たり是れ亦其反証として免るべきものあり尙ほ山本  
 與七を尋問の節山本は大井と言葉を交へしことなきやと問ひしに無しと答へ依て尙ほ田中  
 警部は大矢を問ひしに遂に答へたりとあり是れも長坂兩人が玄關にわたるも言葉の  
 交へざりしとの反証あれば交へしと云ふも交へずといふも私に於て一向頓着かす(裁)只  
 今の末項は大矢正夫の第一回調書中十五牧目の初めにある言葉は交へずとある者を指した  
 るものか(大井)曰く然り尙ほ又山本大矢の兩人は朝鮮計畫の事の爲め私方へ來れりと  
 のことありしに付田中警部に乞ふて長坂をば當時の現場檢證人に充て一同の中にて審問を  
 願ひしに此時は言葉を交へしとは無しと云ひたり凡そ人其始め言ひしことを變更するは難  
 する處なれば山本大矢の如きも此際迄は前言を變更せざりしが長坂の打勝つべからざる反  
 証に逢ひて斯く其實を自白せしとあらん又次に只今御申聞けにありし長坂の事は澤山ある  
 あり或は此事は磯山 大井協談の上と云ひ或は五百圓許あれば足ると云へど思ふに是れは  
 村野が大坂より歸京せし時山本が村野に五百圓許もあれば足ると云ひしとありしが是れ  
 とあらん此事は長坂のみならず他の山本あり大矢ありの御尋問中にも言葉を交へざりしこ  
 とは載せて調書に明らかかり以て之れを長坂の事實と對照すれば是れ亦た反証とあるに足

らん是より賍金受授の事を申上げんに先には長坂等が一纏めに申立を命じたるが故に翌日  
 前日の區別が其調書中に判然せず彼の賍金を持來ると直ちに舟を雇ふて隅田川に行きし様  
 見ゆれども舟を浮べしは其翌日午後の事あり是れは其折村野常右衛門水島初太郎等も同行  
 して檢証人とあすに足るとあらば此點には充分御推諒あらんことを乞ふ以舟行ぎに付き大  
 略申上げん此事は昨日も申述べたるあれども其不完全の點を補ふべし山本等の申立てに依  
 れば舟行の全く該金一條より催しを爲せし様あれども決して左にわらず其証據の水島村  
 野等の無關係ある人々を同行せしにても此話をあすのためにあらざりしを証するに足らん  
 凡そ秘すべきと向つては同行を邀くるが普通の常態ありとす故に同行のといふ全く該金の  
 事に關するにあらざるを知らん然らば隅田川の舟行の何故かといへば朝鮮計畫を話す爲め  
 りしかり元來山本及び長坂との間は右賍金の事に付已に果し合ひをするとも云ひおた  
 るとあるに其儀よく打解けたるが如きい決して無言會にあらざりしあり之を要するに山本  
 長坂等が主眼とせし處は賍金より起りし憤懣にして私どもの主眼とせしは朝鮮計畫あり故  
 に彼等の憤懣の該計畫の爲めに打消されたるものありといふの外からん(裁)山本與七第  
 一回の豫審調書に十月二十一日神奈川縣高座郡入谷村戸長役場へ押入りし自分か磯山と  
 謀り菊田糸三郎に納得せしめ長坂、大矢と共に千餘圓を強取し内四百五十圓を大井に渡し

たる旨長坂より承まへりしとあり大體の相違なきや(大井)最初は山本が其關係を遠んとし  
 て斯く云ひしからんが仕舞には致方なくして自分の方へ八十五圓の返金を受けしと云ひ是  
 は昨日も同人より云ひたれば其申立の前は虚にして後の實を知るに足らん又菊田に渡  
 せし云々も亦是れ跡方もなきことにして山本與七に渡せしあり是れを証明するに誠を  
 るかれとも思ふに同人等は兄弟あれば縛に就くの遅き或一人にて其罪を負ふとの相談を  
 させしやも訂られざるあり其實事といへば長坂の賍金を持來りし時境に菊田の居らざりし  
 を以ても判然ならん此故に其受授の全く山本との受賍にて私の方へ又受賍ともいふべきか  
 る乎又其金の所有權は山本にありともいふべき半尚ほ此外は無形のと多ければ以証の致方  
 あり(裁)大井憲太郎の被告事件の第一が外患にして第二は燃發物取締罰則違犯第三は罪人  
 藏匿事件第四は賍金のとあるが以上事實の尋問の全く是れにて了れり尙ほ意見もあらば申  
 述よ(大井)外患の事に付一寸申上げん昨日も御尋問ありし如く何か我々の間に約束にても  
 あらん然らざれば漠然たりとの御疑問もあらんかあれども我々の團結の無形にして憲法と  
 か古風で云へば連判状とか血判状とかい決して是れなきあり其異あると云ふ即ち我々の  
 心と心との團結をさせしものにて有形にあらざればあり昨日も申せし如く以心傳心より起  
 りしとにて彼の露國の虛無黨の如きと同一あるあり故に是れを普通の結社等と比較すべき

ものにはならず所謂漠然は我々の利益の爲めといふにのならずして心を以て神に結び向ふ  
 の爲す處は我より迎へ我彼相據り此團結をなしたるれば尤も鞏固なる團結と云ふべきか  
 り即ち法律上より止むを得ず規約を設けるとか社則を置くとかいふ前日本流行の結社等と  
 の同日の論にのらず餘り漠然との御推諫又當時の事實を隠蔽するなどの御疑わらんこと  
 を慮かり總ての同志が相團結したる由縁を斯く申上置く(裁)尙ほ証據物件等を示す譯かれ  
 ども是れの後日に示すと云ふん此時恰も午前十一時過ぎありし是れより大井憲太郎氏が  
 明治政府の施政に對して抱く所の意見を陳述し其言論の午前は盡さずして一旦退廷となり  
 午後零時五十分より更に開廷(裁)は大井氏に向ひ午前引續き十分に被告が抱く所の意見  
 を陳述せよ施政に係る事にされ何れ彼され決して斟酌するを要せざるあり就ては今より  
 傍聴を禁ずるに付左様心得べしと告げ(大井)は自分が陳述の爲めに傍聴を禁せらるゝと云  
 れば最早施政の専断は申すまじ何卒傍聴を禁せずして平常の通り許されんことを切望すと  
 陳べしかども(裁)の兎に角傍聴を禁ずるありとて傍聴人へ退廷を命せられたり  
 六月四日午前九時二十分開廷(裁)只今より訴訟を開く而して今日の小林樟雄の訊問を命ず  
 る等あるが先づ山本憲より差出せし書類の受授を許す 此に於て山本憲氏より差出せし書類  
 を其辯護人寺田寛氏に交付す(大井)昨日御訊問の事に付小林に先ち僅に一言文書を陳辨致

したきとあり辨護人砂川雄俊氏曰く本日(土曜日)に付午後(休庭)ありたし當被告事件は中々一週間や二週間にて済むべくも思われれば被告人も疲勞を覺ゆることあらんと存じ又辨護人中にも據るべき要用のあるれば勞々以てお聞届けありたし(裁)辨護人砂川よりの請求は追て沙汰すべし又た小林の辨護人澁川忠二郎が過日の請求に依り安東久次郎橋本政次郎の兩名を召喚したれば後列出廷せしむべし辨護人山田素造氏曰く自分は赤羽根利助の辨護人あるが同人が長崎へ行きしことに付磯山新井兩名を事實參考人とせられ度依りて赤羽根を御取調の節は磯山新井の兩名を御召喚相成りたし尙ほ又被告人赤羽根の調書は持參致し居るされども他の被告人中赤羽根に關係ある者の調書は御朗讀のみにてお聞取り兼以依りて願くは其れを下附さるゝされば大に被告事件に利益あるべしと信ず而して其調書中是(裁)の處が其の証憑とあるべしといふことを豫め御定置きありたし(裁)其れは總て豫審終結の調書を以て證據とすべければ其れに據りて取調ふる儀と心得よ(辨山田)數々の被告人のこととされば其關係の部分と一寸御申聞けに於る位にては分明ならず願くは豫め御示しを乞ひたし(裁)其緊要ありと思ふ箇所(其時々に請求せば讀み聞かさん、辨護人砂川雄俊氏曰く自分は磯山の爲めに他の被告人の調書の朗讀を願ひたし是れ(裁)只今願ふには及ばず新井の訊問了りし後にても苦しからず(裁)磯山の爲に誰れの調書を讀み聞かせるのか(砂

川)内藤、氏家兩名の調書あり併し其内の一部分を願ふ譯にて其部分を只今申立てるも宜しけれども其れは兼て記しておきたる所あれば書記さんのお手許まで差出し置くべし其方が便利あるべし(裁)其書面を差出す方宜しかるべし然らば大井(大井)長阪に關せる受贓事件に付不備の點々を申上げん長阪の豫審第二回の調書の末項を前日御朗讀ありし内五百圓あれは足るとか金を持ち來りしとかの事に付一言すれば彼れの申立て不實ある事自然明瞭からん長坂か自分の宅へ金を持ち來りし(村野)大坂より歸京する前のとされば當時金の有無を村野より聞く筈はあかるべし而して其れは同調書の末項の次の問答より溯りて第一、第二、第三、第四と定め申上げん其第四項中に答へあり十月十日頃上野公園に會し長坂がいへるには大坂より金調のとを申來り居るも未だ調達のとからず故に自分歸村せば三四百圓は出來得るからんされども其れにて(問)間に合ひ兼ねれば(答)戸長役場へ強盜に行たりし之れ(大井)磯山も承知あり云々とあり併しこの大井、磯山が承知とあるは山本より長坂が聞きしとあらんと思はる此故に五百圓にて足りる云々と自分が申たりとのか強盜の起因ありとは全く偽りあると明かり又同調書中に第一、二、三、四の問答に長坂は自分と(問)會せし云々と見ゆるされども是れは(問)會せしにあらず(答)關にて只一度面會せし時々の挨拶をなしたるのみあり又其時は山本與七か之れは甲州の自由黨員とあれば面會して與れろと

云へり自分は此關係を絶つ爲めに斯くの如く申立つると御推量ありては洵に困るから山本  
 與七を御尋問すれば自然明かあらん之れは被告即ち自分の爲め裁判長及び檢察官閣下への  
 心証として一言申置く(裁)然らば之れより小林を訊問致さん扱被告小林に對する公訴の主  
 意は第一外患に關する罪第二爆發物取締罰則違反の件にして其要領は被告大井、磯山等と  
 兵を朝鮮に擧げ彼國の事大黨政府を轉覆し獨立黨に政權を取しめん爲め現に同意者と相謀  
 り已に其資金を擧り東京を發して大坂に來り新井外數名を長崎に到らしめたる事、第二は  
 爆發物を使用するが爲磯山等と相謀り田代をして其器械を製造せしめ後大坂に來りて新井  
 等と協議し朝鮮に渡航し事大黨を殲す云々あり此二の要領に付ては果して認む乎(小林)或  
 は認る處もあり或は認むる能はざる處もあり然し是れ何れ細目に就き御尋問あるべけれ  
 ば其時に申立てん(裁)然れば事實の尋問に先ちて被告の履歴を申立てよ(小林)私に別  
 履歴といふほどのとききが如くあれども亦今日まで社會に生活し來りたる以上の多少履歴  
 として申上ぐべきとききにもあらず故に是より其大略を申上ん元自分の親父は封建時代武  
 士と稱する者にして鑿劍の指南を爲しおたり私は其長子にして幼少の時より親父或け其門  
 下の者に導かれ八九歳の頃より竹刀を握りしが十二三歳とありし頃私しの郷里に兵學館あ  
 るもの設立あり此際藩命を蒙り同館に於て兵學の講習に従事せり是れは藩中の少年を扱

擢して兵學に従事せしめたるとのありしあるが乃ち自分も其一人に拔擢されしあり併其後  
 同館内に於て更に佛學を修めよとの藩命ありしかば乃ち同館に於て同學を修めたり引續き  
 て右の兵學館に我藩に於て英佛二學を修めしむる爲めの普通學校とあり自分は重ねて藩命  
 を蒙り尙佛學を修め其間には助教の知きとをも命せられしとありき其れより遂に其學校の  
 閉校とありしか英學のみ存せしも佛學の廢せられたり是れは確かとの覺えざれども十五  
 六歳頃ありしとあらんと思はる併しながら佛學の廢せられたるの自分に取りて遺憾なき能は  
 ざるより更に修學の爲め京都に上りしが當時京都に於ては特に文部省直轄の學校あり教師  
 への佛八等も居しかば自分は此學校に入り凡そ四年間許も佛學を修めたり其教師はレチン  
 、ジュリーとて此人は久しく日本に在留し居り一時長崎に於て領事を勤め居たる者あり自  
 分は此夫婦に於て教訓を受けたることを此學校も亦遂に廢校さるるととあり教師シコリ  
 一氏は上京して開成學校の教師に雇はれしかば自分も隨ふて上京し常に同氏の方に居たり  
 同氏の開成學校へ出勤餘暇外國學語學校へも出勤せしをりしものから自分も兩校へ入り助  
 手とあしたるとあり又教師の宅に於ては來學生の爲に助教を爲せり是は明治七八年の交  
 かりと覺ゆ此故に其頃海外人にして本邦に渡來せし者は同氏が永らく我邦に在留するを以  
 て來訪する者も多かりしが自分の其接待態をもあしむたり依りて自分は珍客と見れば好ん

で其客に接するとを樂みとし種々の海外人に交際を志したるが交際する處も洋々學ぶ處も又洋學あれば自然日本の事情に暗くして只我肉體のみ日本に居ると同一般の心地せられ教師の許を放れて市中の散歩すらも危ふみし位ありき又公使館の盛宴等にも陪したるごとあり或時伊國公使と我岩倉右府とが會合の時に通辯をもあしたりしに當時自分に於ては奇怪なる感じを起したることありしが此奇怪ありしとは餘程おかしき事あれば今日は黙して云はず併し此奇怪あるとは伊國公使と日本國の右大臣たる人との間柄にあるべきこと云われざるにありしもの故自分は心筋に一大怪事ありと驚きおたりし之を要するに伊國公使は彼國の代理人として岩倉氏は日本の代理人あり然らば即ち此會合の談判は取りも直さず國と國との談判あるに岩倉右府は此一大怪事に對し悟乎として愧る色あかりしは我に恥辱を蒙りたるものと云ふべく實に此機會は自分をして愛國心を惹起せしめたる原因にして政府を改良せざる可らざるの必要を感じ獨り慷慨に堪へざりき世人動もすれば愛國々々と云ふあれども自分は只口頭にいふ愛國心ならず眞實なる愛國心を惹起せしかり自分の此際まで日本の人民にして内地に在りながら前述の如くすれば日本の事情に左まで感覺を起すと少あかりしが此時より始めて日本を愛するの感情を抱けり故に是れより後の自分の知己朋友が自分を目するに狂人を以てしたる位ありし尙ほ此外に一つあり夫を中述べん

(裁)注意の爲めまでに申聽ける他の事に涉らず此事件に關したることをのみ中述べよ其れは強ていふ譯ならぬ也の事は成るべくいふを止め書面を以て申立つる様致したし(小林)其事は自分も兼て心中に思ひ居たりしも知らず識らず言葉のこゝに及べるあり初今一つ申立つたき事ありと申せしはシュリー氏に一子あり元シュリー氏は佛國にて鍛冶職とも云ふべき者にて我國の造兵司の職ある云はゞ大砲鍛冶あるが此一子即ちシュリーが自分の愛國心を以て非常感奮せしめし事あり嘗て春先の事ありし一日自分は橡樹にて日向ぬくもりを爲しつ、此劣等にて無學ある一子に教育を志しながら汝の成長の後佛國に歸りて如何なる職を取らんとするか陸軍大將とあるか公使とあるか高等裁判官とあるか大僧正とあるか總て世界にありとあらゆる職柄の榮耀あるものを擧げて之れを問ひしに彼のノーと答へたり故に去の汝は何を望むぞと再び問せしにシュリーの色を作り眼を角にし奮激したる状にてナンノ一吾のタンブルソーダー(一兵卒)とあるべしと言出でし此時傍に人あり問ふて曰く兵卒あるものは將校等の願使に隨ひ唯々たるものにして實に卑賤のものなるに何故其卑賤ある一兵卒とやらん事を望むやと問へり此時シュリーは潜然として涙を垂れ且憤懣の色面に溢るゝを見る依て汝は何故おれは斯くも目つ憤懣するやと問ひしに曰く嗚呼自分の日本に來りて皆さまで斯くも相愛し相親しむとどありしは實に望外の幸福あり然るに自分

が嘗て本國のマルセユーを出發する時自分の從弟ありて埠頭に來り自分は父母と共に瀛舟の甲板にて從弟に別れを告ぐる際父も母もハンカチーフを打振らし互に相圖を寫したりしが瀛船は頓て纜を解き遂に從弟の面さへ形さへ見へずありし而して此相愛し相戀しむの血族を此所と彼所に引放さるゝに至りしものゝ是れぞ全く日耳曼人が爲さしむるの所業にして日耳曼人は本國を蹂躙し寺院を毀ち製造所を打ち破れり爲めに父は製造所に行かんとするも行くこと叶はず行かねば錢を得ざるより母は我家の零落の餘り他人の洗濯や何かをして僅かに錢を貰ひ其日を過す悲しき有様とありしが食事の時も母が自分にパンを與へ母が之を食せざるより母上に何故故食べたまはぬやと問へば母は哀しや空腹ありとも十分ありと言ひ強て自分に與ふるときへ度々ありし是れと申すも敵則ち日耳曼人が所業の爲めに斯くも苦痛を嘗むるあり日耳曼人は誠に我佛國の仇あり誠に我兩親の仇あり故に自分が成長せば兵卒とありて日耳曼をにばすべし我仇敵の日耳曼を如何で此毒置くべきぞと瞞れる眼に朱を澱ぎ自ら搦すやありけん突然起つて室内に陳列しある物品を手中り次第に抛擲したりきこゝに至りて自分は彼れの年尚幼にして殊に眼に一丁字亦く親は當時に在つて一個の卑賤なる職工ありしにも拘らず斯く思想の強固にして愛國心に富みたるは殆んど一驚を喫せり以て是觀之佛人は彼れが如く愛國の志氣に富みたるを以ての故に愛國と共を

交へ不幸にして勝算を占めざりしかども其僥金を差出すに至りては滯りかく一朝之を全濟したるは大に故あるとありと思はるゝあり而して其佛人をして斯くも愛國心に富ましめたるは教育實に之が原とあり智識實に之が基とありしかと尋ねるに其斯の如く愛國の心に厚く國家に忠勇義烈あるは唯一に彼國の氣風ありといはざるべからず教育あるものには種々の別ありと雖も斯の如きの氣風を養成し得ること眞成の教育あれとの感を抱きし故に爾來自分の修めたる法律や其他の學問を以て世に立んことを厭ひ我日本人民をして彼れ佛人の如きの愛國心を起さしめん手宜く日本人民をして我日本あることを知らしむるに如かずと思惟せり又思ふに日本の書生は只日本の土の上の在りて此土を踏み乃ち日本國に生活するに過ぎずして復た夢にだも彼が如きの愛國心の地を拂ふてあるとかし將た又彼れ官吏の如きは只政府あることを知れども人民あることを知らず而して人民も亦政府あるを知りて天下國家あるを知らず此故に先づ人民をして愛國心に富ましむるは天下國家あるを知らしむると肝要あり然り而して人民をして天下國家あるを知らしめんは此の如く民選議院を設立し人民に參政權を得せしむるにあり自分が執りて動かさざる持論既に斯の如し然れども自分は元來一介の寒書生に過ぎざるより自分が斯くも國家の事に狂奔するを見て世人の皆狂を以て批評し狂を以て待つに至れり此に於てか自分の精神は愈々激して遂に自ら眞の狂たらんと

するに至る故に強て自ら之を檢制せんと欲しとさへありこれよりして自分の愛國心は豈  
 固とあり亦奪ふべからざるに立至りき於此乎愛の本の愛を知るにあり又た日本人民は日本  
 國を知るにありとのことを確認せり是れより自今は斷乎として志しを決し自由民權擴張の  
 説を新聞紙に投寄したりしが到底一八一已にての事を爲す能はざるを知り廣く日本人民と  
 交際を結ぶの必要に迫られしが東京に於て交際を求めんとせしも同地に己の少なきより  
 先づ廣く其交際を求むるの順序の岡山の自分の生國あり即ち父母の國あれば大に便利良か  
 らんと存じ一旦國に歸ることに決したり此時恰も西郷隆盛が擧兵の折柄ありし然れども自  
 分は朋友の強て抑制するにも拘へらず奮然として東京を出發し故山に歸りて地方の有志者  
 に説き或の親睦會を催し或の演說會を開きて執る所の主義を擴張し頻りに交際の要を説き  
 或は學校を起して同志の團結を計畫せり是れより後全國に通信者を配置したるが此際大坂  
 に愛國者聚集して愛國社あるものを起すに會ひしより自分も其中に加盟したり但し此時は  
 政府の爲政家たるもの多く學者風のものにして一隨に在野のもの言論を容れず在野  
 のものも奮つて爲す處あらんとする模様ありしかば自分は一旦郷里に歸り三備の有志家  
 と相謀り元老院には獻白書を差出だしたるとありしが是は御採用にあらざりき故に檄を傳  
 へ天下公衆に獻白の旨を奨誘したり此事は眞誠ある民權家より見、又或米國人等よりして

見れば或の唾笑するやも計られざれども自分は堅く官民の調和を必要としたるが故に三備  
 の有志家と謀り 天皇陛下に民選議院設立の上表したりしが若し此事にして聽かれず  
 んば或の露國の虛無黨とあり或は佛國の革命黨を生せんも知るべからざるの旨を述べたり  
 然れども太政官に於ては總て御採用なく却て我々人民總代を侮慢するの太甚しきに至りた  
 り此に於てか自分は當時最早手段盡きて志望絶ち事の成ざるを知りて暫時斷念せんかと思  
 しも衷情の止能はざるより遂に又某々大臣の私邸に就き露國の虛無黨の如き佛國の革命黨  
 の如き者の我邦に有まじけれども若し生ずるやも闘り難しと迄陳辨し以て獻白書ノ聽可を  
 乞ひしも是亦た採用あらざりし此に於て自分等の退て徳々思考し畢竟するに社變遷の順  
 序を経過せずして而して其願意を貫徹せんとするの道理上得て望べからざる者ありと覺悟  
 し人民は人民の權利則ち權利の城廓に據ること緊要なれと信じ東京に於て同志の士と相謀  
 り國會期成同盟會ある者を起したるが是れも亦遂に政府の禁過する處とありしかば尋て政  
 黨則ち自由黨の團結に着手したるも彼集會條例其他の諸規則を發布せられしに依り我々は  
 自由の團結に依り運動を爲すと能ざりしに付不得止自由黨を解散し形而下の運動を爲すと  
 どおしたるが自分の此前自由黨中に在ての幹事とあり常議員とあり地方に在ての支部を粗  
 織するの任に當り其後自分は有志家と謀議して東京に寧靜館あるものを起したりしも是亦



た政府の爲めに解散さるゝの不幸に際會したり是等の事情よりして氣紛れ半分に外國に向つて氣拔かしを爲さんと思ひ密かに大井等と謀りて乃ち今回の事に及びたる儀あり而して朝鮮計畫の事に關する意思の最後の方で中述べん(裁)其方の仕官を命じたるものあり(小林)あし被告事件に就き詳細なる顛末を申述べよ(小林)事實を外に顯せしは明治十八年三月頃大井に此の事を話せしが其の發端にして尋で五六月の交磯山に談じ七月に至り新井に談じ新井の未だ東京に歸らざる前に三人にて朝鮮計畫の分任を定め磯山の渡韓實行者に當り自分並に大井の内地に止るとに決し其後福井が歸り來り同人は磯山の補佐として渡韓することに決したり而して檄文を起草することに付山本憲を大井より招き思想を述べて起稿せしめたることあるが其起草の成りたる後之を有一館に携へ行きたり

(裁)被告の目的は朝鮮の事大黨を覆て獨立黨を助け政權を執しめて清國の羈絆を脱せしめ朝鮮をして完全なる獨立國とせらしむるにありしものか(小林)然り(裁)我國威を損じ我國旗を辱かしめられしに付復讐を爲すの目的の中にありしにはわらざりしか(小林)自分の其れ等のことに何たる念慮もあかりし何とあれば彼れ朝鮮國は尙ほ未開國なれば十七年の變亂の如きは即ち未開人の常態と見做し居たり未開國の初代に於ては此の如きことの間、有りうちのとあれば左まで驚くべきことには非ず成程表面より申さば憎むべき様なれども是

れ亦た彼の國民の元氣あるに因るものあれば左程までに憎むべきにあらざるあり即ち我國の如きも未開の時代に於て亦た是れ等と同一のとありし之を考ふるに之の是れ東洋の元氣にして是等の開明に進むの階級と云ふべしと思念し益々其獨立を補助せざる可からざるを覺悟したり(裁)朝鮮の我國に對して行へる前後數回の無禮の被告にありて更に之を咎むるとあし却て之れを補助するの意思ありしが(小林)然り憎む可き北京政府にして十七年京城變亂の如きも清國が朝鮮の土を借りあしたる者にして清國は十分ヤツ附けて遣る積りありし(裁)内地改良の點に付き念慮を起したるは何の爲めあるや(小林)是れは第一の目的あり朝鮮に事起らば必ずや日清の間に葛藤を生ぜん葛藤を生ずれば此時に方り政府の大に多端に堪へずして遂に輿論を全國に問ふに至らん(裁)然らば即ち朝鮮計畫と内地改良とは彼是と相關して終始離れざる譯合あるか(小林)素より政府も困難を極るとあらんが爲め大に内地の改良を見るに至らん併しあから朝鮮を餌とあして以て内地を改良すると云ふの譯にはあらず私に實に朝鮮を改良すると云譯には非ず私の實に朝鮮の獨立の爲めを不得の感情を抱けり彼の金玉均の如き轉た私の感情を惹起したるものあり此故に如何ともあして此計畫を遂げんことを希望したり(裁)左れば朝鮮の計畫を遂げ内地の改良を行ふと云へば朝鮮をして獨立國と爲さしめたるのみにて其目的を達し得たりとば云可らざらん如何

(小林)自分の考へも然り素より朝鮮を獨立せしめたるのみにては全く其目的を達し得たる譯にあらざる抑も自分の目的とする所は之れを區別せば三つあり第一ハ朝鮮をして獨立せしむる事第二ハ内地改良の事第三ハ支那を我國の配下とあし併せて之を懲戒する事是あり(裁)然らば朝鮮の事大黨を廢し獨立黨に政權を執らしむることハ被告等が目的の四分一位を達し得たりと云ふ譯合あるが(小林)先づ其位のものにて東洋自由の旗揚げ位の積りあり若し此計畫にして成るれば清國ハ必らずや激發するに至らん果して然るときは被告等の露國あり又佛國ありと縁故あるを以て之れ等の諸國と相通じて清國を支持するの積りありし(裁)事大黨を廢すとハ被告等にあつては其目的を達する上に於てハ手初め位と云ふへきか(小林)然り朝鮮の事大黨を廢し併く跋扈する所の清國を懲し延いて内地を改良するが即ち其目的あり(裁)唯今申立てし所ハ獨り小林一人の考がへにあらざるして大井、磯山、當時同志者一体の目的とする所ありしか(小林)自分の考への唯今申上げし通りある故大井、磯山等に於ても無論同様の考へのと、ハ信ずれども此事に就てハ別に相談致せしとあければ私より確にハ申上げ難し(裁)次の計畫の方法に關して初ハ磯山が渡韓の實考者となり被告と大井ハ内地に止つて金策者となる此の分任ハ事實相違なきか又此分任を定めし主意ハ如何(小林)分任の主意ハ凡そ事を成すにハ専任者あかるへからず又渡韓の事も三人ともに行

かずとも其中一二名渡らば事足らん且つ渡韓すれば渡韓するに付其方法等もあるとにて其引卒する所の壯士杯も渡韓者自身が信認せる者を連れ行かざるを得ざること信じ即ち分任分擔を定むるに至れり(裁)分任する上は各其分任すること就て一通の權限の定め居りしからん(小林)然り磯山、新井ハ實行者に自分と大井ハ内地に止り金策のみに任ずる都合ありし其他外國人に謀る所あり其外國人の第一金玉均、佛國人、露國人等にして尙ほ其他にも諸外國人に謀議する所ありたり(裁)ソコで分任を定むるに就ては其分任を定むるに先だち斯々の事を爲し或は爲すべしと云ふとの定め居らずしては相成るまじ(小林)左様御尋問に預りてハ御答に窮することあるが元來我々は有志者の結合にして都へて徳義上より互に良心を信認し居たること故何にも別段相談を爲し豫じめ規則を定めて計畫に従事する譯にあらざる所謂自ら放任し話すべき事の生じたる際の相會して之れを話し話すべきの必用のあらざることを話さざるの有様ありし(裁)左すれば分任を定めしとて各自の考へにて實行者たる磯山は行くべき所にも行かず中途に止り金策者たる被告等は金策に盡力せず所謂各自の氣儘勝手に打任かするも可かりと云ふか(小林)決して然らず我々同志者の交際の實に兄弟骨肉に勝りたる親密の間柄ありければ官衙或ハ會社にて事を取扱ふとの實際に大に異なる所あり(裁)如何にも其の標ある事もあらん併しおがら兄弟の間柄と雖ども大体の定め

と云ふものは付き居らん如何に兄弟の間柄と雖ども兄の出で、労働し弟は家にありて怠惰を極むるが如きとありての不都合ありと云ふべし(小林)極はり付き居れり(裁)磯山が渡韓後行ふにても何事を爲すか其爲す所の事の豫め極まらざるべからず警へていへば一田舎人が大坂より東京に遊ぶことに就ても大坂に到れば先づ第一何處に遊ぶとか何日間滞在し夫れより東京に向て出發するとか又それに就て凡そ何箇程の旅費を要するとか其邊の考へが定り居らずしては叶いざる事あるべし(小林)磯山に其大体を協議したるも其細目に至りての相談せず都て實行者に一任したり苟も大事を行ふものが些々たることに拘はりては逆も其目的は達し難かるべし(裁)併しあがら被告の目より見るとき斯の如き大事を企つるもの其細目を實行者に一任するの通常のことと思ふか知らぬと若し然るとき磯山の實際如何ある事を爲すか分らざるべくそれに内地に止つて金策に取懸ると云ふの少く極り奇き詭を承らずや(小林)第一着は事大黨を殲すに足る丈の人員と金員があれば事足れり其他のこの其都度臨機處置にて可かるべしと考へ居たり故に其他の事は豫め定め置ざりし(裁)只今申立し通りとするも先づ内地に止まる者の上に就て云ふも金千圓を擲るに方り五百圓は大井、五百圓は被告と假定するに素より兩名とも情心を生ずるが如きこととせしとするも其間に於て責任と云ふものが確立し居らずしての不都合あらん(小林)素よ

り情心を生ずるが如き不都合のあかるべし前にも申述べし如く且に事に良心に訴へ相信認して爲したることされバ官吏が規則に束縛せられて事務を執るが如き譯合のものにあらざるあり(裁)ケレト計畫に與かる人員或の使用する器械又其費用等に就ても大体の極りが付き居らずしては實行者あり將た金策者あり時に迷惑不都合を生ずるととあらん(小林)然り左様の必用ある故に分任分擔を定めたる譯にて別段に細目に關しては相談せしことなきあり(裁)計畫の目的の一通り聞きしが渡韓後實行者の着手すべき方法は如何唯目的のみ云ひては其手段の分らぬあり(小林)其事の豫め分り居らず始めより議定せしとあらざればあり(裁)然らば磯山が渡難後事大黨を殲して宜き乎一官衛の小使を殺して歸り來ても宜きか其邊の定り居らざる乎(小林)左様ある人間のあらざるべく出來る丈けのこの爲し來るべしと信したるあり(裁)磯山が事大黨を殲す方法は如何ある方法ありしか(小林)行きシツカリ遣ると云ひし故身快なる舉動はあかるべしと信したり(裁)左すれば渡難後事大黨を遊説するも先方さへ感服すれば別に戦争の爲さずして歸り來るも宜しき譯あるか(小林)否名稱は人の附する者故戦争と云ふか暗殺と云ふか何と稱するか別らざれど到底腕力に訴ふるの積りありし(裁)戦争、暗殺、何れとも始より極まること能はずとするも其實際の所は一八二人目を忍んで暗殺を行ふ積りありしか將た然らずして公然其手段を行ふ考

ありしか(小林)段々との御尋問されど實行者を信じて一任したること故都べて専任者の考へ次第ありし

(裁)人を信じて遣りしと云へど或は暗殺とか或は遊説とか或は戦争とか其手段が極まりが附かずして其の人を信用するの根元なきにあらずや(小林)私共の向うで腕力の用ゆる積もりにてありしされど暗殺とか戦争とかそれは別かり居らず只シツカリ遣つて呉れど頼みたり(裁)只シツカリ遣つて呉れど云ふた所が先方の對手次第にて勝敗のことも分り難き都合あらん(小林)左様併し對手の事大驚の政府に立つみの故大概の分り居りて十人遣れば十人丈け廿人遣れば廿人だけの力を出しコソとせず花々敷賑やかにやる積りありし(裁)花やかに遣るれば日本義徒とか何と云へる所でも立てて押渡るとか何と云へせしめて暗夜に頼り忍び入りて暗殺するが如き手段にては逆て花やかにの行かざるべし被告が當時の考へを聞きまし(小林)其故檄文まで作りたる位にて暗夜に忍び入りて暗殺をするが如き考へばあかりし(裁)警察署第三回の調書に磯山に進退の懸引を任じたる故に彼等は何事を爲すか云々内地に殘るものと渡韓するものと分ちしは何年何月ありや云々とあるが此の調書のことば相違なきや(小林)然り止むを得ざる場合に殺伐にやること知り居れり(裁)尙ほ同調書中朝鮮に事を擧ぐるは唯内地改良の餌にあらざる米國獨立の如く瑞西の歐州

に於けるが如く(中略)同地に活劇場を設け役者の何人か如何あることを爲すあらん云々とあるの相違なきか(小)相違なし(裁)尙ほ同調書中に内外相應する儀に付新井に協議せしことなきやとの間に對し何時やる積り何時やる何時やれとの暗號の約束を爲したり云々とあるは認め居るか(小)ハイ約束の致せり(裁)斯くの如き約束あり稍拒示等にも約すること云ひ附けしとあれば其以前にあつての充分是等の約束相談等は爲しさうあるものと考へらるが如何(小)併し是の事を擧げしことを報する約束を爲せし者にて別段此外に約束を爲せしことなし(裁)被告豫審第三回の調書に自分の元來腕力を以て爲すと好まず(小)一寸御待を願ひたし其所は私が豫審にて云ひ間違へし故早速變更の儀を中立てたり(裁)兎に角聞け自分は元來腕力を以て爲すことを好まず自分の考にて成るべく辨論を以てせんとを主張せり云々とあり如何(小)然り其通りあり(裁)尙ほ年は無けれども多分十八年からん七月廿七日田丸知事へ被告より差出せし書面あり同書面中第八回調書に自分より大井に對し朝鮮計畫に同意を求めたるの常に自由改進黨の進路を取り日とあり月とあり第十九世紀の世界に立ち云々とあり是れを認むるか(小)其れに相違なき(裁)同調書中に朝鮮獨立の戦端の事を談議云々とあり此の戦端とい如何ある主意か(小)戦端の矢張戦端あるに相違なし(裁)然らば前刻の豫め明確ならずと云ひ今茲に戦端とあるの如何(小)自分の彼の百年の昔